



湯浅町歴史的風致維持向上計画（第2期）

和歌山県湯浅町

令和8年3月

湯浅町歴史の風致維持向上計画
(第2期)

和歌山県湯浅町

令和8年3月

はじめに

湯浅町は、海、山、川に囲まれた自然豊かな町であるとともに、醤油醸造の発祥の地として栄えた醸造の歴史や、熊野古道の人々の往来、海辺の漁業や段々畑のみかん等の栽培など、様々な歴史的環境や人々の営みが受け継がれています。

和歌山県で初めて平成28年(2016)3月に認定された、第1期の「湯浅町歴史的風致維持向上計画」では、これらの歴史的風致を活かしたまちづくりを掲げ、多くの施策に取り組んできました。湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区を中心とした歴史的建造物の保存修理事業をはじめ、旧栖原家住宅の改修と一般公開、湯浅駅周辺では、湯浅駅の旧駅舎を改修し周辺整備を実施して人々が集える空間づくりをおこなう等、歴史を活かしたまちづくりを進めてきました。また、平成29年(2017)4月には、日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が認定され、国内外の方々に観光に訪れてもらえるようになりました。

これをさらに充実させ、地域経済の好循環に繋げていく必要があることから、この度、第2期計画を作成しました。第2期計画では、創業支援や土産物開発を事業に位置付けるとともに、湯浅駅周辺と伝統的建造物群保存地区を周遊できるよう、歴史的建造物を活用していくことや、よりよい景観を形成していくための取組を進めることとしています。これにより、湯浅町の歴史を活かしたまちづくりを、さらに推進していく所存です。

最後になりましたが、第2期計画作成にあたり、ご助言等をいただきました湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和8年3月

湯浅町長 上山 章 善

目 次

序章

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	2
4. 計画策定（変更）の経緯.....	4
5. 第1期計画の概要.....	5

第1章 湯浅町の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境	
（1）位置.....	7
（2）地形・地質・水系.....	8
（3）気象.....	12
2. 社会的環境	
（1）町の合併経緯.....	14
（2）土地利用.....	15
（3）人口動態.....	16
（4）交通機関.....	17
（5）産業.....	18
（6）観光.....	22
3. 歴史的環境	
（1）歴史.....	24
（2）湯浅とゆかりの深い人々.....	33
4. 文化財等の分布状況	
（1）指定等文化財.....	39
（2）主な未指定文化財.....	54
（3）日本遺産「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅.....	57
（4）世界農業遺産 有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム.....	58

第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致の概要・分布状況.....	59
2. 歴史的風致の内容	
（1）醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致.....	60
（2）熊野古道に見る歴史的風致.....	69
（3）明恵の足跡に見る歴史的風致.....	80
（4）三面獅子の舞う祭礼に見る歴史的風致.....	88
（5）海辺の営みに見る歴史的風致.....	99
（6）みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致.....	108

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	
（1）歴史的風致を活かした観光まちづくりに関する課題.....	116
（2）歴史的建造物等の保全と活用に関する課題.....	117
（3）歴史的風致の継承に関する課題.....	117
（4）周辺環境の景観形成に関する課題.....	118
（5）歴史・文化遺産に関する課題.....	119
2. 既存計画（上位・関連計画）.....	120
（1）第四次湯浅町長期総合計画.....	121
（2）第3期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	122
（3）湯浅町都市計画マスタープラン.....	123
（4）湯浅町文化財保存活用地域計画.....	125
（5）湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画.....	126
（6）湯浅農業振興地域整備計画.....	126
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	
（1）歴史的風致を活かした観光まちづくりに関する方針.....	127
（2）歴史的建造物等の保全と活用に関する方針.....	127
（3）歴史的風致の継承に関する方針.....	128
（4）周辺環境の景観形成に関する方針.....	128
（5）歴史・文化遺産に関する方針.....	129
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制.....	130

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布.....	131
2. 重点区域の位置及び区域.....	133
3. 重点区域の指定の効果.....	136
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	
(1) 都市計画法.....	137
(2) 景観法.....	138
(3) 屋外広告物条例.....	139
(4) 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画.....	140
(5) 湯浅農業振興地域整備計画.....	141

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 湯浅町全体に関する事項	
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針.....	142
(2) 文化財の保存修理（整備）に関する方針.....	142
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針.....	143
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針.....	144
(5) 文化財の防災に関する方針.....	144
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針.....	145
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針.....	145
(8) 湯浅町教育委員会等の体制と今後の方針.....	146
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針.....	146
2. 重点区域に関する事項	
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画.....	147
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画.....	147
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画.....	148
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画.....	148
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画.....	149
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画.....	150
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画.....	150
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画.....	150

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針.....	151
2. 事業.....	153

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方.....	165
2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準	
(1) 指定対象の要件.....	165
(2) 指定基準.....	166
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補.....	166

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方.....	168
2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針.....	168
3. 届出不要の行為.....	169

序章

1. 計画策定の背景と目的

湯浅町では、平成 20 年(2008)5 月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、歴史文化と伝統により培われた人々の活動が根付く良好な歴史的風致を貴重な資産と位置づけ、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、歴史的風致の維持向上を図り、地域活性化を推進するため、「湯浅町歴史的風致維持向上計画」を作成し、平成 28 年(2016)3 月に国の認定を受けた。

以降、様々な取組を通して、歴史まちづくりの推進を図ってきた。湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区を中心に、修理・修景事業等を通じた歴史的景観の維持向上や、来訪者が訪れる拠点施設の整備・運営、駐車場等の受入機能強化、文化財の調査と新規指定等による文化財保護措置の適用の推進等を進め、特に旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋(以下、「湯浅駅旧駅舎」という。)を中心とした湯浅駅周辺整備事業として、湯浅駅旧駅舎の再整備をはじめ、図書館等が入る複合施設「湯浅えき蔵」や「おちゃと公園」等の人が集うエリアとしての整備が行われ、歴史的建造物を核とした賑わい空間の創出が実現した。さらに、平成 29 年(2017)4 月には、日本遺産『「最初^{いってき}の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅^{きしゅう}』の地域型認定を受け、湯浅町の歴史や文化に触れることを目的とした観光客が増加した。

しかしながら、過疎化の影響による空き家の増加が見込まれる中、歴史的建造物の維持が困難になること、観光客が訪れても、飲食や物販、宿泊といった店舗等が増えていかないこと、いまだ実現していない大規模な都市景観向上の施策があること等、引き続き残された課題があることも事実である。

これらの課題解決のため、令和 3 年(2021)12 月に認定を受けた「湯浅町文化財保存活用地域計画」を踏まえ、湯浅町固有の歴史的風致をより一層まちづくりに活かし、良好な景観の形成や、歴史的資源の有効活用を通じた、さらなる地域経済の好循環を生み出すための取組を推進していくため、湯浅町歴史的風致維持向上計画(第2期)を策定することとした。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和8年(2026)度から令和17年(2035)度までの10ヵ年とする。

3. 計画の策定体制

本計画は、関係団体や文化財所有者、学識経験者等で構成する湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会(法定協議会。以下、「推進協議会」という。)での意見を踏まえるとともに、関係機関(国、県)の助言等を受けながら、関係部署で構成する「湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議」において検討を重ね、教育委員会が主担当となって策定した。

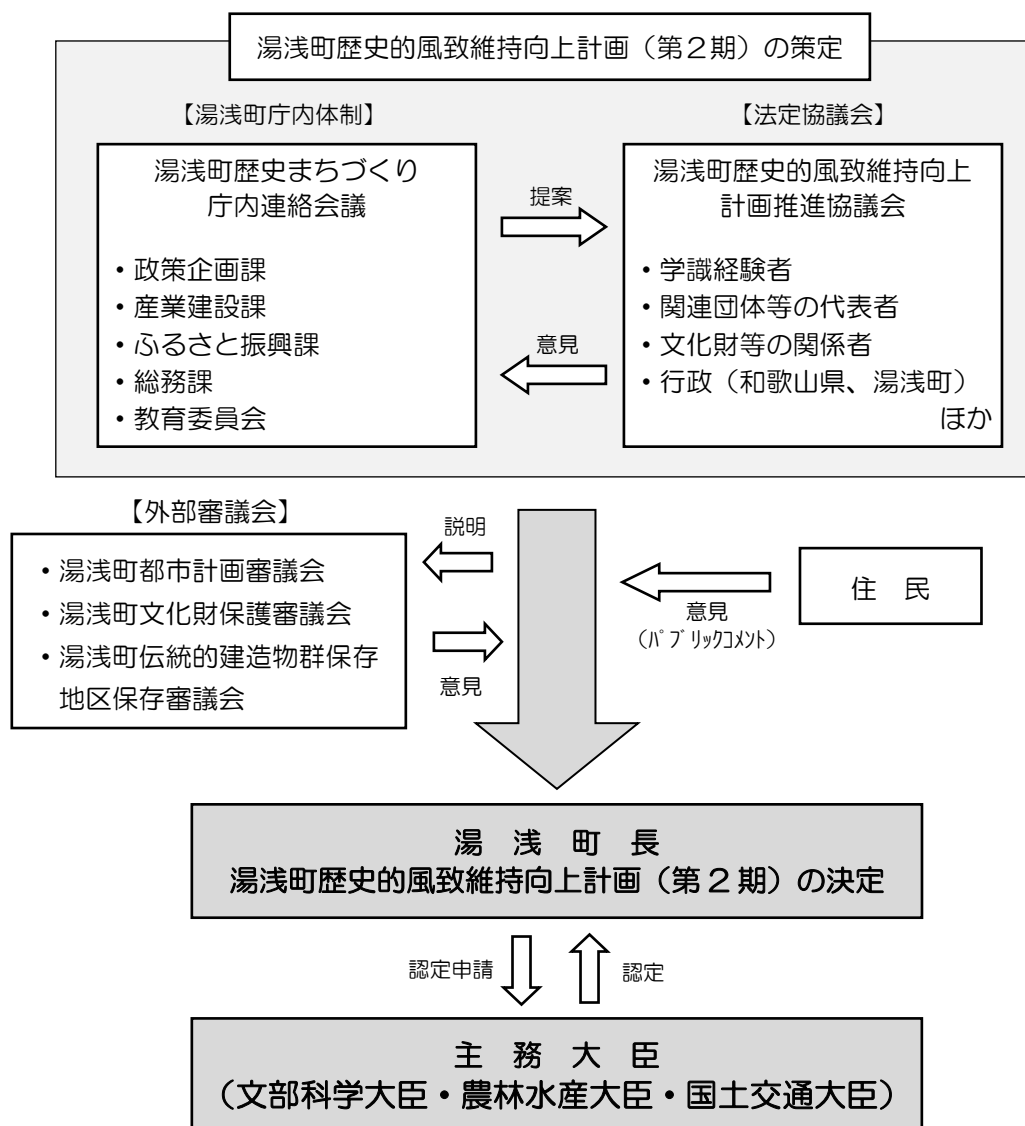


図 0-1 計画の策定体制

表 0-1 湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員名簿

令和8年1月1日現在

氏 名	所 属	備 考
生田 俊示	湯浅町文化財保護審議会 委員長（郷土史家）	学識経験者
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科 教授	学識経験者
千森 督子	和歌山信愛大学教育学部こども教育学科 客員教授	学識経験者
○ 山本 新平	元(公財)和歌山県文化財センター 参与	学識経験者
上垣内 修	区長連絡協議会 会長	地域関係者
北村 忠治	湯浅町商工会 会長	地域関係者
上野 祥宏	一般社団法人湯浅町観光協会 会長	地域関係者
松本 光成	湯浅町議会 議長	地域関係者
藪野 博孝	湯浅伝建地区保存協議会 会長	文化財所有者等
長尾 常民	顯國神社 宮司	文化財所有者等
樫原 誠	國津神社 宮司	文化財所有者等
関本 愉香子	和歌山県文化遺産課 課長	行政関係者
前山 勝彦	和歌山県県土整備部都市住宅局長 都市政策課長事務取扱	行政関係者
児嶋 史晃	有田振興局地域づくり部 部長	行政関係者
川島 照史	有田振興局建設部 部長	行政関係者
柏木 保行	湯浅町 副町長	行政関係者
◎ 垣内 淳	湯浅町教育委員会 教育長	行政関係者

※「◎」:会長、「○」:副会長

4. 計画策定(変更)の経緯

本計画の策定(変更)経過は以下のとおりである。

表 0-2 計画策定(変更)の経緯

	日 付	項 目
第1期計画	平成28年2月26日	認定申請
	平成28年3月28日	認定
	平成31年3月22日	軽微な変更届出
	令和4年6月3日	軽微な変更届出
第2期計画	令和6年7月4日	湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議
	令和7年5月8日	湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議
	令和7年5月23日	湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会
	令和7年11月14日	湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会
	令和8年1月20日	湯浅町文化財保護審議会
	令和8年1月	パブリックコメント

5. 第1期計画の概要

平成28年(2016)3月に国の認定を受けた「湯浅町歴史的風致維持向上計画」(第1期計画)では、湯浅町における維持・向上すべき歴史的風致として以下の7つに整理した。

第1期計画では、7つの歴史的風致の中でも町として特段の施策を展開することで最大限効果が発揮され则认为られる範囲を重点区域として、段々畑の景観が広がる田や栖原^{はら やまだ}、山田といったエリアや、國津神社^{くにつ}、施無畏寺^{せむいじ}、湯浅城跡^{ひろ}、広城跡^{しょうらくじ}、勝楽寺周辺等の文化遺産が所在する付近を広く囲った約412haを重点区域として設定した。

湯浅町は重点区域を中心として、修理・修景事業等を通じた歴史的景観の維持向上や、文化財保護措置の適用の推進、湯浅駅旧駅舎の再整備など様々な取組を通して、歴史まちづくりの推進を図ってきた。

表 0-3 第1期計画において整理した歴史的風致

歴史的風致	歴史的風致の概要
①醤油・金山寺味噌 醸造に薫る歴史的 風致	“醤油発祥の地”といわれる湯浅では、伝統的な醤油と金山寺味噌の醸造が今日まで受け継がれ、醸造家の町家や土蔵が建ち並ぶ重要伝統的建造物群保存地区では、醤油の芳香とともに、醸造の歴史が感じられます。
②熊野古道に見る 歴史的風致	熊野古道は、熊野三山への参詣道です。中世には豪族湯浅氏の隆盛とともに、多くの人々が行き交い、文化が交流する道でした。沿道には王子社や寺社があり、信仰の道として今も町の根幹を成すこの道には、往来による人々の賑わいがみられます。
③明恵の足跡に見る 歴史的風致	湯浅氏の一族である鎌倉時代の高僧・明恵上人は、白上の地で修行を積み、刈藻島を愛してやみませんでした。明恵のために白上に開かれた施無畏寺では、現在でも明恵を偲ぶ会式が営まれ、刈藻島では法要と清掃活動が行われています。明恵の故郷への思いは、その足跡を大切に人々の活動によって守り継がれています。
④顯國神社の祭礼に 見る歴史的風致	顯國神社では、毎年10月18日に「湯浅祭(秋祭)」が行われています。祭礼では、三面獅子が舞い、町組から出された騎馬武者や神輿が、伝統的な町並みが残る町内を練り歩きます。かつて有田地方随一といわれた湯浅祭は、時代にあわせて形を変えつつ続けられ、地域の絆を深めています。

歴史的風致	歴史的風致の概要
⑤國津神社・幸神社 の祭礼に見る 歴史的風致	田の國津神社の祭礼のうち、毎年10月15日に行われる「田村祭」は、神輿渡御や太鼓を載せた山車、三面獅子舞など古式に則り行われています。同じく栖原の幸神社でも毎年10月16日に「栖原祭」が行われ、神輿を担ぐ掛け声と太鼓や笛の音が集落中に響き渡り、ハレの雰囲気包まれます。
⑥海辺の営みに見る 歴史的風致	湯浅の人々は、優れた操船技術を持って、海運や漁業を発展させました。海岸沿いでは、漁業との関係が深い神社の祭礼や、伝統的な四つ手網による「シロウオ漁」が継承されています。海への畏怖と感謝の思いは、現在の人々にも受け継がれています。
⑦みかん・三宝柑・ びわ栽培に見る 歴史的風致	平地の少ない湯浅町では、山の斜面地を利用してみかんや三宝柑、びわといった農作物の栽培が行われています。特に、海の沿岸部では、湯浅湾を臨む斜面地に石積みの段々畑が広がり、先人たちの工夫と豊かな自然の恩恵が、湯浅町固有の歴史的風致を形成しています。

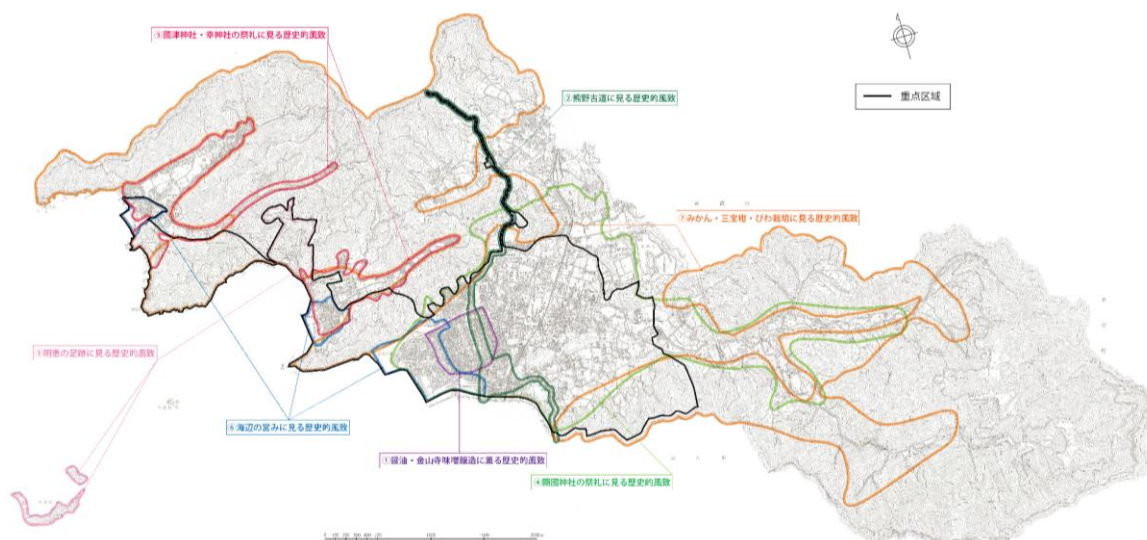


図 0-2 第1期計画における重点区域と歴史的風致の分布図

第 1 章 湯浅町の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

湯浅町は、紀伊半島の北西部、有田郡の西部に位置し、県庁所在地の和歌山市から約 20 km 南下したところにある。町域は、東西方向 6.5 km、南北方向 3.5 km に広がる。総面積は約 20.80 km² であり、和歌山県内では、30 市町村中第 28 位の小面積である。

西には紀伊水道に面した湯浅湾が広がり、北は有田市と、東は有田川町と、南は広川町と接している。湯浅湾は有田市の宮崎の鼻から由良町の白崎までの間の海域を指し、湾内には鷹島や黒島などの島々がある。湯浅町域には毛無島・苅(刈)藻島が存在する。

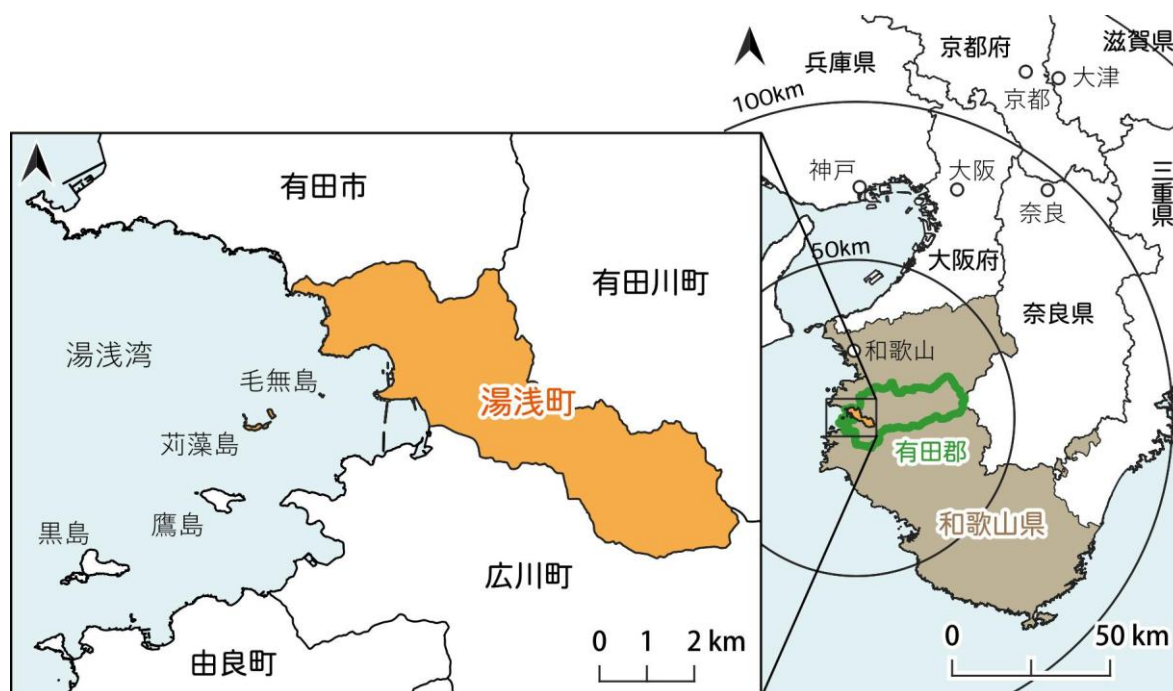


図 1-1 湯浅町の位置

※「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」(国土交通省)を加工して作成。

(2) 地形・地質・水系

1) 地形

東部及び北部には丘陵地や山地が、中央部には平野が広がる。東部の山地を主な水源とする山田川水系の河川によって中央部に^{ちゅうせき}沖積平野が形成され、山田川は中央部西側で湯浅湾に流れ込む。北部から中央にかけての西側は湯浅湾と接しており、西有田県立自然公園に指定されているリアス海岸を形成している。海岸線の大部分はがけ地であるが、^{すはら}栖原地区には和歌山の朝日・夕陽 100 選(和歌山県観光連盟選定)に選ばれている栖原海岸が広がるほか、中央部の山田川河口部は埋め立てによる人工改変がなされている。

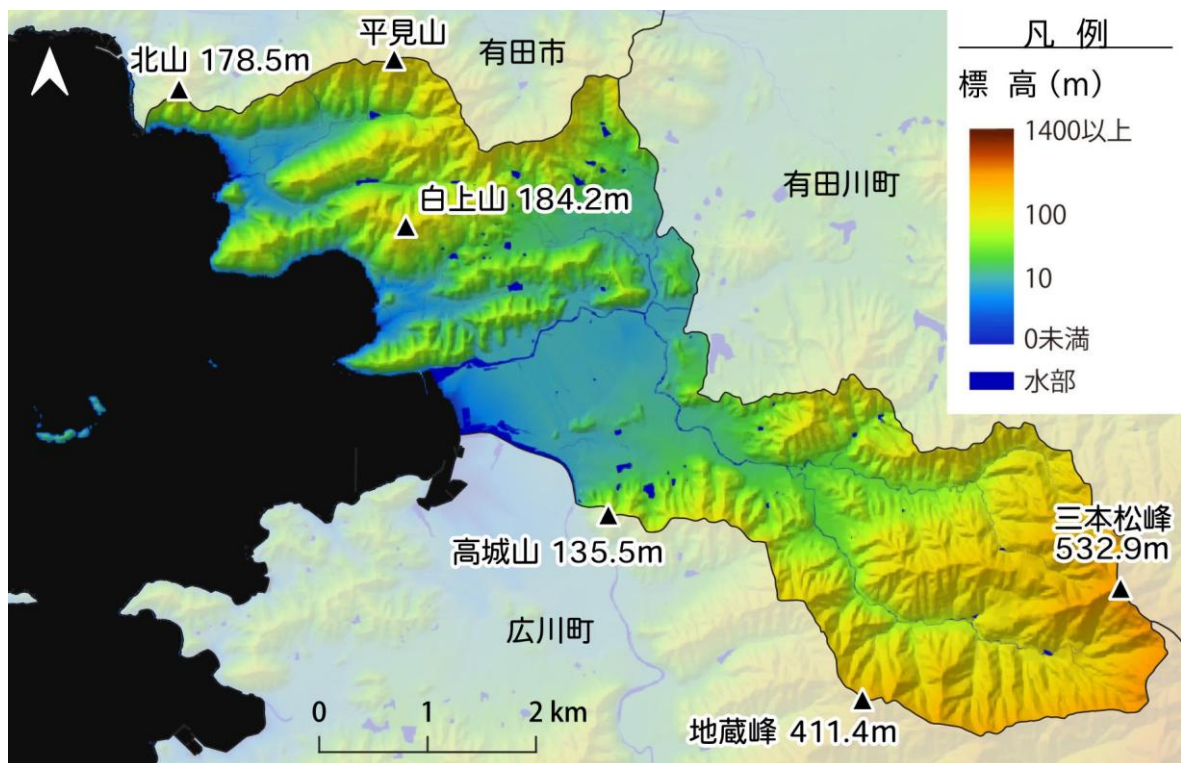


図 1-2 湯浅町の標高

※「デジタル標高地形図【技術資料 D1-No.972】、国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」(国土交通省)を加工して作成。

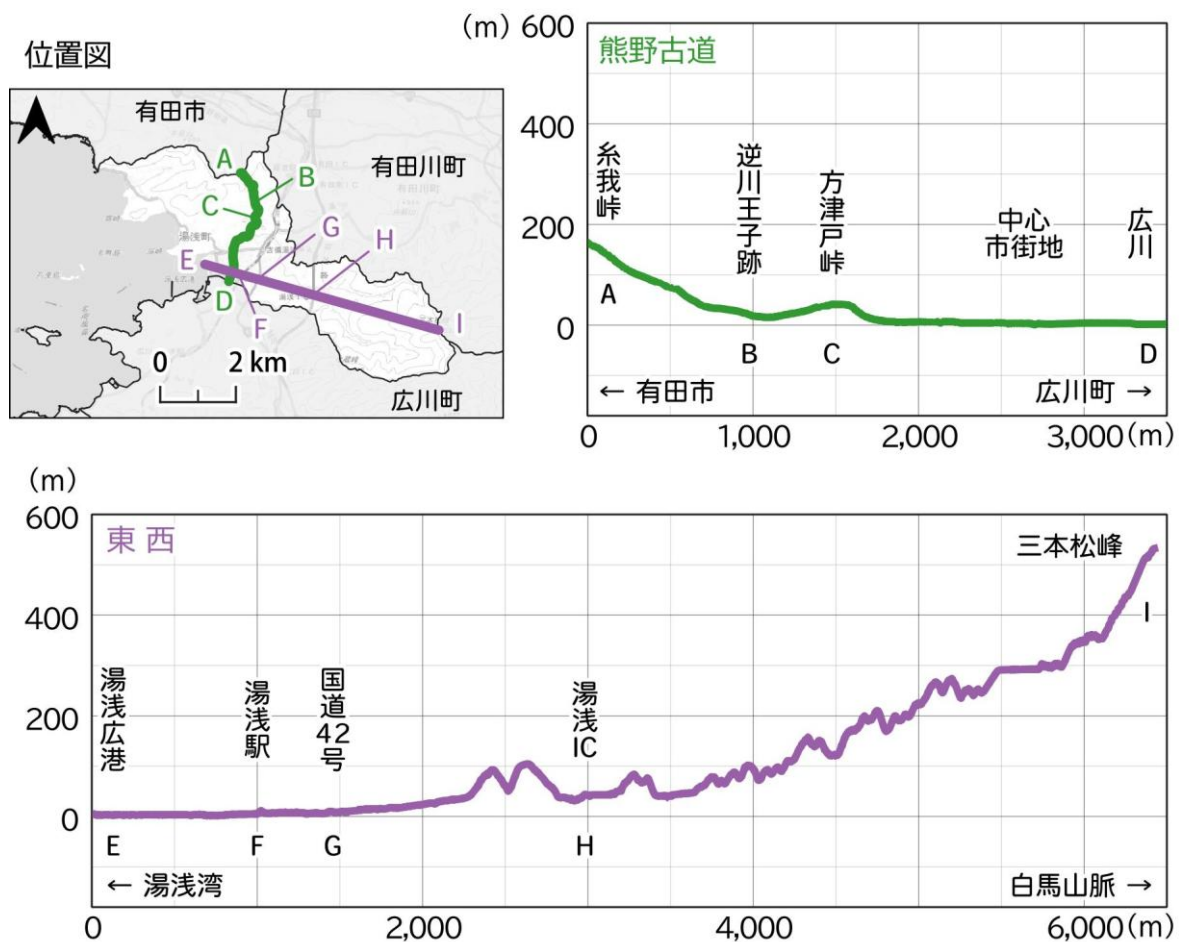


図 1-3 湯浅町の地形断面

※断面図は「基盤地図情報(数値標高モデル)」(国土地理院)をもとに作成。位置図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

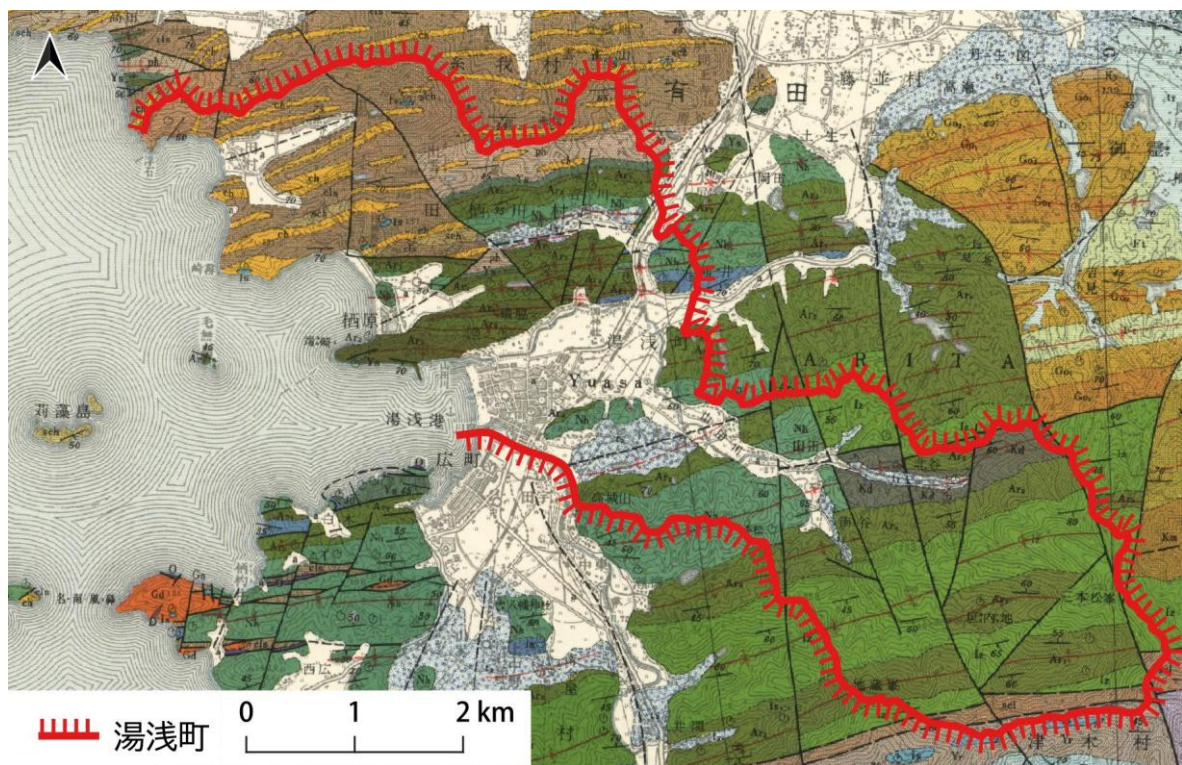
2) 地質

湯浅町は、紀伊半島を東西に帯状に連なる秩父帯^{ちちぶたい}に位置し、中・古生代の年代の異なる地層と岩体が混在し、複雑な地質構造をなして分布している。

湯浅町北部の山地では古生代の秩父系の地層がみられ、主に粘板岩、砂岩、チャート、千枚岩類、輝緑凝灰岩類^{ねんぱんがん}によって構成されている。

一方、中部の丘陵地から東部の山地にかけては、中生代の白亜系^{はくあ}の地層が見られる。白亜系の地層は下位から領石層群^{りょうせきそうぐん}の湯浅層・北谷層、下部物部川亜層群^{きただに}の有田層、上部物部川亜層群^{ものべ}の西広層・井関層に分類される。北谷層、有田層、井関層は沖合の海底で形成された地層、西広層は汽水域で形成された地層である。湯浅層は海辺の堆積物と陸成の堆積物から形成された地層で、北部ほど陸成の堆積物の要素が多くなる。

山麓部や平野部は段丘堆積物や沖積層に覆われている。



凡例

第四紀	
沖積層（砂・礫および粘土）	a
新期段丘堆積物（礫および砂）	

中生代 古白亜紀	
〈上部物部川亜層群〉 西広層（石英質－アルコーズ砂岩 および頁岩）	Nh
井関層（砂岩および頁岩）	Iz
〈下部物部川亜層群〉 有田層（頁岩及び砂岩）	Ar ₂
有田層（石灰岩）	ls
有田層（礫岩）	Ar ₁
〈領石層群〉 湯浅層（礫岩および砂岩）	Ys
北谷層（頁岩および砂岩）	Kd

中生代 時代未詳	
〈四万十累層群〉 由良層（頁岩および砂岩）	Yr

古生代 上部古生代		
秩父系	（砂岩）	sd
	（粘板岩および砂岩）	cls
	（千枚岩質岩）	ph
	（チャートおよび珪岩）	ch
	（輝緑凝灰岩）	sch
—	（砂岩および粘板岩）	scl

図 1-4 湯浅町の地質

※「5万分の1地質図幅(海南)」(産業総合研究所地質調査総合センター)および「国土数値情報(行政区画データ第 3.1 版)」(国土交通省)を加工して作成。

3) 水系

湯浅町を流れる河川は、主に山田川水系に属している。山田川は三本松峰^{さんぽんまつみね}を源流とする延長約 6.5 km の短い河川で、北谷川^{きただにがわ}や熊井川^{くまいがわ}、逆川^{さかがわ}などの支流と合流し、湯浅町の中央部で湯浅湾に流れ出る。その他、田地区には中山丘陵から湯浅湾に流れ出る出合川^{あいがわ}があるほか、白馬山脈^{しらま}から広川町を流下し、湯浅町と広川町の境から湯浅湾に出る広川がある。

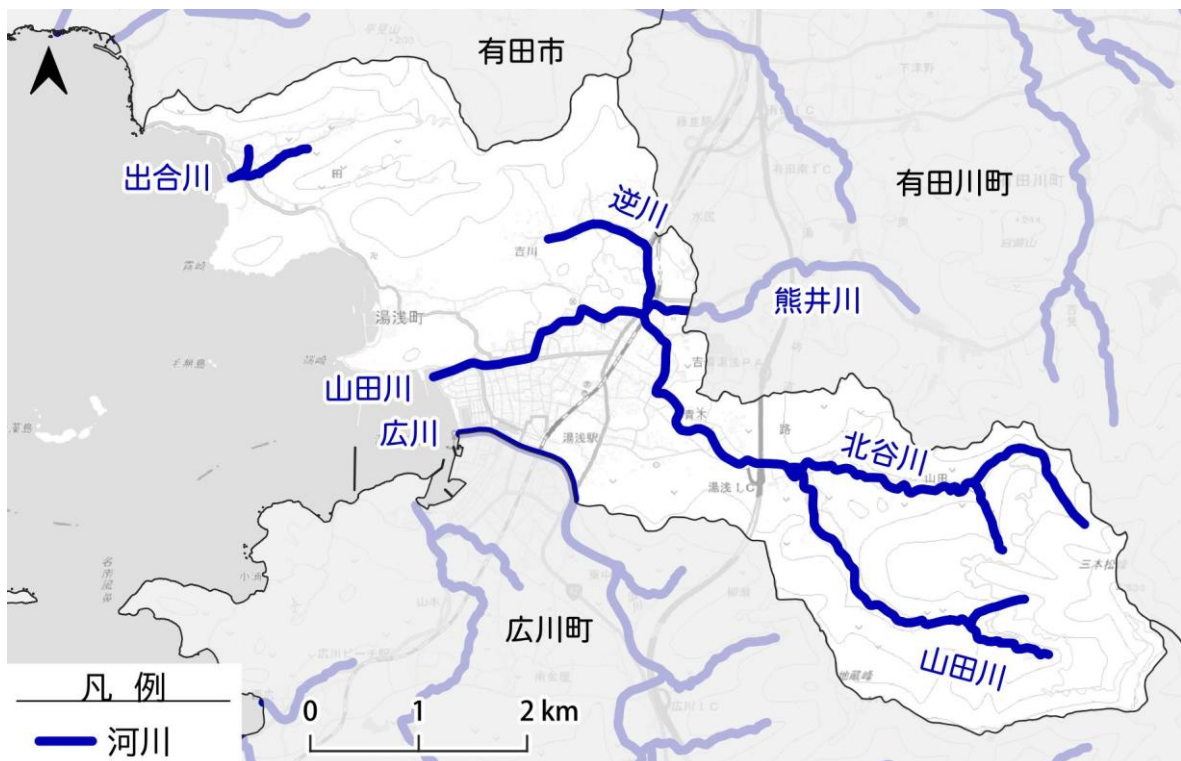


図 1-5 湯浅町の水系

※「国土数値情報(河川データ 2009 年度～2006 年度版、行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(3) 気象

湯浅町の気候は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間で温帯に属する位置にあり、比較的温暖な気候である。湯浅町における気候に関する観測は、町内に設置されているアメダス湯浅観測所の降水量の観測のみであるため、その他の情報は和歌山地方气象台（和歌山市所在）の観測情報を示す。各観測情報は平成 7 年(1995)から令和 6 年(2024)の平均値を示す。

年平均気温は 17.1℃である。月別平均気温で見ると、1 月が最も低く 6.2℃、8 月が最も高く 28.6℃であり、年間を通じて温暖な気候である。

年間降水量は 1692.5 mm であり、降水量のピークは梅雨期の 6、7 月と台風による降雨の多い 9 月である。一方、冬期の降水量は少なく、積雪になることは稀である。

年間日照時間は 2151.1 時間であり、ピークは 8 月の 242.3 時間、最も短いのは 1 月の 138.5 時間である。

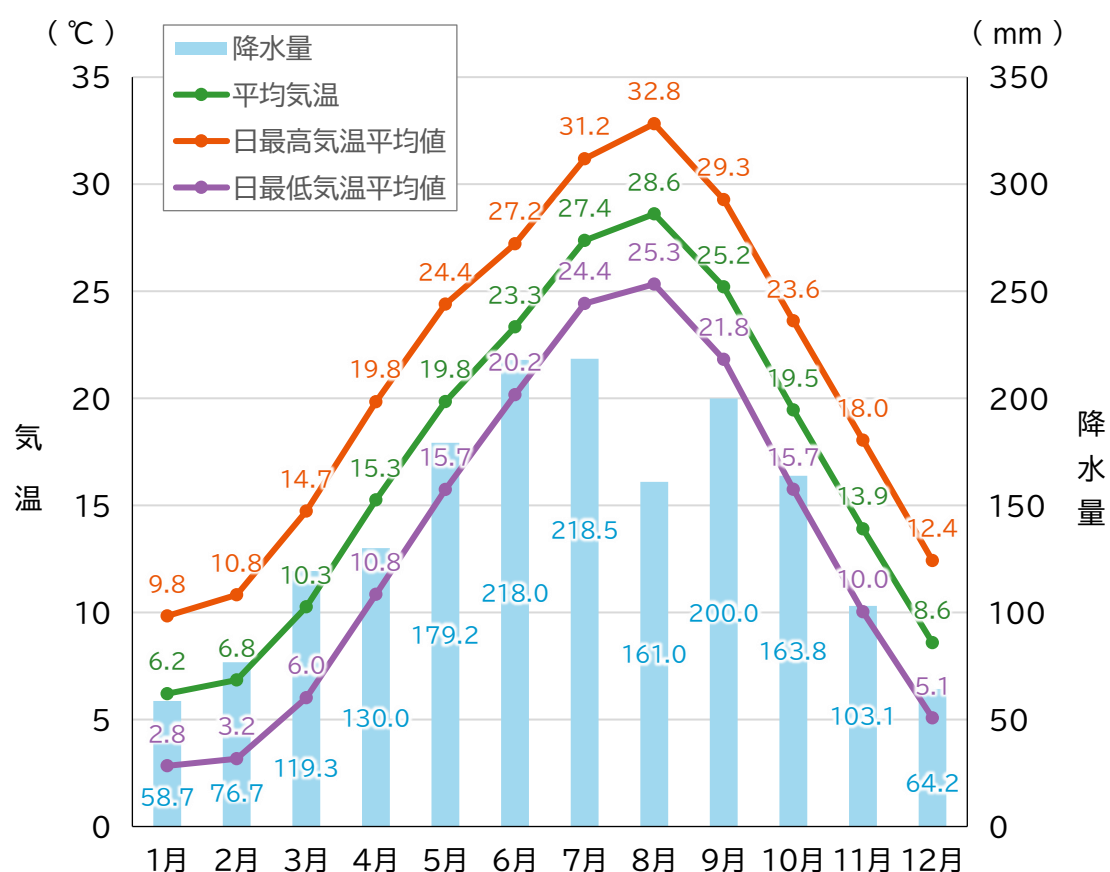


図 1-6 月別気温及び月別降水量 [平成 7 年(1995)～令和 6 年(2024) 平均値]

(出典:[月別気温]気象庁和歌山地方气象台、[月別降水量]気象庁アメダス湯浅観測所)

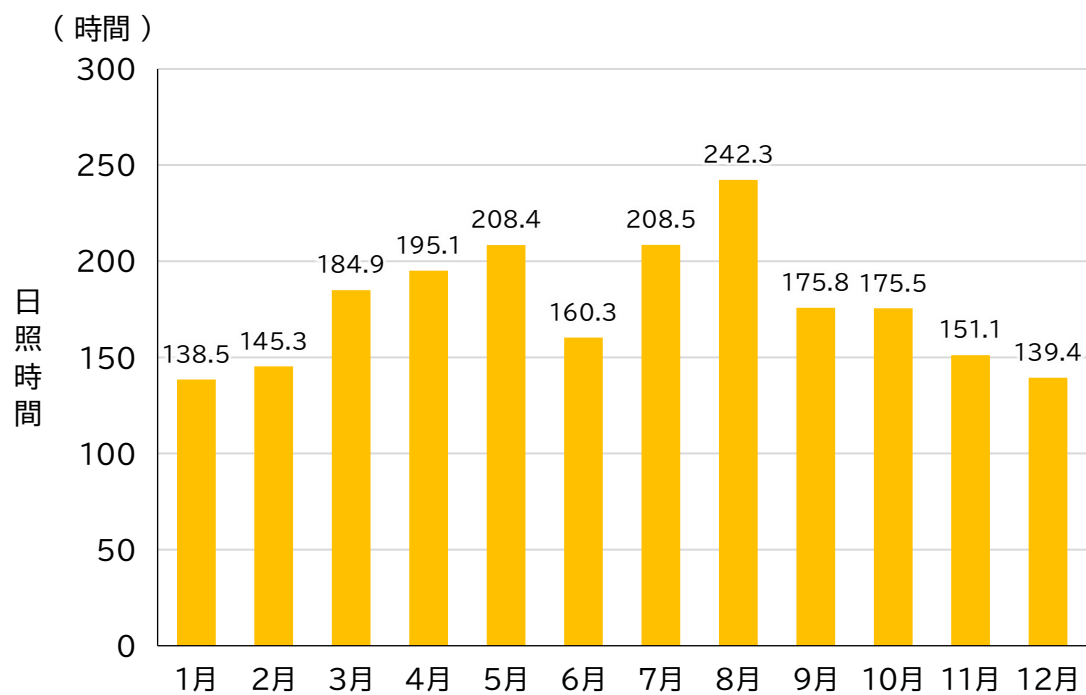


図 1-7 月別日照時間 [平成 7 年(1995)～令和 6 年(2024) 平均値]

(出典:気象庁 和歌山地方气象台)

2. 社会的環境

(1) 町の合併経緯

現在の湯浅町域は江戸時代には湯浅荘と呼ばれ、^た田村、^{すはら}栖原村、^{よしかわ}吉川村、^{べっしょ}湯浅村、^{あおき}別所村、^{やまだ}青木村、^{やまだ}山田村の 7 ヲ村が存在した。明治 22 年(1889)に市町村制が実施され、湯浅、別所、青木、山田の 4 ヲ村が合併して湯浅村に、田、栖原、吉川の 3 ヲ村が合併して田栖川村になった。明治 29 年(1896)には湯浅村が町制を施行し湯浅町となった。その後、昭和 31 年(1956)に田栖川村が湯浅町に合併して、現在の行政区域の基礎が確立された。なお、現在の大字は湯浅町域に存在した 7 ヲ村の範囲を引き継いでいる。

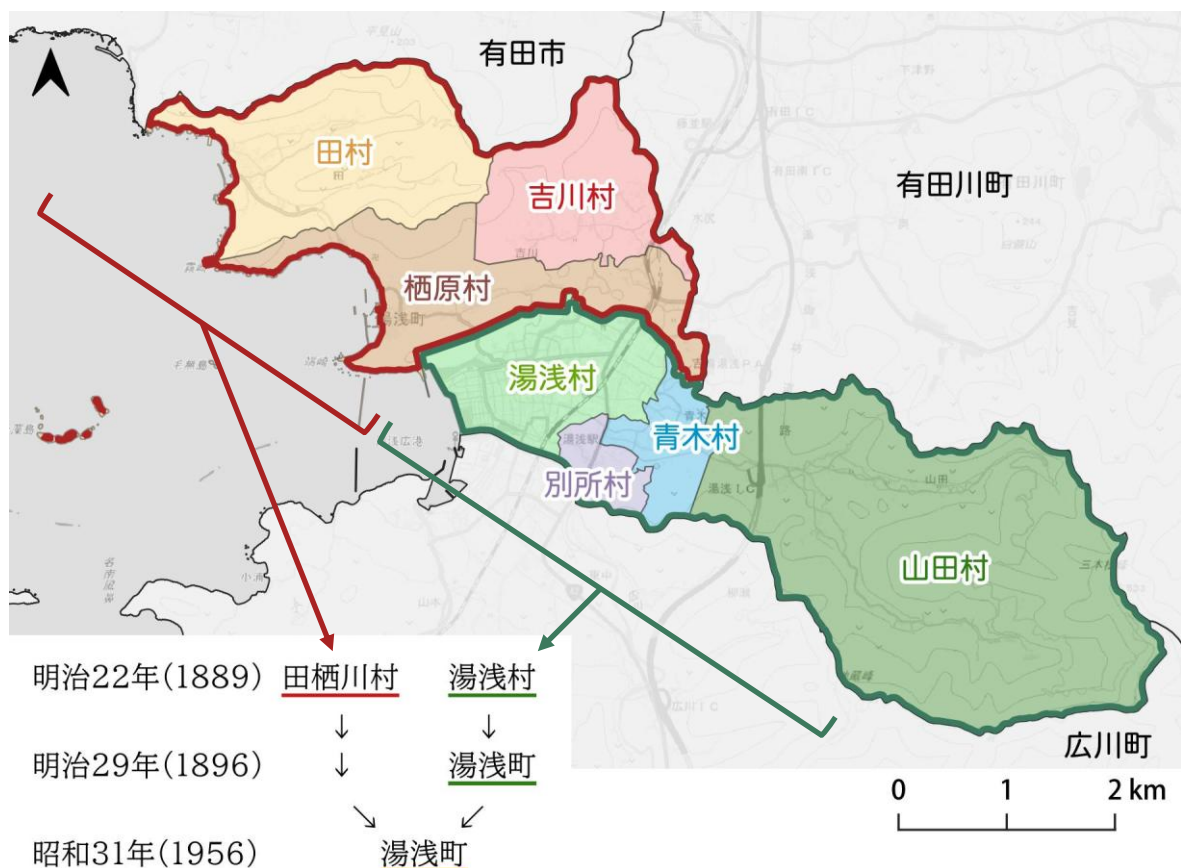


図 1-8 明治の合併前の行政区域と合併経緯

※「令和2年国勢調査 町丁・字等境界データ」(政府統計の総合窓口)および「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(2) 土地利用

湯浅町は約 7 割が山地丘陵部で、平野部は 3 割程度となっている。南北に縦断する国道 42 号と湯浅駅を中心とした平野部に市街地が形成されており、湯浅、別所、青木及び栖原地区に都市計画区域(約 638 ha)が指定されている。農地は丘陵部、傾斜地に樹園地が開け、約 1,908 ha が農業振興地域に指定されている。(令和 7 年(2025) 4 月 1 日現在)

土地利用の比率は、森林及び田以外の農用地がそれぞれ約 4 割を占め、建物用地は約 1 割半程度である。

近年の土地利用転換の傾向としては、国道以東の宅地化が進んでいる。

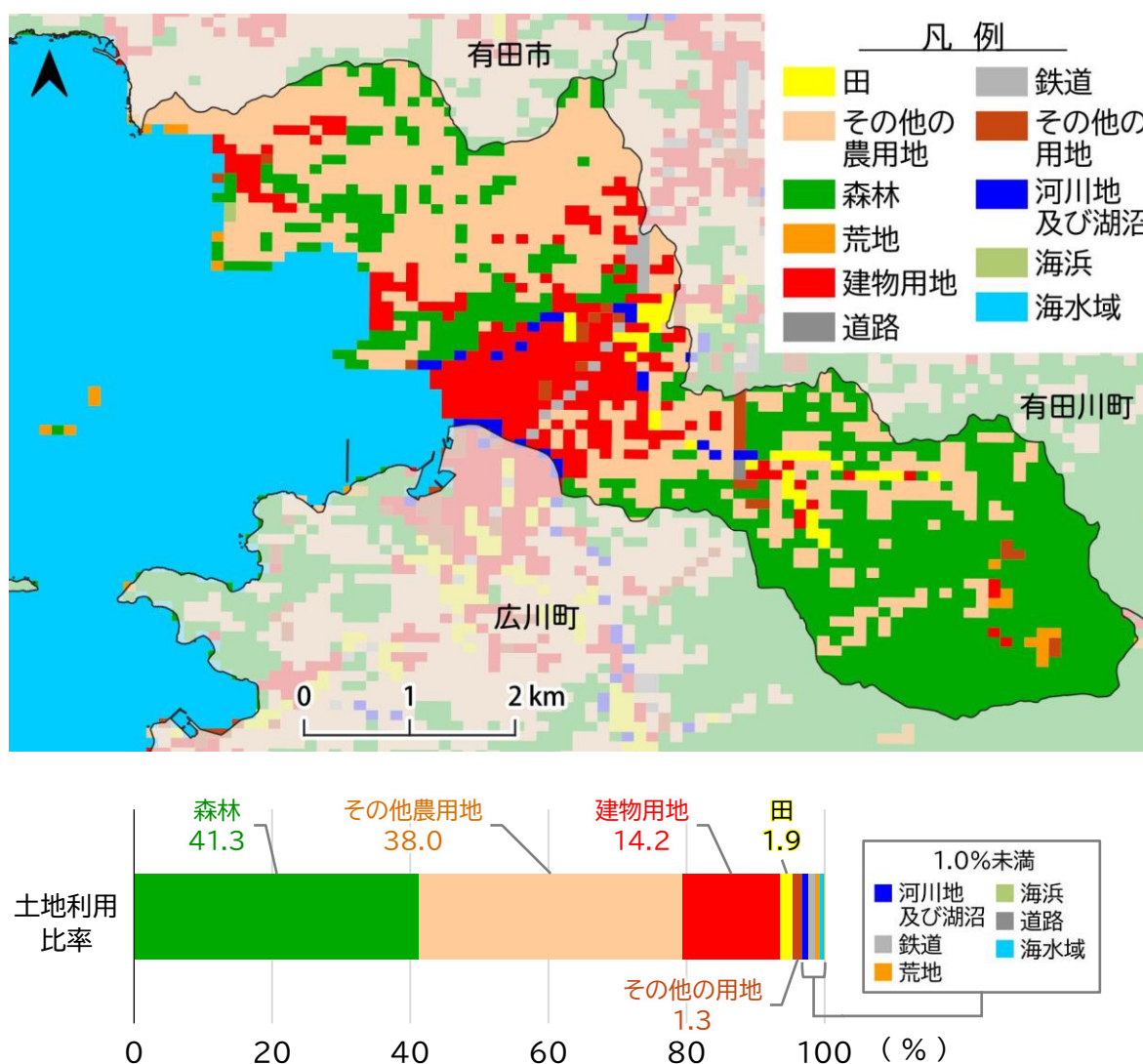


図 1-9 湯浅町の土地利用図及び土地利用比率

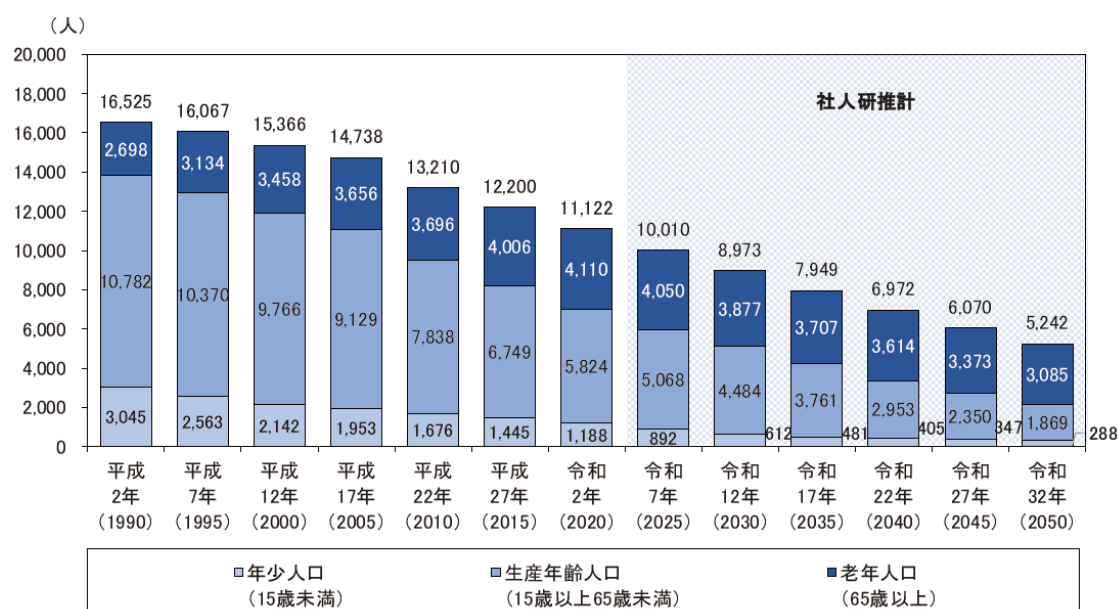
※図は「国土数値情報(土地利用細分メッシュ 2021 年度版、行政区域データ第 3.1 版)」(国土交通省)を加工して作成。比率は GIS 上で算出。

(3) 人口動態

湯浅町の人口は、戦後しばらく 17,000 人前後を横ばいで推移してきたが、昭和 60 年(1985)の 17,171 人をピークに著しく減少し、令和2年(2020)には 11,122 人となっている。平成 22 年(2010)から令和2年(2020)にかけて平均すると 1 年で約 209 人ずつ減少している。また、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)が令和5年(2023)に公表した今後の人口推計によると、湯浅町では今後も同程度の人口減少が続き、令和 32 年(2050)には 5,242 人まで減少すると見込まれている。

年齢3階級別人口の割合は、老年人口の割合(高齢化率)が年々上昇する一方、生産年齢人口と年少人口の割合は下降する傾向にあり、令和2年(2020)では、老年人口(65 歳以上)が 37.0 %、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)が 52.4 %、年少人口(15 歳未満)が 10.7 %となっている。高齢化率は全国で 28.0 %、和歌山県全体では 33.1 %となっており、湯浅町における高齢化率が高いことがわかる。人口推計による今後の見込みでは、令和 17 年(2035)には生産年齢人口と老年人口が拮抗し、令和 32 年(2050)には高齢化割合は 58.9 %となると予想されている。

居住人口の著しい減少や少子高齢化の状況等により、平成 26 年(2014)4月に国から過疎地域の指定を受けた。



資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」

図 1-10 湯浅町の人口の推移

(出典：第 3 期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略〔令和7年3月策定〕)

(4) 交通機関

湯浅町は近畿圏内と紀伊半島南部にある白浜や熊野を結ぶ交通路の途上にあり、古くから交通の要衝であった。現在では湯浅御坊道路、国道 42 号と西日本旅客鉄道株式会社(JR 西日本)紀勢本線(きのくに線)が、湯浅町と和歌山や近畿圏内、紀伊半島南部を結ぶ主要な役目を担っている。湯浅御坊道路は山田地区に湯浅インターチェンジがあり、令和3年(2021)に4車線化が完了した。JR 紀勢本線は湯浅町中央部に湯浅駅があり、一部の特急列車も停車する。湯浅駅の乗降客数は減少傾向にあり、人口減少に伴う利用者の減少とサービス水準の低下が懸念されている。

町内の道路網は、湯浅御坊道路、国道 42 号に加えて、主要地方道有田湯浅線(きららときめきロード)及び主要地方道御坊湯浅線を基幹道路とし、一般県道湯浅広港湯浅停車場線、一般県道吉原湯浅線及び町道が接続して構成されている。

湯浅町の公共交通機関は鉄道の他に、中紀バス株式会社と熊野御坊南海バスが路線バスを運行している。バス路線は3つあり、湯浅駅から栖原・田地区方面、済生会有田病院及び広川町方面に運行されているが、本数が少なく、日曜・祝日は運休している。

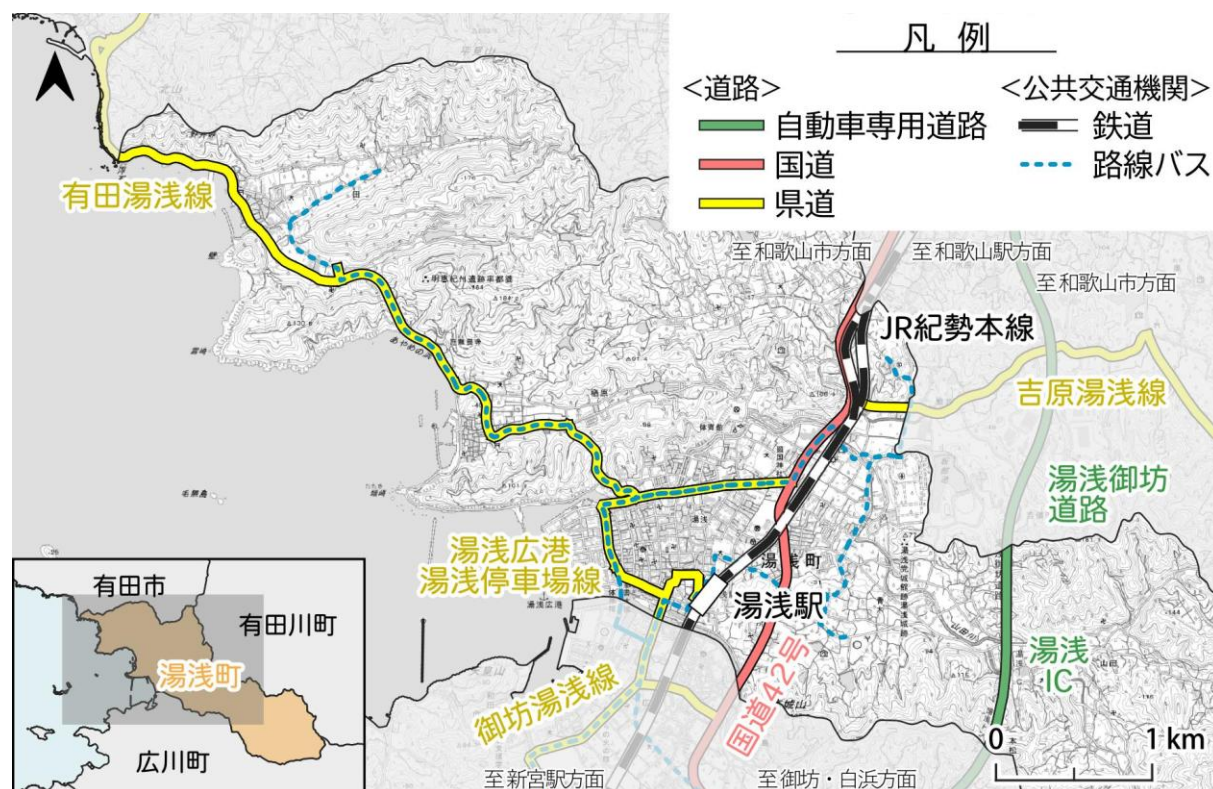


図 1-11 湯浅町の交通機関

※「国土数値情報(高速道路時系列 2024 版、緊急輸送道路 2024 年度版、鉄道 2022 年度版、バスルート 2022 年度版、行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(5) 産業

1) 産業別就業人口

湯浅町における近年の就業人口は減少傾向にあり、令和2年(2020)に 5,694 人となっている。産業別の就業人口割合は、サービス業や公共関係の業種である第 3 次産業が最も多い 3,430 人で 60.2%、次いで建設業・製造業の第 2 次産業が 1,297 人で 22.8%、農業・漁業等の第 1 次産業が 967 人で 17.0%となっている。いずれの産業も就業人口は横ばいか減少傾向にあり、就業人口割合は第 3 次産業が微増、第 2 次産業が微減している。

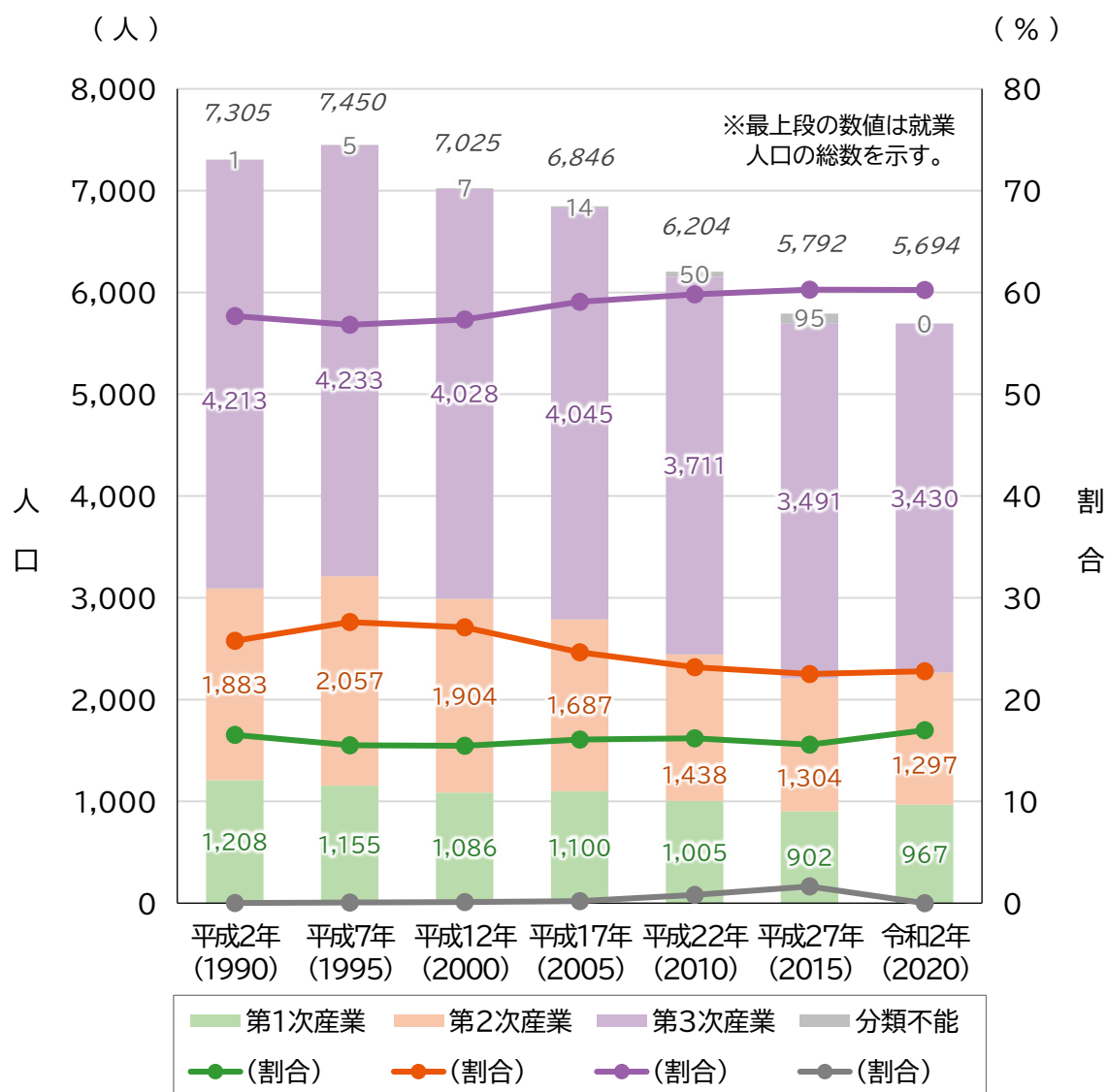


図 1-12 湯浅町の産業別就業人口の推移 (出典:国勢調査)

2) 農業・漁業

和歌山県は令和 6 年(2024)産のみかんの収穫量で国内シェアの 25%を占め、全国トップの収穫量を誇っている。湯浅町の農業は、温州みかんを中心とした果樹栽培が主体となっており、^{さんぼうかん}三宝柑等の中晩柑類など多様な柑橘が栽培され、水田は水稻及びいちごが栽培されている。しかし、農家就業者数は減少傾向にあるほか、高齢化などにより担い手が十分に確保されていない状況にある。土地利用の点でみると、耕地面積の約 96%をみかんなど柑橘類の栽培を行う果樹園が占め、農業粗生産額は大半が果樹によるものとなっている。

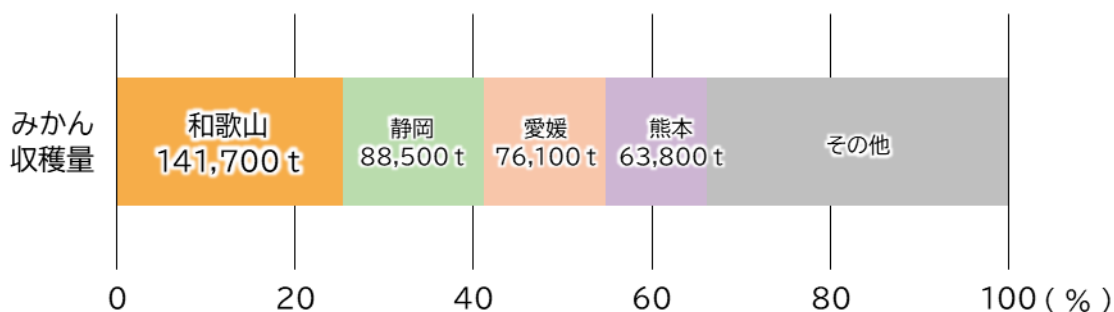


図 1-13 令和6年産都道府県別のみかんの収穫量 (出典:令和 6 年度作物統計調査)

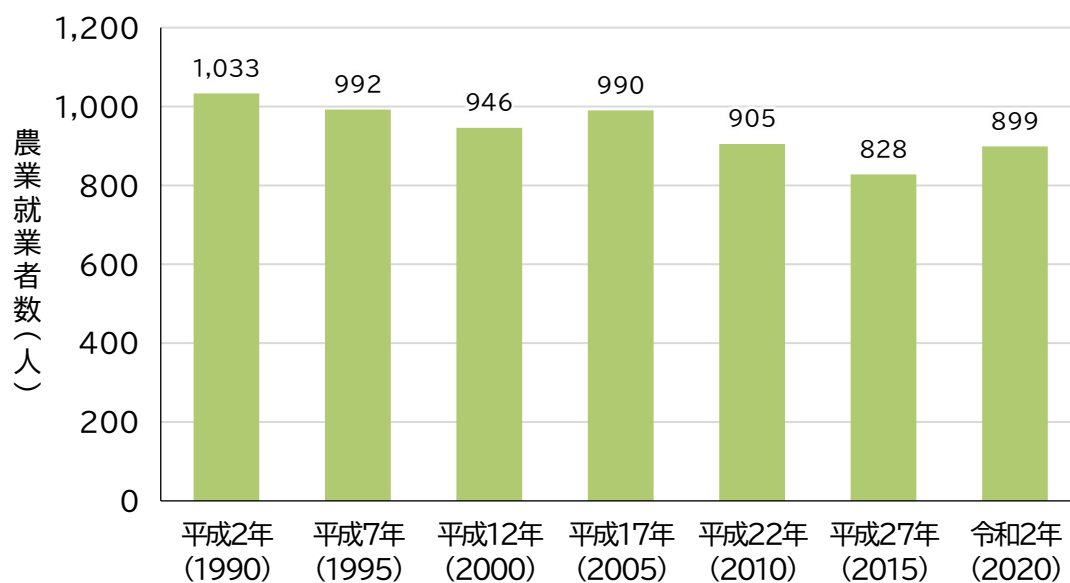


図 1-14 湯浅町の農業就業者数の推移 (出典:国勢調査)



図 1-15 湯浅町の作物別栽培面積 (出典:令和 2 年度農林業センサス)

漁業は、紀伊水道の入り口に位置する湯浅湾を古くからの好漁場として、シラスの沿岸漁業が盛んであり、釜揚げシラスなどに加工されている。しかし、従事者の高齢化や後継者不足、水産物の価格低迷などで非常に厳しい経営状況となっており、漁業就業者数は減少している。

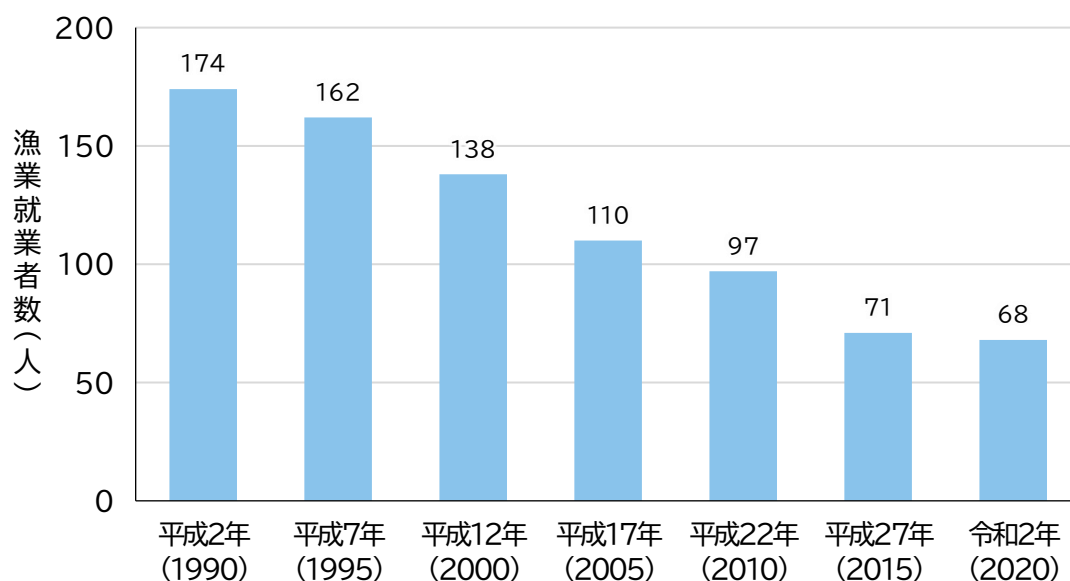


図 1-16 湯浅町の漁業就業者数の推移 (出典:国勢調査)

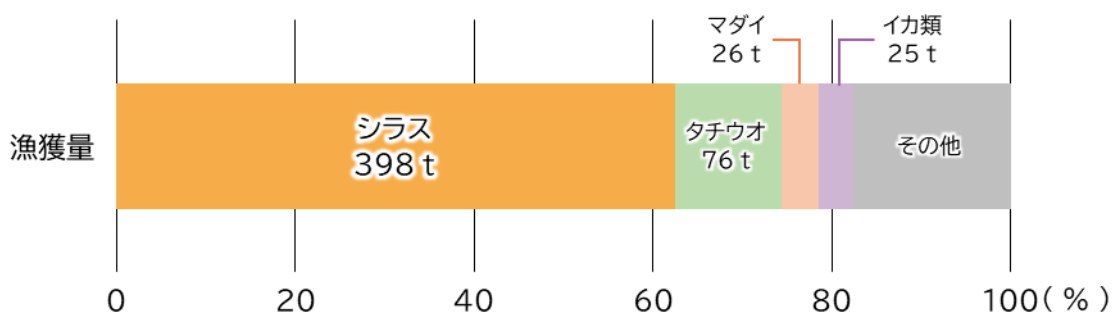


図 1-17 湯浅町の魚種別漁獲量 (出典:平成 30 年海面漁業生産統計調査)

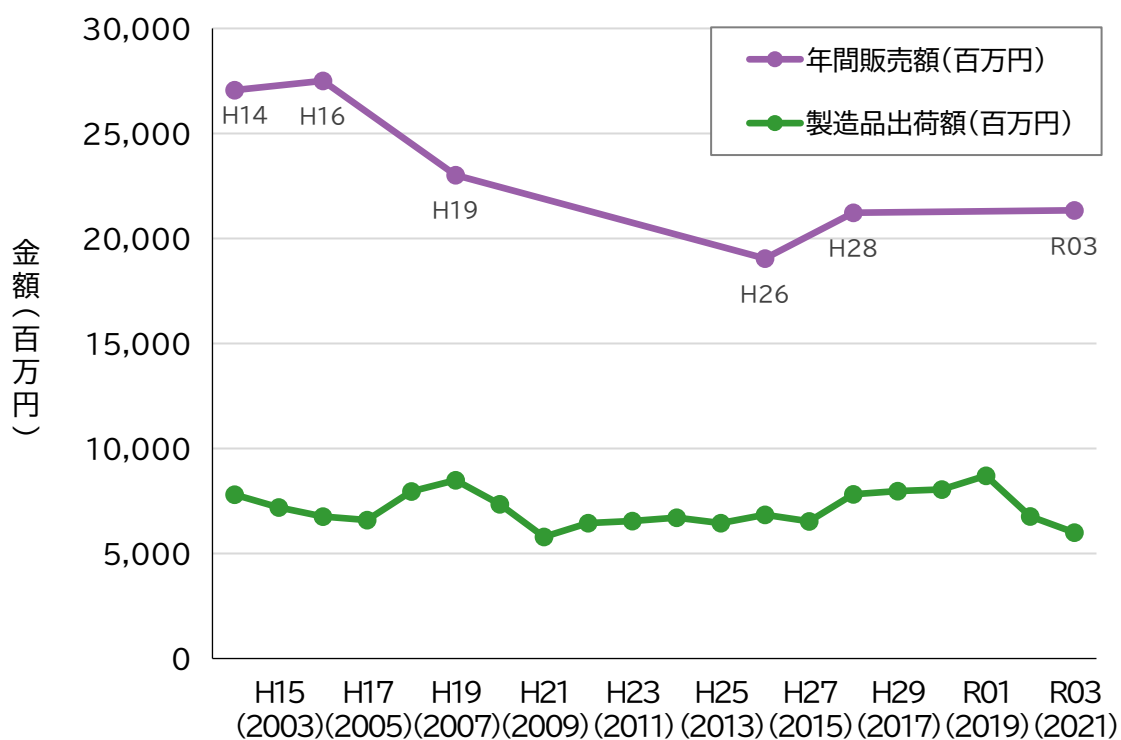
3) 商業・工業

湯浅町は、醤油や金山寺味噌^{きんざんじみそ}、新鮮な魚介類などの卸・小売を商う有田郡の中心的商都として古くから繁栄してきており、製造業の中では、地場産業である醤油、金山寺味噌及びシラスや干物の加工業が盛んである。

近年、中心商業地では、長引く不況や大型小売店の進出といった外的要因に加え、店舗の老朽化、経営者の高齢化と後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が進んでいる。

工業では、製造品出荷額の推移をみると、5,000～9,000 百万円で推移しており、令和3年(2021)には 5,998 百万円となっている。

商業では、年間販売額の推移をみると、減少傾向がみられ、令和3年(2021)には 21,340 百万円となっている。



※年間販売額は調査実施年のみ掲載。

図 1-18 湯浅町における年間販売額、製造品出荷額の推移

(出典:工業統計調査、商業統計調査、経済センサス、経済構造実態調査)

(6) 観光

湯浅町は、西有田県立自然公園に指定された景観の優れた海岸、有田みかんの段々畑などの豊かな自然があるほか、金山寺味噌、三宝柑、シラスや干物などの特産物はこの地域の名産として観光客に人気が高い。また、市街地には醤油の醸造町としての雰囲気伝える歴史的な町並みが広がり、平成 18 年(2006)に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたほか、平成 29 年(2017)には『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産に認定された。

新たな観光施設としては、令和 2 年(2020)に湯浅駅を含む複合施設「湯浅えき蔵」を整備し、観光交流や地域活動の拠点としている。また、平成 30 年(2018)には特産品販売や飲食機能を備えた「湯浅美味いもん蔵」を開設し、観光客の受入体制の充実を図っている。

湯浅町への観光入込客数は、重要伝統的建造物群保存地区選定前後の平成 18 年(2006)には日帰り客が約 29.8 万人、宿泊客が約 4.1 万人だったが、その後増加傾向にあり、令和元年(2019)には日帰り客が約 48.5 万人、宿泊客が約 5.6 万人にまで増加した。令和2年(2020)に起きた新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日帰り客、宿泊客共に激減したが、令和4年(2022)以降徐々に回復し、令和 5 年(2023)の日帰り客数は約 27.5 万人でピーク時の約 57%、宿泊客は約 1.9 万人でピーク時の 34 %である。

外国人観光客については、重要伝統的建造物群保存地区の公開施設である甚風呂^{じんぶろ}で計数している。令和元年(2019)には年間 1,307 人の外国人入館者数があったが、新型コロナウイルス感染症の流行時に激減した。しかしながら、令和5年(2023)からは流行以前の規模にまで回復し、年間約千人の外国人観光客が訪れている。

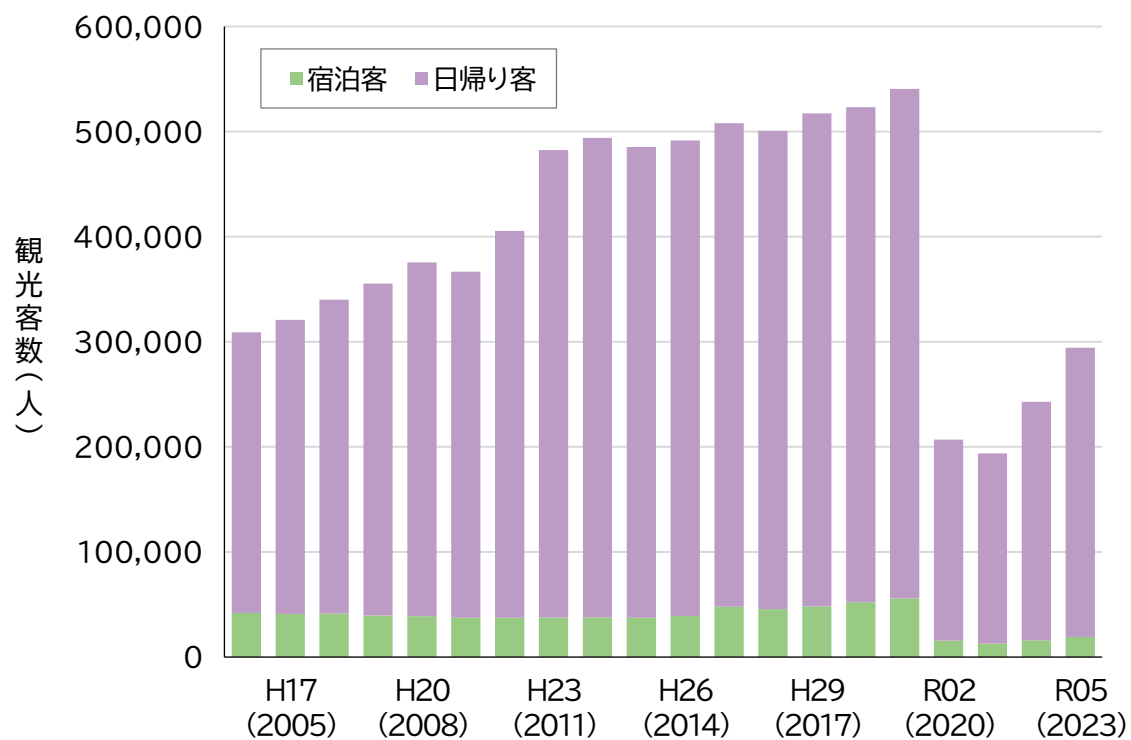


図 1-19 湯浅町を訪れた観光客数の推移 (出典:和歌山県観光客動態調査)

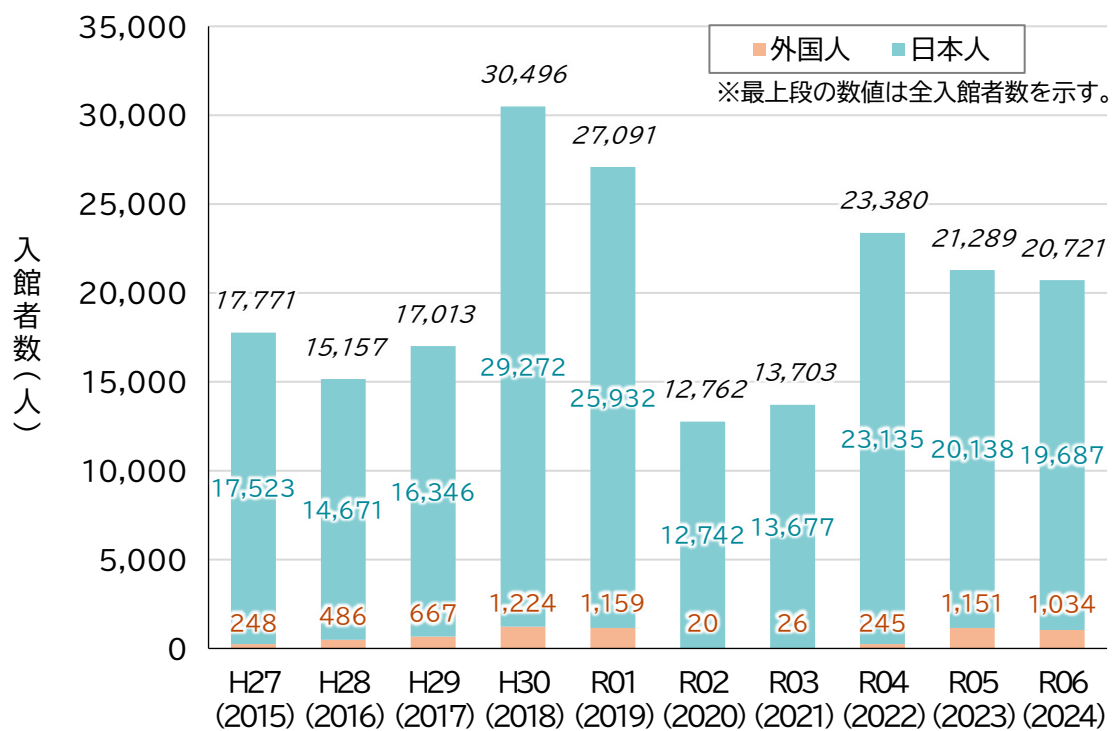


図 1-20 甚風呂の入館者数の推移

3. 歴史的環境

(1) 歴史

1) 先史時代～古墳時代

先史時代から古墳時代頃の湯浅は、今よりも海岸線が山手の方まで入り込んで海が広がっていた。青木や山田といった現在の内陸部にあたる地域の遺跡から弥生土器が出土しており、少なくとも弥生時代にはこの辺りですでに人々が生活していたと考えられている。

この時代における湯浅の遺跡で、注目すべきは天神山古墳跡である。場所は湯浅市街地の東郊、現在国道 42 号と山田方面に向かう町道との交差点の北側で、昭和 35 年(1960)頃までは、お椀を伏せたような円い丘が存在し、江戸時代までは別所村の鎮守として天神社が祀られていた。明治中期の神社合祀後は、丘上に忠魂碑が建立され、周辺は公園として、町の人々の憩いの場所となった。しかし、昭和 35 年(1960)忠魂碑は顯國神社境内に移転、また丘の土が採取され、宅地に転用された。

明治 35 年(1902)3 月、天神社の修理のため、神殿後方の土を採取したところ、偶然石棺の一部とみられる緑泥片岩の石が発見され、古墳であることが実証された。

この古墳は、5 世紀後半から 6 世紀前半に築造されたものと考えられ、古墳の周辺には石棺を中心にして、3 重に埴輪が埋められていた。それは円筒埴輪・形象埴輪(家形・太刀型・人物型)であったが、ほとんどこれらは破片状となって出土した。その種類と数量は、県下で他に例をみない程多かったといわれる。その他、須恵器・勾玉・金環・管玉なども多数出土したといわれる。

和歌山県の考古学の権威といわれた故 異 三郎氏は、「天神山古墳は南北の径約



図 1-21 昭和 2 年頃の様子
(忠魂碑)



図 1-22 天神山古墳の石棺

100 メートル、高さ 30 メートル、3 段築成で小高い山を人工的に形態を整えた大円墳で、中部紀州においては最大古墳であろう」と述べている。昔は周囲に堀が巡らされ、江戸時代までは、その内に足を踏み入れることが出来なかったと伝えられる。昭和 35 年頃までは、この小丘の東と南に「めがね池」という 2 つの池が存在していた。現在別所の「ふれあいプラザ」と県営住宅の周辺である。このような規模と湯浅湾を一望する高台という場所から考え、墳丘には当時この地方に君臨する有力な豪族が葬られていたものと考えられ、6 世紀前後には、既にこの近辺で人々が定住し、ムラといえるコミュニティが形成されていたことを裏付けるものである。

2) 飛鳥・奈良時代

飛鳥・奈良時代には、現在の湯浅の市街地の大部分は入江や潟で、歩行も困難な状態であったと考えられている。そのため大和の都と南紀方面との往還などの途中には海路も利用された。この古代の道は、現代では地形も変わり確認するものは容易ではないが、海南市藤白峠より^{か も だに}加茂谷に下り、さらに^{かぶらざか}蕪坂を越えて有田市宮原に出て、有田川を渡って糸我より^{いと が しゅうちが}鹿打坂を経て^{す はら}栖原海岸に到着する。

鹿打坂の道は、^{さいめい}齊明天皇・中大兄皇子それに有間皇子、さらには^{じとう もんむ}持統・文武両帝が^{むろ}牟婁の湯（白浜温泉）に行かれた際、往還に利用された道である。時代的には、齊明天皇と中大兄皇子の親子は西暦 658 年で、この年の 11 月、有間皇子は謀反の疑いで、湯治中の天皇と中大兄皇子に牟婁の湯まで呼び出され、帰りに藤白（海南市藤白）で絞首され



図 1-23 鹿打坂

ている。享年 19 歳であった。飛鳥時代の宮廷の皇位継承で^{あいば}骨肉相食む葛藤や権力闘争、そこから起こる悲劇を秘めた古道でもある。持統天皇は 690 年と大宝元年（701）の 2 度、牟婁の湯に行幸されており、この旅の様子を詠んだ歌が『万葉集』に選出され、当時の湯浅付近の様子を^{しの}偲ぶことができる。

紀の国の むかし^{きつ}獵夫の 鳴り矢もち 鹿とりなびけし 坂の上にぞある

この歌は「ここはその昔、紀の国の^{かぶらや}獵師が、鏑矢をもって鹿を捕えたという。その坂の上に、今私は立っている」という内容で、持統・文武両帝の旅の従者が土地に残る武勇

伝を詠んだもので、坂の上とは鹿打坂のことと想像され、何か「鹿打坂」の名の由来も偲ばれる。鹿打坂の峠には江戸時代の「役行者」の石仏が祀られている。昭和初期までこの道は栖原と糸我や宮原を結ぶ生活道路として利用されたのである。峠から東光山の中腹を縫うように、ゆるやかな起伏の道が続く。昭和20年頃、その路傍より奈良時代の通貨「和同開珎」11個が発掘されている。古道の証のよう

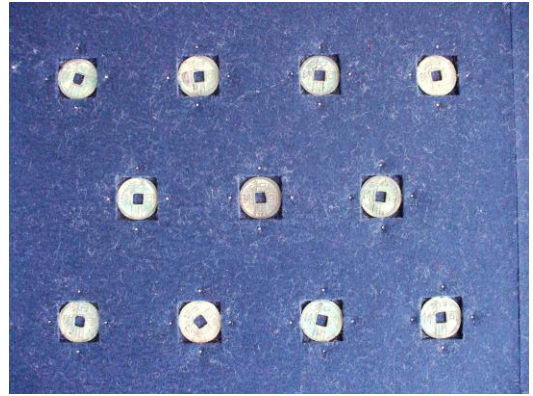


図 1-24 鹿打坂で出土した和同開珎（個人蔵）

な出土である。「和同開珎」は、和銅元年(708)に造幣された貨幣で、当時の都では流通していたが、地方ではほとんど使用されておらず、都人が旅の安全を祈願して埋蔵したものと考察されている。1枚1枚が貝殻に入れられていたため、保存状態が誠に良好で、飛鳥・奈良時代を偲ばす貴重な貨幣でもある。

鹿打坂は、やがて栖原に降って海岸に出る。現代の栖原の浜、当時は白上山(白神山)の麓の海岸を「白神の磯」と呼称した。そしてこの海辺より船に乗って人々は由良に向かった。

由良の崎 潮干にけらし 白神の磯の浦廻を あへて漕ぐなり

「由良の崎は干潮であろうか、それでも白神磯をあえて船出し、力いっぱい漕いでゆく」と詠う。これは大宝元年(701)持統・文武両帝の行幸に供をした者の歌で、万葉集に収められている。盆地に住む都人にとって、海は憧れであり、そこに漕ぎだす喜びはひとしおで、この歌にも躍動感がみなぎっている。



図 1-25 白上山より湯浅湾を望む

大宝元年(701)の行幸に際し『続日本紀』によると 38 艘の船を用意させたとある。当時、湯浅湾にこれだけの船を浮かべて航行した姿を想うと、誠に圧巻であり、土地の人々は驚嘆したに違いない。

栖原を出港した船上より望むリアス式海岸は、万葉人にとって心に灼きつく別天地の光景であったと想像する。栖原の浦を出発すると船のめぐりには毛無・荇藻と岩礁のよう

な小さな島々が近づいては遠ざかり、陸地に湾入した奥には湯浅・広・白木^{はくしゃせいしょう}の白砂青松が望め、やがて小富士といわれる大葉山が海に影を映し、樹林に覆われた鷹島・黒島が視界に入る。さらに海辺には西広^{にしひろ}・唐尾^{から}・衣奈^{えな}の苫屋^{とまや}が遠望でき、沖には黒潮の流れが太陽に映える。湯浅湾を航行する古代の都人の歓喜が伝わってくるような景色である。

3) 平安・鎌倉時代

湯浅の地名は、平安時代の『和名抄』^{わ みょうしょう}に在(有)田郡五郷の中に「温笠」^{ゆ かさ}の古名があり、これが「ゆあさ」に転訛したものと考えられている。天仁 2 年(1109)の藤原宗忠の日記『中右記』の中に「登ル保津々坂、次ニ由和佐、里ヲ過ギル」とあり、鳥羽上皇の熊野詣の久安 3 年(1147)の記録に「由笠御宿」とあるが、翌年の記録には同地が「湯浅御宿」となっており、次第に「温笠・由笠」から「湯浅」に移行していくのがわかる。

平安時代中期以降、荘園の発達につれ、現地にあって荘務をさばき^{さばき}、貢納^{こうのう}を運上する有力者が各地に現れてくるが、有田地方では土地名を名乗った「湯浅氏」が勃興してくる。平安時代末期に湯浅宗重^{むねしげ}は湯浅城を築城して本拠地の守りを固め、その勢力を広く紀北地方にまで伸ばしていった。朝廷・貴族の熊野三山(熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社)に対する信仰が厚く



図 1-26 勝楽寺の仏像群

なり、熊野往還の交通の要衝、物資流通の拠点として湯浅が重要視されると、紀伊に入ってから田辺までの警備を湯浅氏が引き受けた。湯浅氏は平家から重んぜられ、後に鎌倉幕府の有力な御家人となった。京都の治安維持を担ったため京都との交流が多く、京の文化や言葉が湯浅付近に定着するようになったといわれる。別所の勝楽寺^{しょうらくじ}に継承されている重要文化財の仏像群は、京の影響を受けた高い水準の文化が湯浅に花開いていたことを証明している。

飛鳥・奈良時代には湿地帯や入江の多かった湯浅付近は、10 世紀頃より陸地の隆起や広川・山田川の堆積作用、それに海岸寄りの一部は北西風と波浪によって押し寄せられた砂礫で砂浜や平地となり、通行が容易となる。有田市糸我の沖集落から鹿打峠の東に位置する糸我峠を越えて吉川に降り、方津戸峠^{ほうづと}を南進して湯浅に入り、そこからさらに鹿ヶ瀬峠^{しかがせ}を越えて日高へと向かう道が利用されるようになった。熊野参詣において

「紀伊路」と呼ばれる経路である。藤原定家^{さだいえ}の日記『明月記』の建仁元年(1201)『熊野御幸記』^{くまの ごこうき}などには糸我峠、方津戸峠のほか、熊野九十九王子に数えられる逆川王子^{さかがわ}と久米崎王子^{くめさき}の二つの王子社の名が見え、一行が滞在する行在所^{あんざいしょ}が湯浅に置かれている。現在の深専寺^{じんせんじ}辺りや、御茶殿^{おちやど}と呼ばれる場所に設けられたと考えられている。他にも熊野古道には夜泣松^{どろくろ}、道六路など逸話や伝承が残る場所がある。

また、鎌倉時代には、建長元年(1249)に禅僧^{かくしん}覚心^{ぼつとう}(法燈国師^{こくし})が宋に渡り、帰国後、修行の傍ら習得した径山寺味噌^{きんざんじ}の製法を人々に伝授した。これが金山寺味噌^{きんざんじ}の始まりで、湯浅で盛んに作られるようになる。この金山寺味噌の製造過程において溜まった液汁を改良して誕生したのが今日の醤油であるといわれている。

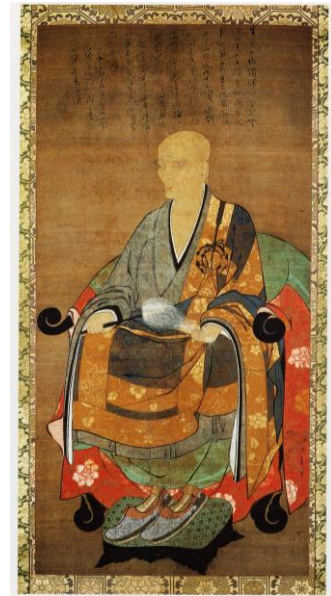


図 1-27 法燈国師像

4) 室町・安土桃山時代

約 150 年続いた鎌倉幕府も元寇の国難を経て衰退、遂には滅亡し、南北朝の抗争の時代へと入る。それと共に湯浅党武士団の統制力も弱体化し、遂に文安 4 年(1447)、後村上天皇の皇孫^{よしありおう}、義有王^{かものすけ}を奉じた湯浅掃部助らが湯浅城で戦死。辛うじて九死に一生を得た者たちは全国各地に四散し、300 年余り続いた湯浅氏による支配が終わる。

湯浅氏滅亡前より、足利幕府により紀州の守護を命ぜられていた畠山氏は高城山に高城城(広城)を築城。ところが、大永 2 年(1522)下剋上によって畠山尚順^{ひさのぶ}が急襲され、日高の湯川直光^{なおみつ}によって高城城は落城する。その後、畠山氏の家臣であった白檜氏^{しらかし}が満願寺山に白檜城を築いて湯浅を統治した。白檜氏は天正 12 年(1584)羽柴(豊臣)秀吉の起請文を得て秀吉に内応し、天正 13 年(1585)紀州南征の折、その勲功に秀吉から五千石の知行が与えられ、以来白檜氏は豊臣氏に仕えた。元和元年(1615)大坂城が落城し豊臣氏滅亡とともに白檜氏も絶えた。

朝廷の熊野御幸は、弘安 4 年(1281)の亀山上皇の参詣で終わるが、その後は武士や庶民の参詣が多



図 1-28 白檜左衛門尉像

くなる。室町時代中頃より、熊野三山へは「蟻の熊野詣」と例えられる程、多くの民衆が挙って参詣するようになる。なかでも女性の参詣者が増える。熊野三山は男女の分け隔てなく、信仰のある全ての者に救いの手を差し伸べた証しであり、そのため熊野信仰は各階層にまで浸透していった。もともと地理的な条件に恵まれていた湯浅は、次第に陸路・海路の交通の要衝として宿場町的な発展を遂げていく。天正年間(1573～1593)には海辺に町場が切り開かれ、寺院も多く建立されて中町や濱町など市街地が拡大していった。

慶長 5 年(1600)、紀州には浅野幸長^{よしなが}が入国し、領内の田畑の検地を実施する。検地帳には「湯浅庄町」と記され、町場として成立していたことがわかる。また、慶長 6 年(1601)には、深専寺の第 8 世住職有伝^{うでん}上人により湯浅の南を流れる広川の流路が改修されて北寄りに変更されるとともに、その河口に現在の弁財天堀が築造され、別所の弁天山より弁財天神社が勧請されている。



図 1-29 弁財天堀と広川

産業の方でも漁業や醤油の醸造が盛んとなり、江戸時代に開花する礎が出来た時代である。

5) 江戸時代

元和 5 年(1619)、徳川家康の第十子、徳川頼宣^{よりのぶ}が紀州徳川初代藩主となる。政治組織の改革が行われ、郡には郡奉行、御代官を置いて地方の行政に当らせ、その配下に大庄屋、杖突^{つえつき}、庄屋、肝煎^{きもいり}などがあって各組各村の行政事務を処理させた。従来の荘制を廃止して組制とし、一組の行政区域は数荘を併せてその規模を大きくした。湯浅組は、もと湯浅荘の湯浅、別所、青木、山田、吉川、栖原、田と、もと広荘に属した 16 ヶ村を併せた 23 ヶ村で構成された。組には大庄屋が一人、大庄屋の下で執務する杖突一人があった。組内の各村には庄屋があり、庄屋の下に肝煎、行司があって庄屋を補佐した。大庄屋及び庄屋の多くは村内の名族旧家から選任され、人口の多い商業都市では数人の庄屋を置いた。湯浅村では地区を東西南北の 4 組に分けて各組に一人の庄屋を置き、全村の事務を分担させた。村落内には、いわゆる向三軒両隣を一組とした五人組制度をしいて相互扶助、相互監督により自治を遂行した。この頃の湯浅は『紀伊続風土記』に「元和寛永の頃に至りて人家千戸に及び、商賈市街をなす」と記されたように相当の市

街地に発展していた。

頼宣入国後は、街道の整備も進められ、紀州藩内に 38ヶ所の^{てんましよ}伝馬所を設定し、一里塚と併せて一里松を植えた。古代から続いた熊野御幸や西国巡礼の街道が通る湯浅には道町の北に伝馬所が設けられ、方津戸峠を南に下り西に少し進んだところに一里松が植えられるなど、宿駅として陸上交通機能が発達していった。

寛文元年(1661)、濱町の西の海岸に新しく宅地が開発され、「新屋敷」と名付けられた。^{しんやしき}新屋敷の中心部には、海上や河川によって移出入する物品に対して課税する「口役所」が置かれた。

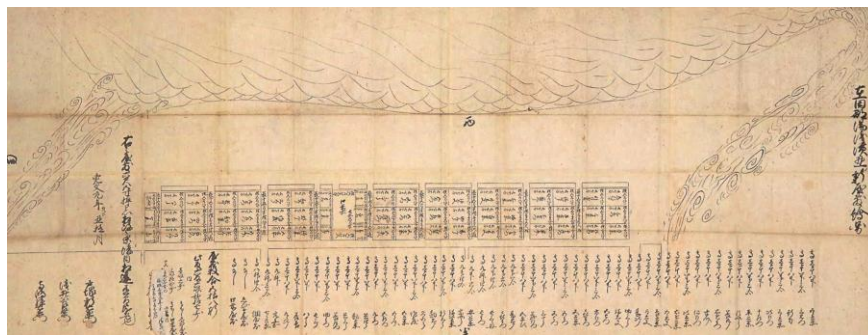


図 1-30 在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図

近世初頭より、畿内では綿作・菜種、それより遅れて紀州では柑橘が本格栽培されるようになり、鰯を原料とする肥料の^{ほしか}干鰯が大量に求められた。そのため紀州の漁民、特に加太・塩津・湯浅・広の漁民が鰯を求めて主に関東や五島列島、特に房総半島や三浦半島に出漁した。

一方、鎌倉時代に起源を遡る湯浅の醤油醸造は、安土桃山時代には大坂など他国へ商品を出荷するようになっていた。江戸時代になると紀州藩の保護を受けてさらに隆盛し、湯浅を代表する産業に発展した。

また江戸時代以降は、火災や台風などによる水害、地震などの災害の記録が残る。火災は、承応年間(1652～1654)と寛文 3 年(1663)の大火が記録されている。承応の大火の詳細は不明であるが、寛文 3 年 10 月の大火では、湯浅村の北西一帯が焼亡したと伝えられている。地震と津波は、宝永 4 年(1707)と安政元年(1854)の地震とその津波による被害を受けている。安政元年(1854)の地震津波の後、安政 3 年(1856)に、宝永・安政の津波の惨状を後世に伝え戒めるため、市街地中心部にある深専寺の惣門横に「大地震津波心得之記碑」が建てられた。

6) 近代・現代

明治 4 年(1871)7 月の廃藩置県によって和歌山県が誕生し、有田郡民政局が湯浅に置かれ、同 12 年(1879)有田郡役所となる。

明治 21 年(1888)の市町村制公布に伴い、湯浅は別所村、青木村、山田村の 3 ヲ村を合併して湯浅村となり、同 29 年(1896)には町制を施行した。湯浅町は、有田郡の行政・商業の中心地として栄え、人口は和歌山市街、新宮市街に次ぐ県下第 3 の規模を誇った。このような地位にあった湯浅では、明治以降、官庁施設、公共施設の新設、交通機関の充実、産業構造の変化など、周辺地域のなかでも近代化が進行し、それに伴い町の構造や景観も少なからず変化し、近代の新たな町並みが形成されていった。明治 45 年(1912)に山家町^{やまがまち}の道路を拡幅改修して「大宮通り」と改称し、御蔵町^{おくらまち}の拡幅にも取組む。大正 5 年(1915)の有田鉄道(湯浅～金屋口 6.2 km)の開通と同時に、この大宮通りの現湯浅簡易裁判所の位置に「湯浅駅」が開業、御蔵町の海岸に着く汽船に乗船する人々は、湯浅の市街を往還するように計画した。湯浅港は、明治 20 年代より有田唯一の定期航路の出入港であった。大仙堀の上には貨物輸送のみの「海岸駅」も置かれた。鉄道の敷設と駅の設置の際に山田川沿いが整備され、大仙堀の一部が埋め立てられた。

昭和 2 年(1927)には、国鉄紀勢西線が「紀伊湯浅駅」まで開通する。国鉄が整備されると、主要輸送手段は海運から陸運に移り、湯浅港を利用する船舶は次第に減少していった。町の構造も、国鉄開通の影響を少なからず受けた。紀伊湯浅駅周辺は、もともと低平部は水田、台地とその斜面は畑地であったが、国鉄の



図 1-31 有田郡役所及び
有田郡会議事堂



図 1-32 大宮通り拡張工事



図 1-33 有田鉄道 湯浅駅



図 1-34 湯浅広港の乗降場所

敷設に伴い駅周辺の開発が進み、徐々に市街地が駅周辺に広がり、駅周辺から南部にかけて、飲食店や旅館、さらには新しい花街まで出来て賑わった。駅の出現が市街地を東南部へと伸張させた。

戦災による被害をほとんど受けなかった湯浅町では、戦後も既存の町を継承しながら変化を遂げていき、昭和 31 年(1956)には、田村、栖原村、吉川村の旧 3 村から成る田栖川村を加え、現在の行政区域の基礎が確立、昭和 36 年(1961)に中町にあった役場が、湯浅駅に近い有田地方事務所跡に移転した。昭和 35 年(1960)には車社会に対応して市街地の東に国道 42 号が開通し、昭和 40～50 年代にかけて新たに海浜が埋め立てられて宅地化されるなど、湯浅は町の新しい機能を郊外に拡充することで近代化を果たしていった。また、昭和 59 年(1984)には、海南－吉備間に海南湯浅道路が、平成 6 年(1994)に吉備－広川間の湯浅御坊道路が建設されて、湯浅インターチェンジが置かれ、全国の高速道路網と直結することとなった。

平成 18 年(2006)、湯浅の古くからの市街地にある醤油醸造を中心に栄えた歴史的な町並みが、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史文化を活かしたまちづくりの取組が進められている。

また、平成 23 年(2011)には町内の小中学校の校舎の建替えや耐震化を完了させ、平成 27 年(2015)には、津波浸水想定区域内にあった役場庁舎と消防組合本部を青木の高台に移転し、安心・安全のまちづくりを推進している。

平成 29 年(2017)、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産に認定された。これらの取組により、湯浅＝醤油のイメージ化をはかり、訪日外国人を含めた観光客の受入体制の強化に努めている。



図 1-35 湯浅町役場庁舎

(2) 湯浅とゆかりの深い人々

1) 湯浅宗重^{むねしげ}(1118～1195)

姓は藤原、その住地湯浅をもって氏とし、湯浅^{ごんのかみ}権守と称した。

宗重は平安時代の末から鎌倉時代にかけて活躍した、紀伊における有力な在地武士である。初めて史上に名の現れたのは、平治の乱のときである。平治物語によると、平治元年(1159)12月、平清盛熊野参詣の途中、藤原信頼・源義朝ら京都で兵を挙げたとの報を得



図 1-36 湯浅城跡

て、にわかに都に引き返すことになり、湯浅宗重らの警護によって京都に入り、敵軍を破ることができた。

永暦元年(1160)9月、清盛が後白河上皇の院宣をうけたまわって、比叡山の堂衆を攻めるに当り、「紀伊国の住人湯浅権守宗重を大将として、畿内近国の武士 3,000 余騎を相副えて、東坂本へ差遣はす。云々」と、『源平盛衰記』に載せている。郷里湯浅での宗重は、青木に湯浅城を構えて統治した。平氏滅亡後は源氏に^{くみ}与して、その所領を^{まっ}完うすることを得た。

宗重はまた厚く神仏を崇信し、神社寺院の修造などをたびたび行なった。顯國神社^{けんこく}の勧請^{くにし}、國主^{くにつ}(現國津)神社の修理を初めとして平野観音堂の建立、勝楽寺の保護などは、その顕著なものである。また山城^{たかお}高雄^おの上人^{じょうかく}淨覚^{ぎょうじ}(行慈)は宗重の子であり、^{とがの}梅尾^おの上人^{みょうえ}明恵^{こうべん}(高弁)は宗重の外孫であり、鎌倉中期の教訓説話集『十訓抄』^{じっしんしょう}の著者といわれる六波羅二郎入道が宗重の孫湯浅宗業であることをみれば、彼の一族中には高僧学者があり、中央文化とも深い交わりを持ったことが偲ばれる。

2) 明恵房高弁^{みょうえ ぼうこうべん}(1173～1232)

鎌倉前期の僧。8歳のとき、湯浅宗重の娘である母を失い、父平重国もこの年源平の戦いにより関東で戦死する。その後、京都神護寺に入り文覚を師とし、また叔父上覚についても学ぶ。明恵は当時の名利だけを求める風潮を嫌って、23歳で湯浅に戻り、山中で一人修養と研鑽につとめた。栖原西白上峯に入り、さらに東白上峯に草庵を建てて修行に励んだ。その修行は誠に厳しいもので、一切の俗念を払拭しようとして右耳を削

ぎ落とした。後に後鳥羽院より土地を賜り、京都・高山寺を復興させる。建礼門院をはじめ朝廷や貴族階級から庶民に至るまで、多くの人々が人柄と教えに帰依した。仏師運慶、快慶らもその教えに傾倒した。執権北条泰時は、貞永式目の制定にあたり、明恵の思想を支柱にしたといわれる。

明恵は、高山寺の山内で栄西が宋より持ち帰った茶を植え育て、これが宇治をはじめ全国に茶の栽培と文化を広めるきっかけとなった。また明恵は和歌にも長じ、「月の歌人」という優美な異名をとった。

寛喜 3 年(1231)郷里の^{せむいじ}施無畏寺の落慶式に京都より下向し、翌年高山寺で寂した。



図 1-37 明恵上人坐像
(施無畏寺蔵)

3) ^{すはらかくべえ}栖原角兵衛

栖原家の本姓は北村。当主は代々「角兵衛」と称し、初代(1601～1673)は房総の漁場を開拓し、さらに 5 代(1731～1793)は^{えぞ}蝦夷(北海道)の漁場を開き、6 代(1753～1817)は^{からふと}樺太と^{そうや}宗谷間の定期航路を開設、その後 10 代(1836～1918)までの角兵衛は樺太、千島まで漁場を広げた。また函館付近の^{かみやまむら}上山村の開墾、江差の^{えさし}接続地に新しい町を開く。そのほかロシアへの防備にも努めた。江戸時代より明治初期にかけ北海道開拓の中心となって活躍し、郷里が天災や飢饉のときは救済金を各村に配り慈善事業にも尽くした。



栖原角兵衛(一〇代目)

図 1-38 栖原角兵衛
(10 代目)

4) ^{すはらやもへえ}須原屋茂兵衛

本姓は^{きたばたけ}北圃(畠)氏。万治年間(1658～60)初代が栖原より出でて江戸に書籍出版業を開く。4 代茂兵衛^{らくさい}恪斎(1731～82)の代、江戸日本橋に本店を持ち、江戸市中に 11 の分店を開き江戸の書籍出



図 1-39 北圃家墓所
(施無畏寺)

版の 3 割を須原屋で占めた。分店の一つ須原屋市兵衛店から杉田玄白の『解体新書』が出版される。玄白自身「禁止令を犯せしと罪をこうむるべきも知れず」と後の『蘭学事始』に書く程恐れたが、本店店主茂兵衛恪斉の決断で出版された。そこには出版業者としての使命感と信念があったからだといわれる。恪斉は江戸と紀州と一年ごとの生活であったが、紀州在国中は熊野に足を運び、熊野を全国に知らせる『熊野遊記』を著した。

かま だ いっそう
5) 鎌田一窓(1721~1804)

湯浅道町の出身の一窓は、幼い頃京都に移り、医学を学んで本業とした。その傍ら清新な学問であった心学に傾倒して石田梅岩いし だ ばいがんに学び、梅岩亡き後は旧宅の学舎を預かって監督し、心学ゆうしんしゃの興隆に努めた。湯浅に「有信舎」を設立した。その人柄と所説が人々に深く敬慕された。



図 1-40 鎌田一窓墓碑
(福蔵寺)

きのくに やぶんざ えもん
6) 紀伊国屋文左衛門(生没年不詳)

江戸中期の豪商。江戸で材木商を営み、元禄 11 年(1698)上野寛永寺根本中堂の造営に際し、その用材の調達を一手に請負って巨利を得たという。このときの豪遊の数々が逸話として伝えられる。宝永 5 年(1708)、10 文銭の鑄造を請負って大きな損失を受け、以後材木商も廃業する。異説として富商になったのは父で、放蕩したのは息子という 2 代目説もあるが、定かでない。暴風雨について紀州みかんを江戸に船送した話



図 1-41 紀伊国屋文左衛門之碑

など、彼の履歴に関する伝説も多い。文左衛門は俳句を好み、その 2 人の子も俳句をよくし、別所千江、別所千泉と号したので、文左衛門も「別所」が本姓で、湯浅の別所が生誕地という説が強い。上山柑翁の『実伝一紀伊国屋文左衛門』もその説によって書かれている。湯浅町別所の勝楽寺境内に「紀伊国屋文左衛門生誕の碑」が、松下幸之助・野村吉之助らによって建立されている。

きくち かいそう
7) 菊池海莊(1799~1881)

江戸後期の志士、儒者。寛政11年(1799)有田郡栖原村(現、湯浅町)垣内淡齋かきうちたんさいの二男として生まれる。名は保定やすさだ、字は土固しこつ、通称孫輔まごすけ、溪琴けいきんと号したが、のち海莊と改めた。家姓は垣内と称したが、海莊のときになって菊池と改めた。父は江戸で最も売上高の多い砂糖商を営んでいた。

海莊は13歳のとき、父に従って江戸に行き、撃剣槍術を習い、大窪天民について詩を修めたが、父の死後は家業を顧みず、大原重徳しげとみ、頼山陽らいさんよう、齋藤拙堂せつどう、広瀬旭莊ぎょくそう、藤田東湖とうこ、佐久間象山しやうざんらの諸人士と交際した。

天保7年(1836)天下飢饉に際し、海莊は大坂の大塩

平八郎と奔走し、救済策を建議したが、容れられなかった。そこで私財を投じて郷里の栖原坂と田村坂の切り下げ工事を行い、由良港を開拓するなどの公共事業を実施して細民救済の一助としたので、藩公から賞された。

嘉永3年(1850)には異国船のわが国を窺うのに危機感を持ち、『海防建議』を上書して海防の急を藩主に建策した。やがて有田、日高両郡の文武総裁に任命された。よって両郡沿岸の村から3,000の壮丁を集めて訓練を始め、また嘉永6年(1853)には野砲3門とテレゲンホイッツル砲1門を自己負担で鑄造し、砲身に「報国忠義」の4文字を刻み、有田郡の沿岸に配置して事態の急変に備えたが、このため先代の残した巨財をほとんど使い果たしたという。文久3年(1863)に勝安房守かつ あ わのかみ(勝海舟)や松平春嶽しゆんがく、小笠原長行ながみちら幕府首脳が加太友ヶ島か だ(現、和歌山市)を巡視の際、海莊や広村出身の濱口梧陵はまぐち ごりようらを招き、時勢についての意見を求めた。これに対して種々建策したので、海莊の名が天下に知られるようになった。

明治2年(1869)2月、有田民政局副知局事を命ぜられ、農兵制度の実施、郷学所の設置、養蚕製茶の奨励など、治績ち せき大いに上がろうとしたが、既に70歳を越えていたので同年8月職を辞した。明治7年(1874)、積年の功に報いるため、銀盃ぎんばいと金200円を下賜か しされた。

明治14年(1881)1月、東京で歿ぼつした。享年83歳。湯浅町施無畏寺境内に「菊池海莊碑」がある。

著書が多く、国政、海防に関するものに随筆などを加えると30種に上る。



図 1-42 菊池海莊像
(菊池家史料群のうち)

にしもりちゅう べ え
8) 西森 忠 兵衛(1814~1881)

忠兵衛は文化 11 年(1814)石屋幸右衛門の長男として湯浅に生まれた。石工としての彫刻の技術は広く郷党に知られていた。紀州藩が名勝地和歌の浦に不老橋^{ふろうばし}を建設するにあたって、諸方に石工を求めたが、喜んでこれに応ずる者がなかったのもので、ひとり忠兵衛は藩命を奉じて、この架橋工事に当り、ついにその完成を遂行して、文化大名といわれ



図 1-43 不老橋(和歌山市和歌浦)

た 10 代藩主徳川治宝^{はるとみ}より特にその功勞を賞せられ、短刀を賜った。これによって石屋忠兵衛の名声は一時に高くなった。もとより不老橋の工事は、同業者羨望の中で進められただけに、業者の怨恨を買い、暗殺されんとしたことがあったという。現存の不老橋には忠兵衛苦心の跡を止めた彫刻が、風雨にさらされながらも、華麗であった昔時の面影を残している。また同橋の設計模型図は、今日なお西森家に保存されている。

ひらがな碑文として、郡内では珍しい深専寺門前の大地震津波心得之記碑も、また忠兵衛の刀刻になるものである。明治 11 年(1881)11 月 28 日湯浅で病死、享年 68 歳。福蔵寺墓地に葬った。

いし だれいうん
9) 石田冷雲(1822~1885)

石田冷雲、名は果、字を碩宗^{せきしゅう ほう い}、法諱^{ほう い}を通玄^{つうげん}(あるいは通元)といった。冷雲はその号である。栖原極楽寺第 13 世の住職である。文政 5 年(1822)栖原に生まれた。少年期は野呂松廬^{しょう ろ}の槃潤塾^{はんじゆんじゆく}に入って、漢籍を 5 年間学ぶ。松廬が大志を抱いて京都に去った後、冷雲もまた京都に出て、本願寺の学林に入り、宗典を研究する。後帰って極楽寺に私塾を開いて、郷里の子弟を教導した。塾は初め就正塾^{しゅうせいじゆく}と云ったが、明治になって敬業社^{けいぎょうしゃ}と改称した。有田郡内の青少年は無論のこと、他郡からも栖原に遊学する者が少なくなかった。



図 1-44 至誠院冷雲碑
(極楽寺)

後年開港攘夷両論の騒がしかった幕末には、京都に

出て、浪士横行のちまたに、梅田雲浜^{うんぴん}・横井小楠^{しょうなん}・佐久間象山らの志士と交わりを結び、朝廷要路の公卿^{くぎょう}を歴訪して、海防について建策したことなどを考え合わせると、冷雲は僧服でカモフラージュされた憂国の志士であったとも考えられる。冷雲が海莊とともに、京都で国事に奔走していた間に、御所に参殿を許されたこともあったという。

詩人としての冷雲は梁川星巖^{やながわせいがん}・仁科白谷^{にしなはつこく}・中島棕隠^{なかじまそういん}・広瀬旭莊らと交わった。明治 2 年(1869)本願寺に召されて、その後真宗大教校の教授に就いたが、明治 18 年(1885)執務中に急逝した。

4. 文化財等の分布状況

(1) 指定等文化財

湯浅町の指定等文化財は、令和 8 年(2026)1 月 1 日現在で、国指定 11 件、国選定 1 件、国登録 13 件、県指定 19 件、町指定 45 件となっている。

表 1-1 指定等文化財件数表

区分 / 種別			国			県			町	計
			指定	選定	登録	指定	選定	登録	指定	
有形文化財	建造物		1	-	12	5	-	0	10	28
	美術工芸品	彫刻	5	-	0	2	-	0	6	13
		絵画	0	-	0	0	-	0	1	1
		典籍	0	-	0	1	-	0	5	6
		歴史資料	0	-	0	1	-	0	1	2
		工芸品	0	-	0	0	-	0	2	2
		古文書	2	-	0	2	-	0	1	5
		書跡	0	-	0	1	-	0	0	1
		考古資料	0	-	0	0	-	0	3	3
無形文化財			0	-	0	0	-	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	-	0	0	-	0	14	14
	無形の民俗文化財		0	-	0	1	-	0	1	2
記念物	遺跡		3	-	1	6	-	0	1	11
	名勝地		0	-	0	0	-	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		0	-	0	0	-	0	0	0
文化的景観			-	0	-	-	0	-	-	0
伝統的建造物群保存地区			-	1	-	-	0	-	-	1
文化財の保存技術			-	0	-	-	0	-	-	0
計			11	1	13	19	0	0	45	88

1) 国指定等文化財

国指定等(指定・選定・登録)文化財は、25 件となっている。このうち、指定文化財として、勝楽寺^{しょうらくじ}所有の平安から鎌倉期にかけての仏像群や、施無畏寺^{せむいじ}所有の古文書 2 件、明恵紀州遺跡^{みょうえ}率都婆^{そとば}として指定されている西白上^{しらかみ}・東白上^{あさじょう}遺跡が古くから指定されていたが、令和 3 年 3 月に湯浅党城館跡^{ゆあさとうじょうかんあと}として湯浅城跡^{ゆあさじょうあと}が 90 年ぶりに国の指定文化財に新規指定されたのを皮切りに、逆川王子跡^{さかがわおうじ}と角長^{かどちょう}(加納家住宅^{かのう})が国指定となり、近年の文化財調査の成果等を受けた文化財保護が進んでいる。国登録についても、令和 4 年以降、登録有形文化財(建造物)が 8 件、登録記念物(遺跡関係)が 1 件、新たに登録されている。

以下、主な文化財について記す。

かどちょう か のう け じゅうたく 角長 (加納家住宅)

角長(加納家住宅)は、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区内に所在する醤油醸造施設群及び住宅である。主屋^{おもや}、仕込蔵^{しこみぐら}、醤油蔵^{しょうゆぐら}、土蔵^{どぞう}、辰巳蔵^{たつみぐら}等、11 棟が指定されている。江戸末期に創業した醤油醸造家が、明治期以降に事業を拡大していく中で、創業当初の江戸末期の建物群を核としながらも拡張・増築を行ってきた過程が良く残る建造物群として貴重である。現在でも、醤油醸造業を営み、江戸末期の仕込蔵を中心とした施設群で醤油が製造され、主屋は創業当初に建築されたとみられる部分を核として順次増築しながら使用され続けている。



図 1-45 角長(加納家住宅)

もくぞう あ み だ にょらい ざ ぞう
木造阿弥陀如来坐像

勝楽寺の本尊である木造阿弥陀如来坐像は、寄木造、彫眼、布貼り下地、漆箔仕上げで、腹前で定印を結び、結跏趺坐する。像高は223.5 cmをはかる。丈六という大作にもかかわらず、これを破綻なくまとめあげた仏師の力量が賞される。定朝様の類型化があらわれており、制作は平安時代後期と考えられている。勝楽寺には他に、平安時代後期の木造薬師如来坐像、木造四天王立像と、鎌倉時代前期の木造地藏菩薩坐像、木造釈迦如来坐像があり、いずれも重要文化財に指定されている。



図 1-46 木造阿弥陀如来坐像

し ほんぼくしよおきがみ
紙本墨書置文

寛喜 3 年(1231)、当地の地頭であった湯浅景基が、明恵がかつて修業した地である白上峯の麓に寺を建立し、施無畏寺と名付けて明恵に進めたときの寄進状である。景基は、明恵から外題と裏花押を受け、湯浅一族に連署を

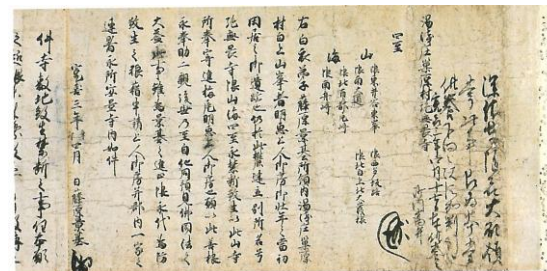


図 1-47 紙本墨書置文

求め本願を改めることのないよう誓約させている。明恵の親族であり、後援者であった湯浅党の全貌を知ることができる文書である。施無畏寺には他に、明恵の没後に高弟であった高信がゆかりの品を施無畏寺に施入した際に添えられた紙本墨書施入状が重要文化財に指定されている。

みょうえ きしゅう いせき そとば にししらかみ ひがししらかみ
明恵紀州遺跡率都婆（西白上・東白上）

明恵紀州遺跡率都婆は、明恵の没後嘉禎2年(1236)に弟子の喜海^{きかい}らが、明恵が修行した有田地域の草庵の跡 7 カ所と明恵の生誕地に木製の卒塔婆^{そとば}を建立し、康永3年(1345)に弁迂^{べんう}が湯浅一族を勧進して石造の卒塔婆に改めたものである。湯浅町内には、施無畏寺の境内地である白上山の山中に、西白上遺跡と東白上遺跡の2つの卒塔婆がある。



図 1-48 東白上遺跡

ゆ あさとうじょうかんあと ゆ あさじょうあと
湯浅党城館跡（湯浅城跡）

平安時代末期から南北朝期の紀伊国において大きな勢力を誇った湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」の城館跡として、湯浅城跡と有田川町の藤並館跡が湯浅党城館跡として指定されている。このうち湯浅城跡は、湯浅本宗家の軍事的本拠地として築かれたとされ、発掘調査により少なくとも13世紀に



図 1-49 湯浅城跡遠景

遡ることが確認されたことにより湯浅氏により築かれた可能性が高まった。標高77.6mの山上に築かれ、大規模な平坦面や土塁^{どるい}、堀切^{ほりきり}などの地形が良好に残されている。

くまのさんけいみち き い じ さかがわおうじ あと
熊野参詣道 紀伊路 (逆川王子跡)

逆川王子跡は、糸我峠^{いとが}を南下し、下りきった吉川集落^{よしかわ}に所在する、熊野九十九王子のひとつとして知られる。少なくとも 12 世紀初頭には存在していたことが確認されており、近世初頭から明治にかけて規模を大きく縮小したことが知られているが、永禄 8 年(1565)の紀年銘のある地藏石仏や江戸時代の石灯籠・手水鉢^{ちようずばち}が伝わり、近世の王子社の様子を良好に伝えている。



図 1-50 逆川王子跡

ゆ あさちよう ゆ あさでんとうてきけんぞうがつつくん ほ ぞんち く
湯浅町 湯浅伝統的建造物群保存地区

湯浅の旧市街地の北西部に位置し、北町、北浜町、北中町、北鍛冶町に渡る、東西約 400m、南北約 280m、面積約 6.3ha の範囲が、平成 18 年(2006)12 月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。醤油醸造業を中心とした商工業が盛んであった一帯にあって、「通り」と「小路^{しょうじ}」で面的に広がる特徴的な地割と、醸造業関連の



図 1-51 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区(北町通り)

町家や土蔵を代表とする近世から近代にかけての伝統的な建物がよく残されている。主屋の基本形式は切妻造平入^{きりづまづくりひらり}で瓦葺とする。古いものは建ちの低いつし二階で、大壁漆喰塗^{おおかべしつくい}の二階には虫籠窓^{むしこまど}が開けられ、一階には片引大戸^{かたびきおおど}や格子^{こうし}などの建具が建てられる。屋根は本瓦葺の伝統が大正時代頃まで残る。また、軒下の仕上げや袖壁^{そでかべ}、庇に下げられる幕板^{まくいた}など、建築年代等による伝統的な細部の意匠が数多く見られる。

す はらかく ベ え や しきおも や
栖原角兵衛屋敷主屋

栖原角兵衛は、材木・薪炭問屋で財をなし、北方の漁場を開拓、蝦夷地開発に大きな功績を残した。栖原角兵衛屋敷は、その本宅として使用されていたものである。主屋は、棟札より寛政9年(1797)の建築であり、主体部は、切妻造、本瓦葺、つし二階建て、式台付きの玄関を持ち、格式の高さがうかがえる。その他、土蔵と土塀が残されている。



図 1-52 栖原角兵衛屋敷

あ ぜ け じゅうたくおも や
阿瀬家住宅主屋

阿瀬家は、かつて漁網製造業を営んでいた家で、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区外の南側に位置している。主屋は、二階建て、切妻造、本瓦葺で、江戸末期に建造され、明治後期に増築されて現在の表構えとなった。増築された続き間座敷は透かし彫りの欄間や面皮柱の床柱を用いた上品な作りである。主屋背面には、道具蔵と米蔵が並び立ち、一連の屋根をかける。



図 1-53 阿瀬家住宅

きゅうこくてつ き せいせいせん き い ゆ あさえきほん や
旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋

JR 紀勢本線湯浅駅の駅舎として、令和元年(2019)まで現役で使われており、その後駅舎機能移転に伴い改修工事を実施し、現在は飲食物販スペースとして活用されている。昭和 2 年(1927)に国鉄紀伊湯浅駅が開業した頃に建てられたものとみられ、その後少なくとも 2 回の増改築を行いながら利用されてきた。改修工事では、痕跡調査や古写真等に基づき、開業当初の姿に復原した。



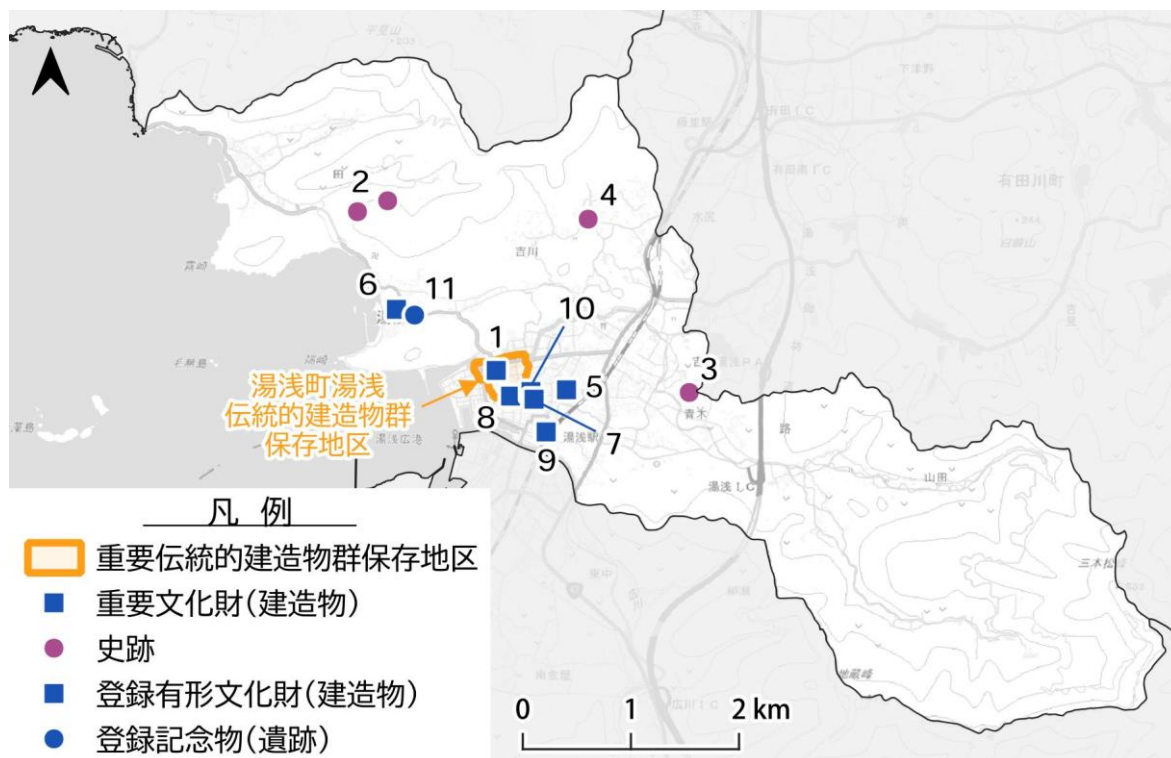
図 1-54 湯浅駅旧駅舎

きく ち かいそうたくあと
菊池海荘宅跡

菊池^{かきうち}(垣内)家は、江戸時代に干鰯問屋^{ほしか}の本家、薬種^{やくしゆ}・砂糖問屋の新家ともに、江戸で名をはせた富豪であり、本宅を栖原に置いた。菊池(垣内)家から出た菊池海荘は、幕末に活躍した人物で、この家で生まれ育った。敷地内に建物は残存せず、現在は柑橘畑として利用されているが、古絵図と一致する地割や井戸、祠等があり、敷地の北面及び西面の道路境には土塀が残る。郷土の偉人の足跡を偲ばせる遺構として貴重である。



図 1-55 菊池海荘宅跡



番号	名 称	番号	名 称
1	■角長(加納家住宅) 主屋・土蔵・穀蔵・麴室・仕込蔵・ 醤油蔵・樽蔵・醤油蔵(北)・醤油 蔵(南)・角蔵・辰巳蔵	7	■旧堀田茶舗(立石茶屋) 店舗・座敷棟・土蔵
2	●明恵紀州遺跡率都婆 (西白上遺跡・東白上遺跡)	8	■阿瀬家住宅 主屋・道具蔵・米蔵
3	●湯浅党城館跡(湯浅城跡)	9	■旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋
4	●熊野参詣道紀伊路(逆川王子跡)	10	■旧万忠金物店 店舗
5	■湯浅小学校講堂	11	●菊池海荘宅跡
6	■栖原角兵衛屋敷 主屋・土蔵・土堀		

図 1-56 国指定等文化財位置図

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」、「(国土交通省)を加工して作成。

2) 県指定文化財

和歌山県指定文化財は 19 件である。施無畏寺に所蔵されている文化財群のほか、熊野古道関連の遺跡、安政の地震津波の教訓を今に伝える石碑、^{けんこく}顯國神社に伝わる三面獅子などが指定されている。

以下、主な文化財について記す。

^{じんせん じ ほんどう} 深専寺本堂

深専寺は^{ぎょう き}行基が開いた^{かいうんいん}海雲院を前身に持つと伝えられ、寛正 3 年(1462)に^{みょうしゅう}明秀上人が再興した。承応(1652～1654)の大火により諸堂宇が壊滅的な被害を受け、その後、紀州徳川家の寄進で再建された。本堂は、^{よせむね}寄棟造、^{こうはい}向拝一間、本瓦葺で、棟札より寛文 3 年(1663)の建立であることがわかっている。深専寺にはその他、^{そうもん}惣門、^{くりおよ}庫裡及び^{げんかん}玄関、^{しよいん}書院が県指定となっている。



図 1-57 深専寺本堂

^{せ む い じ ほんどう かいざんどう しょうろう ちんじゆしゃ} 施無畏寺(本堂・開山堂・鐘楼・鎮守社)

奥の院といわれる一角にあり、小規模ながらすぐれた建築群を構成している。本堂は三間四方の^{いり も や}入母屋造で、貞享 3 年(1686)の棟札がある。開山堂は棟札から明暦元年(1655)、鐘楼は鬼瓦の刻印から正徳 3 年(1713)、鎮守社は 18 世紀の建立とみられる。



図 1-58 施無畏寺境内

もくぞう あ み だ にょらい ざ ぞう
木造阿弥陀如来坐像

あお き こうふく じ
青木の興福寺に所蔵される12世紀の作と考えられているものである。じょうぼん げ しょう らいごういん
上品下生の来迎印を結び、左足を外に結跏趺坐をしている。けっ か ふ ざ ひのき
檜材、彫眼、彫出螺髪、漆箔仕上げで、個性の強い面相と、一見すると金銅仏を思わせる硬い質感をもつ衣文の彫りが特色である。



図 1-59 木造阿弥陀如来坐像

じんせん じ おお じ しん つ なみ ころ え き ひ
深専寺「大地震津波心得の記」碑

深専寺の惣門の脇に建つ石碑で、台石と碑面はさがん
砂岩である。安政の地震・津波の様子を伝え、後世にこのような被害を最小限に留めるための心得を残すべきだということで、承空上人の首唱で、有志が発起して、安政3年(1856)に建立したものである。読みやすい漢字仮名混じりの文章で「万一地震ゆることあらば(中略)深専寺前を東へ通り天神山へ立のくべし」等と書かれている。



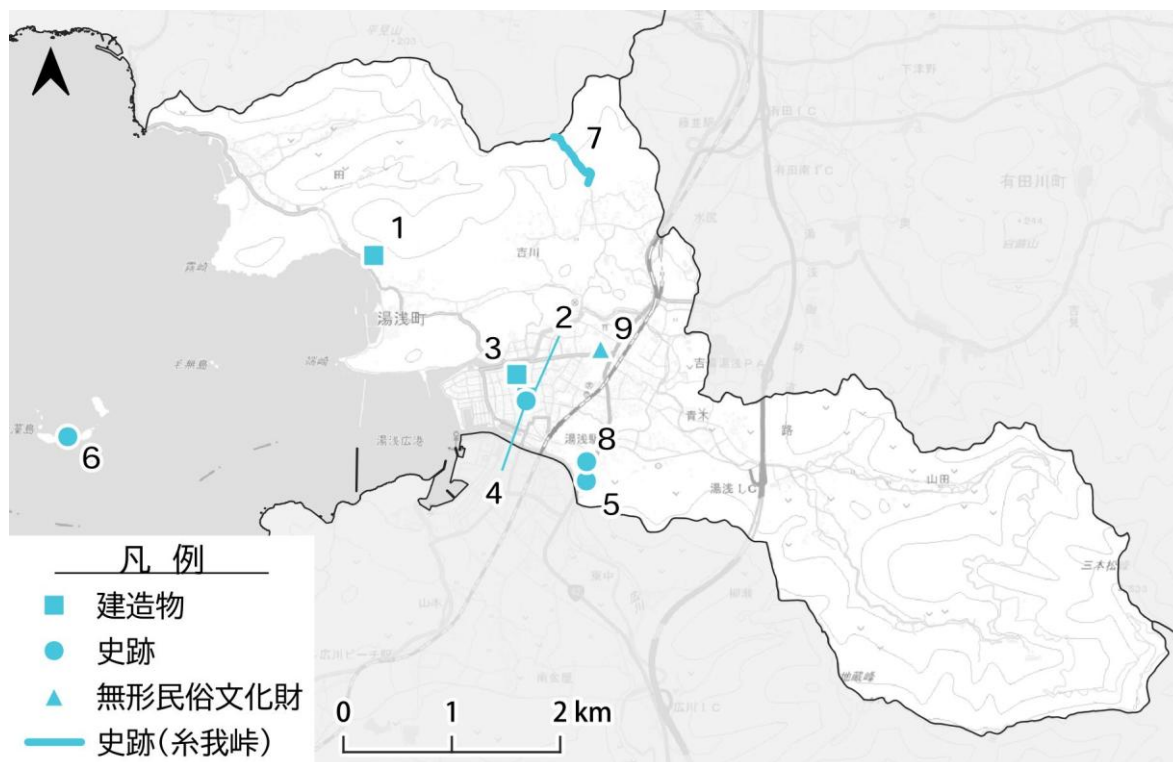
図 1-60 大地震津波心得の記碑

けんこくじんじゃ さんめんじ し
顯國神社の三面獅子

顯國神社に伝わる民俗芸能で、締太鼓の音に合わせ、神の使いであるオニとワニが、魔物である獅子を退治する所作を演じる。嘉永 4 年(1851)の『紀伊国名所図会』にその姿が描かれていることから、少なくともその時期には既に祭礼に奉納されていたと考えられている。地域の若衆によって受け継がれてきたが、昭和 53 年(1978)から「顯國神社三面保存会」によって伝承されてきている。



図 1-61 顯國神社の三面獅子



番号	名 称	番号	名 称
1	■施無畏寺 本堂・開山堂・鐘楼・鎮守社・ 石造宝篋印塔	6	●明恵上人遺跡刈藻島
2	■深専寺 本堂・惣門・庫裡及び玄関・書院	7	●糸我峠
3	■旧栖原家住宅 主屋・文庫蔵・土蔵	8	●勝楽寺境内
4	●深専寺「大地震津波心得の記」碑	9	▲顯國神社の三面獅子
5	●久米崎王子跡		

図 1-62 県指定文化財位置図

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

3) 町指定文化財

湯浅町指定文化財は、平成 8 年(1996)以降順次指定が進み、令和 7 年 1 月 1 日現在で 45 件となっている。和歌山県の近世社寺建築緊急調査により調査が行われた寺院建築や、施無畏寺所蔵の美術工芸品、石造物、醤油醸造用具等が指定されている。

以下、主な文化財について記す。

けんこくじんじゃちようずばち 顯國神社手水鉢

顯國神社に備え付けられている高さ 75 cm、長さ 182 cm、幅 92 cmの石造の手水鉢で、寛延元年(1748)の銘があり、背面側には「産子中／在関東／上総国／御宿浦／天王台／六軒町／岩和田／岩船浦」と彫られている。房総に移住した漁民たちが故郷を思い、産土神である顯國神社に寄進したもので、湯浅と房総半島との繋がりを示すものである。



図 1-63 顯國神社手水鉢

しらかしし かんけい しりょう 白樫氏関係資料

「白樫左衛門尉像及び洛東禅林住果空賛語」と「白樫左衛門尉位牌」からなる歴史資料である。室町時代末期から江戸時代最初期にかけて湯浅を統治した白樫氏に関する資料で、白樫氏が帰依した深専寺に所蔵されている。戦国時代の湯浅を知るものとして貴重である。



図 1-64 白樫左衛門尉像及び洛東禅林住果空賛語

くまのかいどうどうひょう 熊野街道道標

天保9年(1838)に建てられた高さ235cm、30cm四方の方柱の上部に枅形を設ける塔婆形の花崗岩製道標で、「立石」と呼ばれている。熊野古道沿いに建つ道標としては最大規模の高さを誇る。四面に東西南北の方角を示し、「すぐ熊野道」「きみゐてら」「右いせかうや道」など巡礼地名を彫り込んでいる。



図 1-65 熊野街道道標

しょうゆじょうようぐ 醤油醸造用具

醤油醸造家「角長」が所蔵し、職人蔵(辰みぐら巳蔵)で公開している、江戸時代から明治時代にかけて使用されていた醸造用具で、甑・平釜・ぶんじ・足踏式小麦割碎機・麴蓋・仕込み樽・櫓・すくい・ならし棒・締木・三州釜・半役・本かすり・平かすりの14点が指定されている。



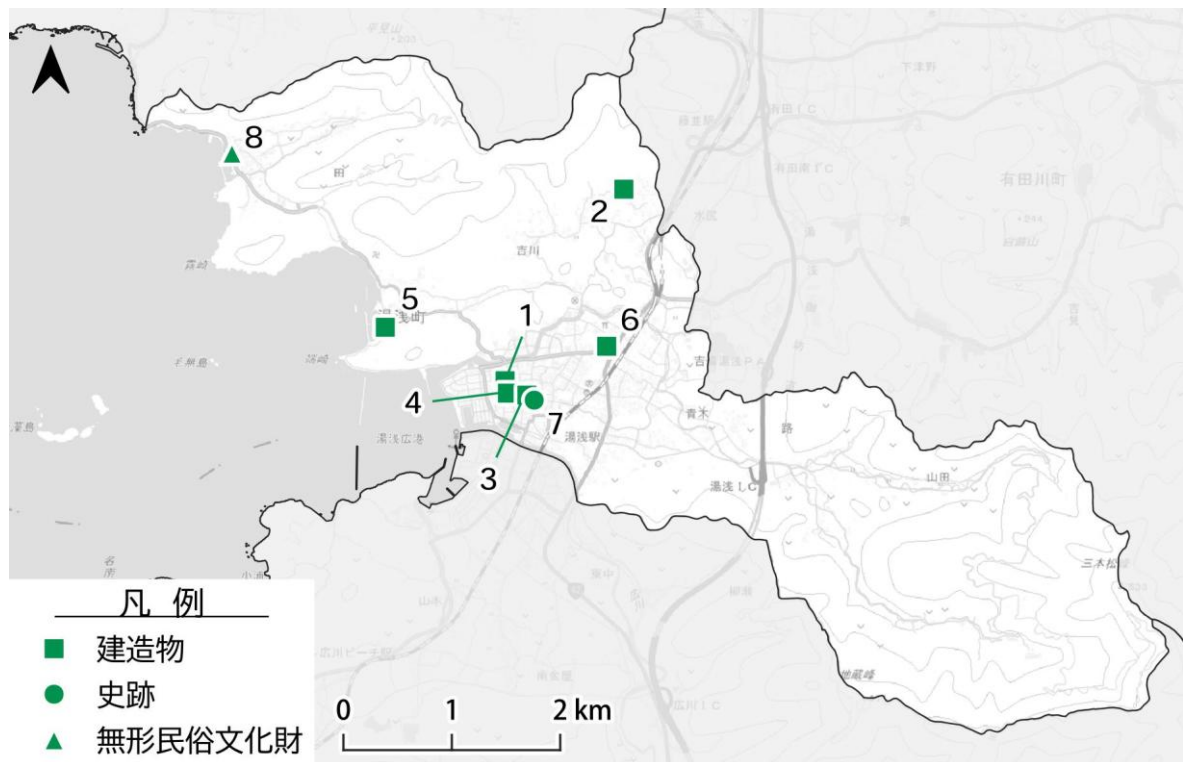
図 1-66 醤油醸造用具
(角長職人蔵)

くにつじんじやさんめんじしまい 國津神社三面獅子舞

田の國津神社に伝わる民俗芸能である。神の使いであるオニとワニが、災厄や悪しきものの象徴である獅子を退治する三面獅子舞であるが、顯國神社は獅子に2人が入るが、國津神社は4人で構成されるほか、トグロを巻いて立ち上がる「天狗の舞」という所作が入る等、比較的激しい動きが多く、また演技における補助や道化的な役割を担うお多福が登場するなど、顯國神社の三面獅子とは趣の異なるものとなっている。



図 1-67 國津神社三面獅子舞



番号	名 称	番号	名 称
1	■本勝寺 本堂	5	■極楽寺 本堂・表門
2	■弥勒寺 石造宝篋印塔	6	■顯國神社 本殿・祝詞殿・拝殿
3	■深専寺 鐘楼・観音堂・地藏堂・鎮守堂	7	●熊野街道道標
4	■真楽寺 本堂	8	▲國津神社 三面獅子舞

図 1-68 町指定文化財位置図

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(2) 主な未指定文化財

きゅうきのした けじゅうたくおよ てんぼ 旧木下家住宅及び店舗

道町の熊野街道道標(立石)のある十字路の南西側にある銅板壁が特徴的な建物で、家主の住居部分と土蔵、3軒の店子が入った店舗がある。熊野古道が市街地を抜けていく景観の象徴的な存在である。



図 1-69 旧木下家住宅
及び店舗

きしゅうきくちほんけ しんけしりょう 紀州菊池本家・新家史料

栖原に本宅を置き、江戸で干鰯問屋(本家)、砂糖・薬種問屋(新家)を営んだ菊池(垣内)家に伝わった史料群で、幕末に出た菊池海荘に関する著書や美術品、両家に関係する手紙や道具類などがある。



図 1-70 菊池史料群のうち
古碧吟社小槁

ひろじょう たかしるじょう あと 広城(高城城)跡

広城(高城城)は、応永8年(1401)頃、畠山基国によって築かれた山城である。標高 136m の西の郭と、147m の東の郭に大きく分かれ、境には箱堀状の堀切が設けられている。永正17年(1520)(湯浅町誌では大永2年(1522))に畠山尚順が、国人であった湯河氏らによって追放され落城したとされる。



図 1-71 広城(高城城)跡遠景

べ ざいてんぼり なか ぼ と
弁財天堀の中波止

広川は、慶長6年(1601)に深専寺の^{うでん}有伝上人により流路を現在の所に移し、その際、河口北側に堀割りを造り、石堤を築いて南川港を築造した。現在、弁財天堀と呼ばれるこの内港には今も石積みの中波止が残る。



図 1-72 中波止の石積み

さいわいじんじゃさんめん し し まい
幸 神社三面獅子舞

昭和27年(1952)より、國津神社の三面獅子にならい、地元小学校の児童により演じられている。天狗、鬼、獅子のほか、お多福とひょっとこも加わり、見物人を扇子で扇ぐなど愛敬を振りまく。



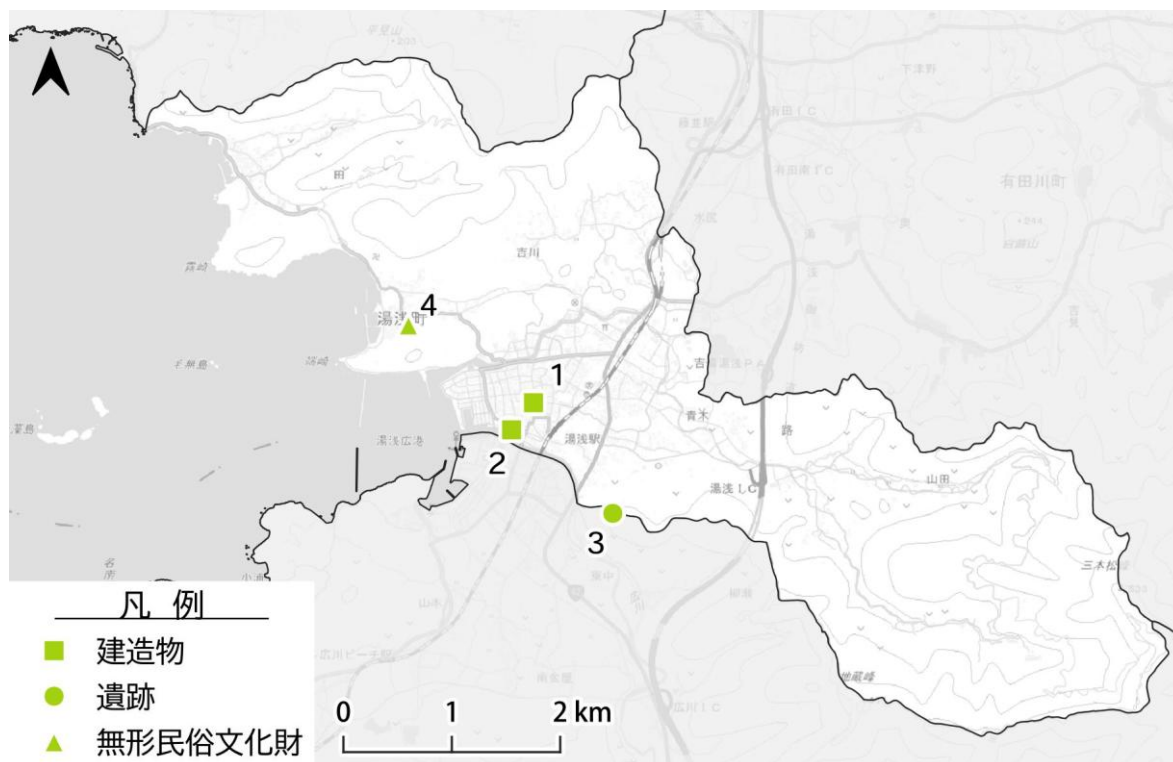
図 1-73 幸神社三面獅子舞

こうじせいぞうかんけい し りょう
麴製造関係資料

旧内伝^{うちでん}麴店で使われていた麴の製造に関する用具等の資料群である。醤油や金山寺味噌の製造に欠かせない麴作りの過程を示す民俗資料として注目される。



図 1-74 麴製造関係資料



番号	名 称	番号	名 称
1	■旧木下家住宅及び店舗	3	●広城(高城城)跡
2	■弁財天堀の中波止	4	▲幸神社三面獅子舞

図 1-75 主な未指定文化財位置図

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(3) 日本遺産「^{さいしよ}最初^{いってき}の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅

鎌倉時代にもたらされた金山寺味噌の製造過程で生じる液汁に着目した湯浅の人々が生み出した調味料「醤油」発祥の歴史と、それを伝える町並みや技術、道具、そこに生きる人々の生活や信仰、食文化などを物語るストーリーが、平成29年(2017)4月に、地域型の日本遺産『「最初の一^{さいしよ}滴^{いってき}」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』として文化庁の認定を受けた。

醤油の醸造業で栄えた町並みには、重厚な瓦葺の屋根と繊細な格子が印象的な町家や、白壁の土蔵が建ち並ぶ。通りや小路を歩けば、老舗醸造家から漂ってくる醤油の芳香が鼻をくすぐり、醤油造りの歴史と伝統が、形、香り、味わいとなって人々の暮らしの中に生き続けている。



図 1-76 醤油の製造(糴入れ)



図 1-77 町並み(戸津井家前)

表 1-2 日本遺産構成文化財一覧

① 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区	⑬ 金山寺味噌の製造技術
② 加納家(角長)	⑭ 顯國神社(本殿・祝詞殿・拝殿、手水鉢)
③ 醤油醸造用具	⑮ 顯國神社の祭礼(顯國神社の三面獅子)
④ 醤油の製造技術	⑯ ナレズシ
⑤ 津浦家(旧内伝麴店)	⑰ 熊野街道道標
⑥ 麴製造関連用具	⑱ 深専寺(本堂・惣門・庫裡及び玄関・書院)
⑦ 旧栖原家	⑲ 湯浅駅旧駅舎
⑧ 戸津井家(旧戸津井醤油醸造場)	⑳ 甚風呂(歴史民俗資料館)
⑨ 大仙堀	㉑ しらす井
⑩ 「大船一艘代々相伝」書状	㉒ 茶粥
⑪ 北村家(大坂屋三右衛門店・玉井醬本舗)	㉓ 栖原家旧蔵民俗資料群
⑫ 太田家(太田久助吟製)	㉔ 湯浅図屏風(紀州湯浅町図)

(4) 世界農業遺産 有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム

有田・下津地域(有田市・湯浅町・広川町・有田川町(旧金屋町、旧吉備町)・海南市(旧下津町)の温州みかん栽培地域)には、山林が多く、平地における田畑からの収穫が少ないという制約を克服するため、地域の気候風土に適した柑橘栽培に活路を求め、傾斜地に壮大な石積み階段園を築き、400年前には紀州みかん栽培



図 1-78 みかん畑

を生計の手段にまで発展させた。19 世紀後半には消費者の嗜好の変化とともに、栽培種を温州みかんへと転換、地域における農家の 9 割以上が温州みかんを栽培し、海岸部から内陸部の山頂付近にまで石積み階段園が広がる壮大なランドスケープを形成し、日本一の生産量と生産額を誇る温州みかん産地となっている。

紀州みかんや温州みかんに関わる歴史、文化、栽培技術、石積み技術、販売手法などを次世代に継承するために多様な主体が参画し、連携し合って、時代に柔軟に対応した活動を行い、地域の農家の技術と精神が、連綿として引き継がれている。



図 1-79 世界農業遺産の概要イメージ

(出典:世界農業遺産申請書 有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム(和歌山県有田・下津地域))

第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致の概要・分布状況

歴史まちづくり法において「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

湯浅町は、古代から大和や京の都と紀南地方にある信仰の聖地などを結ぶ往還の重要な役割を果たし、その後の人々の生活や生業においても陸路・海路の要衝であった。大勢の旅人や商人、様々な物資が行き交う商業都市として発展を遂げる一方、醤油の醸造や漁業、みかん栽培などの地域特有の産業が大いに隆盛した。

こうした湯浅町固有の歴史と伝統文化が築き上げてきた歴史的な建造物が、周辺を含む市街地環境とともに今日まで残されており、そこで受け継がれてきた伝統産業や祭礼などの人々の活動と相まって湯浅町の特徴ある歴史的風致を形成している。

湯浅町におけるこれらの維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

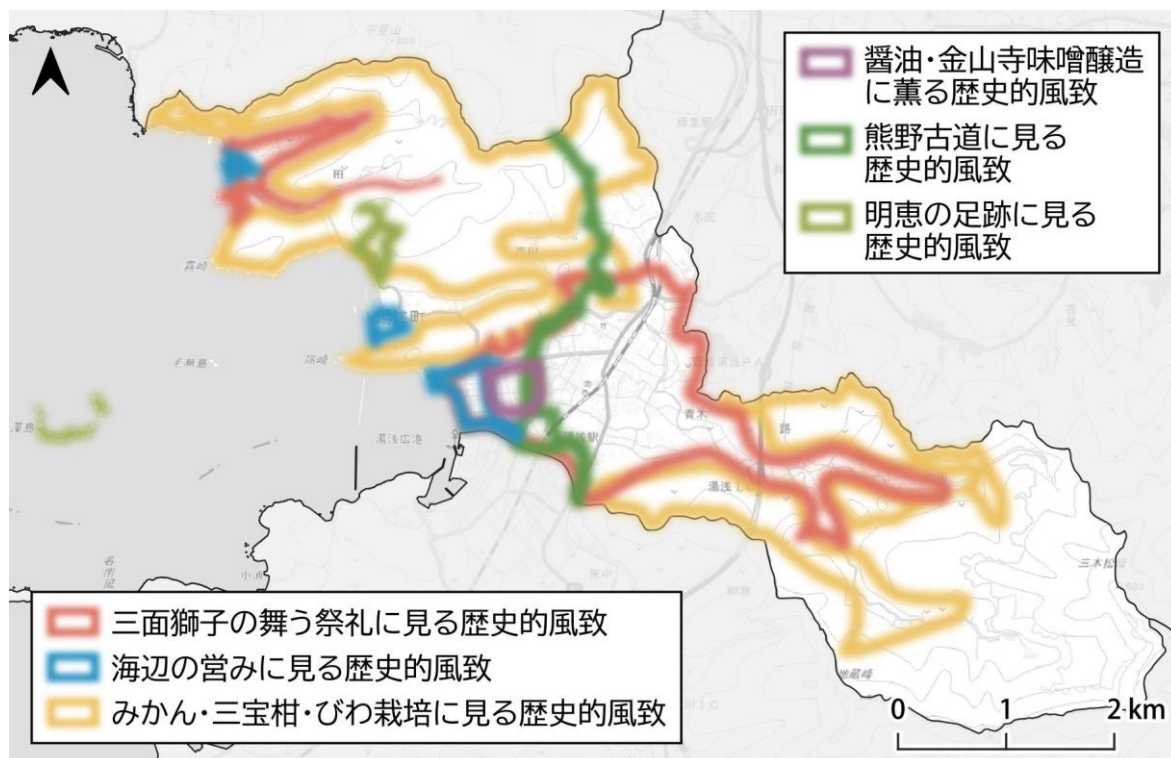


図 2-1 歴史的風致の分布

※「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

2. 歴史的風致の内容

(1) 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致

1) はじめに

醤油と金山寺味噌発祥のきっかけは、鎌倉時代の僧覚心(法燈国師)が修行のために宋に渡ったことに遡る。建長元年(1249)、南宋五山の一つ、径山寺(中国・浙江省)において修行を行った覚心は、当所で作られていた径山寺味噌を好み、その製法を習得した。建長6年(1254)の帰国後、湯浅に近い由良の西方寺(現在の興国寺)に住した覚心は、この味噌の製法を人々に伝えたという。それはやがて周囲に広まり、湯浅では山田川の伏流水が醸造に適していたことから盛んに作られるようになっていった。これが、金山寺味噌のはじまりである。そして、この味噌の製造過程において、槽底に沈殿する液汁に着目し、少しずつ改良を重ねて調味料としたものが醤油のはじまりであるとされている。

平安時代より、肉や魚、野菜や穀物などの食品を麴と塩で漬けて発酵させる「醬」と呼ばれるものがあったことは文献により知られているが、醬は嘗め物として直接食べられるものであったことから、大豆と小麦、塩を原材料とし、麴菌や酵母の働きによりできた諸味を搾って作られる現在の醤油の製造方法では湯浅が最も古いとされ、湯浅は、「醤油発祥の地」と言われている。

湯浅町湯浅地区には、醤油や金山寺味噌の醸造で栄えた近世からの町並みが受け継がれている。このうち、伝統的な建造物が群として伝わる北町・北浜町・北中町・北鍛冶町の一部区域が、重要伝統的建造物群保存地区(以下、「保存地区」という。)に選定されており、この周辺を含む湯浅旧市街地一帯では、現在も醤油や金



図 2-2 角長(加納家)

山寺味噌の醸造が営まれている。その中でも、保存地区内に所在する角長(加納家住宅)は、天保12年(1841)の創業から、江戸末期以降に順次整備されていった建物の中において伝統的な手法を引き継ぎながら現在でも醤油醸造業を続けている。湯浅の町中には、醤油の芳香がふんわりと漂い、それが伝統的な町並みと相まって、人々を包み込んでくれている。

2) 醤油・金山寺味噌の歴史

湯浅で製造され始めた醤油は、当初は主に自家用に作られる程度であったが、明治41年(1908)に変更認可された『湯浅醤油醸造同業組合定款』に所収される『湯浅醤油沿革大要』によると、天文4年(1535)赤桐右馬太郎が、魚や野菜を運送する便船に託して醤油100石余を大坂に送り出して以降、商品として広く流通するようになっていったとされている。

湯浅の醤油の名声は、江戸時代に入ってますます広まりをみせる。湯浅や、南隣の広村の醤油醸造業者は、遠く下総(現在の千葉県北部)での製造をはじめ、関東に販路を拡大していった。

この背景には、紀州藩の特別の保護がある。醸造家各戸に「御仕入醤油屋」と書いた標札を掲げ、壺型の看板を掛けるようにさせて、運送船には㊦の徽章を染め抜いた旗を掲げ御用船同様の特権を与えた。また、代金等の不払いに対しては、租税不納者と同様の取扱いで徴収させた。『湯浅醤油沿革大要』には、文化年間(1804～18)の湯浅地方における製造者は92名を数えたとあり、往時の盛況がしのばれる。

一方、金山寺味噌が商品として流通を始めたのは、江戸時代に入ってからである。製造については、江戸時代を通じて、大坂屋三右衛門店(玉井醤油本舗 北村家)が、「玉井醬」という名で、その製法を一子相伝のものとして伝承していくことになる。嘉永4年(1851)発行の『紀伊国名所図会』には、「玉

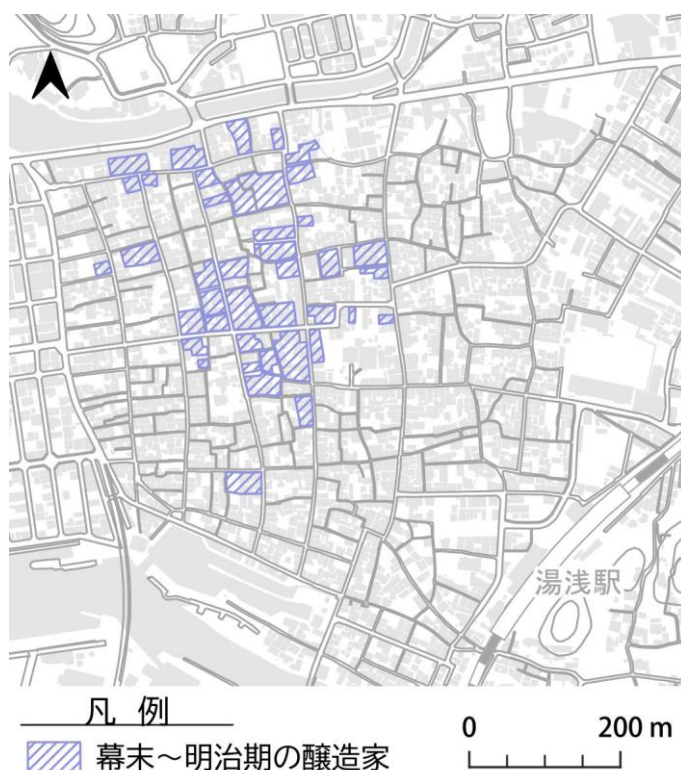


図 2-3 幕末～明治期の醸造家の分布

※下図は「基盤地図情報(基本項目)」(国土地理院)を加工して作成。

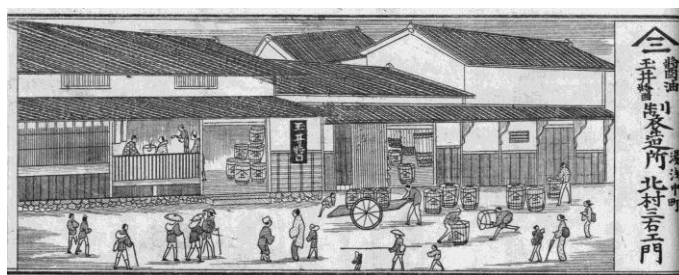


図 2-4 有田郡名勝豪商案内記
〈玉井醬 北村三右衛門〉

井醬、村中(湯浅)大坂屋三右衛門店にて製す、経山寺味噌の類なり、…諸国に運送し、国産の一種とす、実に未曾有の味なれば、紀州経山寺の称遍く他邦にも聞えたり」とあり、紀州の特産品として出回っていたことが知られる。紀州藩の保護奨励もあり、盛時には尾道に支店を置いて、中国・四国地方にも販路を拡張した。夏季の仕込み期には、「御用」と大書きした提灯を家の内外に立てて、厳重な警戒のもとで製造していたという。

醤油醸造業は、明治に入ると、紀州藩の保護が解かれたこともあり、輸送や取引、代金回収等、様々な変化を迫られ、全国の産地との市場競争にのまれていくことになる。

この危機に際し、湯浅の醤油業者たちは、明治20年(1899)頃から海外への輸出を開始する。明治32年(1911)には湯浅醤油醸造同業組合を結成、また大正11年(1922)には3名の醤油業者が湯浅醤油株式会社を設立する等、品質の向上や販路の開拓に力を注ぐものの、近代化の波に乗り遅れた感は否めず、早くに企業化した他の産地との競争に敗れ、戦後の不況も重なって、昭和31年(1956)には、湯浅醤油株式会社も廃業した。

金山寺味噌については、明治以降、大坂屋以外でも製造販売されるようになり、保存地区内において江戸末期頃に建てられた主屋や土蔵で製造販売を行っている太田久助吟製(太田家)や、旧市街地の中町の南において明治前期頃に建てられた土蔵で製造しているあみ清^せ(数見商店 数見家)のように、かつて醤油醸造業を営んでいた家が金山寺味噌を主力商品に切り替える動きがあり、金山寺味噌業者が数を増やした。

現在では、湯浅町内における醤油業者は5軒、金山寺味噌業者は7軒(兼業を含む)が営業を続けている。

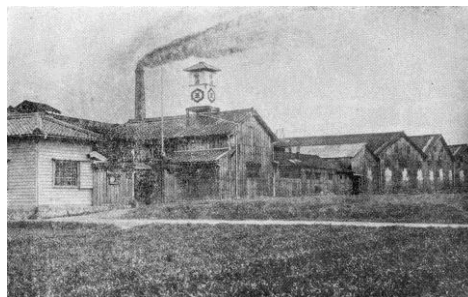


図 2-5 湯浅醤油株式会社



図 2-6 あみ清の土蔵

3) 建造物等

【湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区】

16 世紀末頃に開発され、醤油醸造を中心とした商工業都市として栄えた旧市街地のうち、明治後期から大正にかけて拡幅された^{おくらまち}御蔵町通りの北側の、東西 400m、南北 280m、面積約 6.3ha の範囲が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。地区内には、比較的まっすぐで広い「通り」と、その間を縦横に繋ぐ狭い「^{しょうじ}小路」によって構成される近世以降の地割がよく残され、近世から近代にかけて建築された様々な年代の建築物が存在している。本瓦葺の屋根や、漆喰を大壁で仕上げた壁などが重厚な雰囲気を形成している。また、地区の北側の山田川河口には、かつて醤油の積み出し等に利用されたといわれている大仙堀がある。



図 2-7 大仙堀

築 50 年以上を経過し、伝統的要素を持った伝統的建造物として保存されている建築物は 144 棟、石積みや水路等の工作物は 51 件、樹木等の環境物件は 5 件である。(令和 7 年 1 月 1 日時点)

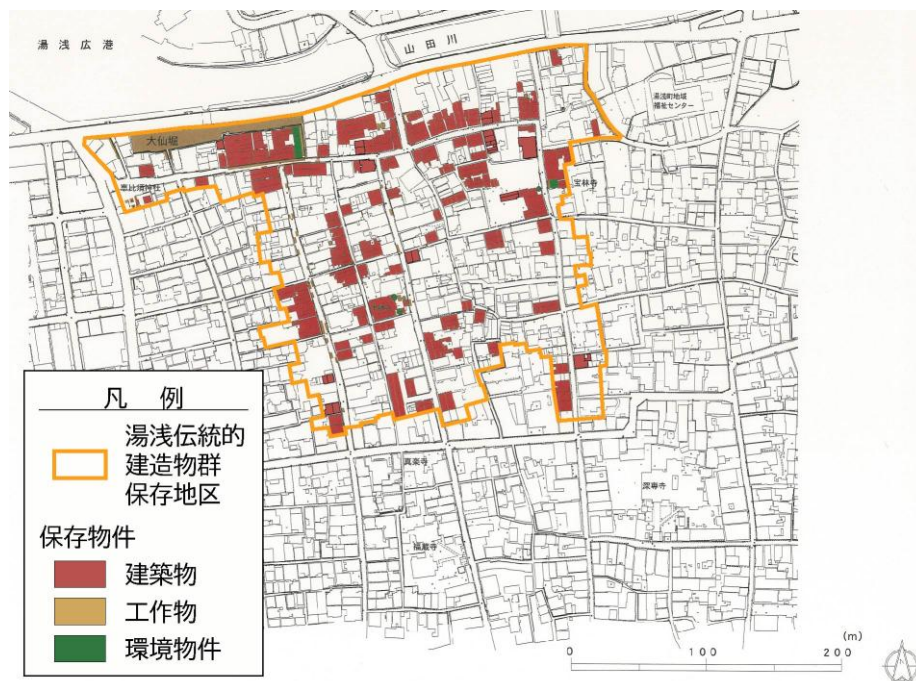


図 2-8 湯浅伝統的建造物群保存地区内の保存物件位置図

【角長(加納家住宅)】

角長は、天保 12 年(1841)に^{かどやうまたろう}角屋右馬太郎より暖簾分けされ創業した醤油醸造家で、保存地区内の北町通りと浜町通りにより形成される丁字路を挟んだ 3 ヲ所に敷地を有する。主屋は、切妻造、本瓦葺、平入、つし二階建てで、背後西寄りに角屋が突出する。主屋のトオリニワと下手 2 列 4 室は建築様式からも創業当初に遡るものとみていいだろう。その他、仕込蔵などの醸造施設群も創業当初から大正期にかけて建築されており、醸造量の増加に伴い敷地を拡張して建築していった過程がよくわかる。(『湯浅町重要建造物調査報告書』(令和 2 年(2020)より)

令和 4 年(2022)12 月、主屋を含む 11 棟が重要文化財に指定された。

【玉井醬本舗大三(北村家住宅)】

中町通りの南側、保存地区外に位置する金山寺味噌の醸造家で、江戸時代初期からこの地に住しているという。『湯浅町重要建造物調査』によると、主屋は江戸末期の建築とみられ、『紀州湯浅の町並み伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成 13 年(2001))では湯浅におけるもっとも古い町家の遺構と評価されている。切妻造、本瓦葺、平入、建ちの低いつし二階建てで、背面北寄りに角屋が出る。醸造に関わる建物は一新されているが、現在でも金山寺味噌の醸造は継続されている。



図 2-9 角長(主屋)



図 2-10 角長内部(醤油蔵)



図 2-11 玉井醬本舗(北村家)

【太田久助吟製(太田家住宅)】

保存地区内の北町通りと中町通りの丁字路の北側に位置しており、主屋は『湯浅町重要建造物調査』によると、江戸末期に遡る。敷地には主屋のほか、前蔵、西蔵、東蔵、すきま蔵等が建ち並ぶ。かつて、醤油醸造を行っていたが、戦後に金山寺味噌に転じ、現在に至っている。醤油醸造業に比べて金山寺味噌は省スペースで製造できるということがよくわかる。保存地区における金山寺味噌醸造家として貴重な存在である。



図 2-12 太田久助吟製(太田家)

4) 活動

4-1) 今に薫る醤油醸造

創業当初からの建物を使い、今もなお伝統的な工法で醤油醸造を行っている角長を参考に、醤油醸造の過程を見てみる。

醤油の製造は、原材料である大豆と小麦の下処理から始まる。水に浸して圧力釜で高圧から短期間に蒸しあげられた大豆と、煎って砕いた小麦は、種麴菌たねこうじきんを混ぜ合わせて、麴室こうじむろに入れられる。角長では、温度等の室内条件が管理された麴室で、数回の攪拌作業かくはんをしながら、4 日間寝かせて、醤油酵母を醸成させる。

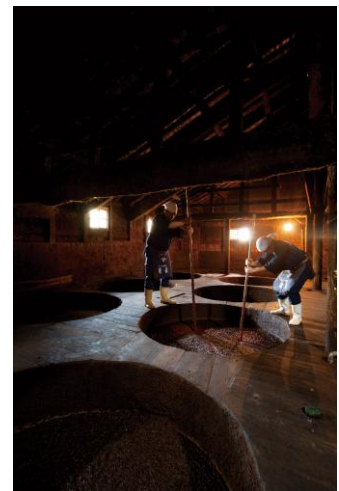


図 2-13 糶入れ

その後、塩水を混ぜて仕込桶に貯蔵し、1 年から 1 年半、長いものでは 3 年ほどの期間をかけて攪拌作業かい（糶入れ）を繰り返しながら熟成させていく。この原料に塩水を混ぜたものを、諸味もろみと呼ぶ。

醤油本来の色合いや香りを得た諸味は、仕込桶から取り出し、搾りにかける。搾り出された液汁は、生醤油きしょうゆ（生揚げ）と呼ばれ、その後、釜で約半日かけて炊き上げられ（火入れ）、醤油が完成する。角長では、江戸時代から続く仕上げ方法で和釜を使用し、松材の薪を燃料として火入れを行っている。



図 2-14 火入れ

仕込蔵には、天井や梁に「蔵酵母^{くらこうぼ}」と呼ばれる酵母が付着していて、それが仕込桶に降り注ぐことによって、特徴ある諸味が醸成されるといわれている。

こうして、現在も伝統的な製造方法が受け継がれ、湯浅の醤油は醸造されている。町並みを歩くと、見上げれば煙突からは釜で生醤油を焚きあげる煙が立ち昇り、台車に載せられて運ばれる醤油ビンがこすれあう音が聞こえる。醤油醸造町という湯浅固有の歴史が造り上げてきた市街地には、醤油の薫りが潮風に乗って漂い、醤油醸造を嗅覚でも感じることができる。

4-2) 金山寺味噌の製造

金山寺味噌は、大豆、米、大麦に塩と麴を混ぜ、瓜や茄子、生姜^{しょうが}、紫蘇^{しそ}といった野菜を漬け込んで作られる。発酵熟成の期間は、おおよそ 60～90 日間である。もともとは、夏野菜の保存食であったといわれているが、味噌の部分もそのまま食べる、いわゆるなめみそ、おかずみそ的一种である。調味料としてではなく、御飯にのせたり、酒の肴にしたり、またこのあたりでは茶粥^{ちやがゆ}(ほうじ茶等で作るお粥)と一緒に食べる風習もある。



図 2-15 仕込みの様子

また、金山寺味噌は、地域の伝統料理として家庭でも作られている。家庭で作る際には、茄子等の具の種類や量、大きさを調整して、好みの食感や味付けを楽しむことができる。

町を歩くと、金山寺味噌屋の店先に商品が並び、地元の人も観光客もこぞって購入している様子が目に留まる。町中には、ほのかに金山寺味噌の匂いが漂い、食欲をそそられる。

5) まとめ

近世から近代にかけて醤油醸造業を中心とする産業で栄えた古くからの市街地の一帯には、「通り」と「小路」で構成される特徴的な地割と、白漆喰塗りに板張りの蔵や、虫籠窓^{むしこ}、格子、幕板^{まくいた}といった伝統的な意匠が見られる醤油醸造家の主屋など、醸造の歴史を今に伝える歴史的建造物が



図 2-16 通りでの作業風景

数多く残されている。港町や熊野古道の往来で賑わった醤油醸造町という湯浅固有の歴史が造り上げてきた市街地、そんなかけがえのないまちを住民たちは自らの手で守ってきた。

醤油醸造町として全国で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定された湯浅の町並みは、その歴史ある伝統産業が現在も継承されていることが高く評価された。「醸造の香りに生きる町」とは、公募により選ばれた保存地区のキャッチフレーズである。伝統的な町並みが残る市街地において今もなお醤油や金山寺味噌が作られ、その芳香の中で人々の暮らしが続けられていく様子を表している。また、平成 29 年(2017)には、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産に認定された。日本の食文化を語る上で外すことのできない我々日本人の味覚の根幹といえる醤油の伝統と文化は、この町で暮らす人々の強い思いとともに受け継がれている。



図 2-17 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致の範囲

※下図は「基盤地図情報(基本項目)」(国土地理院)、「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」(国土交通省)を加工して作成。

コラム 旧栖原家住宅(フジイチ)

旧栖原家住宅は、明治 7 年(1874)当時の湯浅における屈指の醸造家、久保家によって建てられ、その後久保家より醤油醸造を引き継いだ栖原家が、明治から昭和 50 年代後半まで「フジイチ」の屋号で醤油醸造を営んできた住居兼工場である。醸造作業を行う仕込蔵や作業場等は取り壊されて現存しないが、創業当初に建てられたとみられる主屋は、内部を含めて改変が少なく、湯浅の醸造家の主屋建築の代表格ともいえる建物である。特徴的なのは、トオリニワ下手のツメバと呼ばれる土間空間である。ここは、主屋背後に建ち並んでいた醸造施設で作られた醤油を樽や瓶に詰める作業空間である。醸造に関する空間を主屋に取り込んでいることから、建築当初から醸造業を意識した主屋建築であることがいえる。

平成 29 年(2017)に湯浅町が公有化し、修理・整備工事を経て、令和 4 年(2022)から一般に公開している。内部では、湯浅の醤油醸造や旧栖原家住宅に関する歴史、建物の特徴などを紹介するパネルや、実際に使われていた醸造や日用品などの資料展示、醤油醸造の様子を再現したVR等により、湯浅の醤油醸造について学ぶことができる施設となっている。



図 2-18 旧栖原家住宅



図 2-19 ツメバの展示の様子

(2) 熊野古道に見る歴史的風致

1) はじめに

湯浅は、急峻な山地が連なる紀伊半島の沿岸に位置しており、山と山の間に囲まれたわずかな平地が海に面した地形をしている。この紀伊半島の南部にある熊野は、古来より、修験道の行場とされ、平安時代中期から末期にかけて、修験者が先達となり上皇・法皇をはじめ貴族を中心として、頻繁に熊野詣が行われるようになった。

熊野への道として利用されたものを総称して熊野参詣道という。熊野参詣道は、京から紀伊半島の西岸を進み田辺へ至る紀伊路、田辺から東へ折れて山中を進む中辺路、田辺からさらに海沿いを進む大辺路、東からは紀伊半島の東岸を海沿いに進む伊勢路、霊場高野山から紀伊半島の中央部を進む小辺路といったルートがある。



図 2-20 熊野三山と熊野参詣道位置図

紀伊路及び中辺路には、参詣道の途中に王子社が祀られており、参詣者がこれらを順に参拝し

ていくことが、ひとつの特徴となっている。これらは、熊野九十九王子と総称されている。

湯浅には熊野参詣道のうち紀伊路が南北に通る、地形的な条件や、湯浅一族の活躍を背景とした繁栄により、鎌倉時代には宿泊地として利用されていた。

なお、呼称については、熊野参詣道紀伊路のほか、熊野道や、上皇や法皇らが通ったと推測される道をさして熊野御幸街道、近世に整備された街道として熊野街道と称することがあるが、湯浅ではそれらを総称して熊野古道と呼んでいる。したがって、これらの道について本計画では、熊野古道という呼称を用いることとする。

熊野古道は、藤代(藤白)峠、蕪坂を越えて有田に入ると、宮原で有田川を渡って糸我峠にさしかかる。糸我峠を登り詰めると、湯浅に入る。

糸我峠を下りきると吉川の集落に入る。そこにあるのが、逆川王子である。現在は逆川神社と称し、地元自治会の吉川区が敷地を所有、日常の維持管理を行っている。逆川王子は、天仁 2 年(1109)



図 2-21 逆川王子 本殿

ふじわらのむねただの日記『中右記』^{ちゆうゆう き}にあらわれることから、少なくとも 12 世紀初頭には王子社として存在していたことがわかっている。その記録によると、逆川王子にて奉幣^{ほうへい}したのち、すぐ南を流れる逆川という名の小川で禊^{みそぎ}を行ったことがわかる。

逆川王子をさらに南下し、方津戸^{ほうづ と}峠を越えると、古くからの市街地部分でもある道町^{どうまち}に入る。道町の中央部分、深専寺^{じんせん じ}前を通る寺前通りとの交差点に、天保 9 年(1838)に建てられた立石^{たていし}と呼ばれる道標がある。北面に刻まれる「すぐ熊野道」の「すぐ」とはまっすぐという意味であり、南下してきた人々にまっすぐ進むように伝えている。嘉永 4 年(1851)に刊行された『紀伊国名所図会』^{きいのくにめいしょ ずえ}には、この道標を中心にして十字路の様子が描かれており、近くの深専寺の様子や、往来を賑わす人々の様子、宿屋、料理屋といった往来の人々相手の商売の様子がいきいきと描かれている。

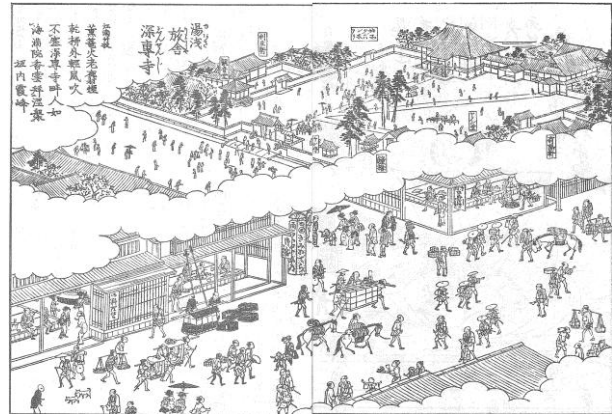


図 2-22 紀伊国名所図会
〈湯浅旅舎深専寺〉

深専寺^{しやう ぐいんもんぜき}は、聖護院門跡の熊野入峯^{にゆう ぶ}の際の宿泊所あるいは休憩所としても利用された。熊野やおおみね大峰での修行を終えた一行は、熊野古道を帰路につき、途中で深専寺に立ち寄ったという。文政 9 年(1826)に建立された書院は、聖護院御殿とも呼ばれ、欄間に菊の紋章の透彫りが施されている。境内には、寛文 3 年(1663)建立の本堂を始め、江戸時代からの建造物が多く残っている。



図 2-23 深専寺書院（菊の欄間）

熊野古道は、道町を南下したあと広川^{ひろがわ}を越えて広川町に入り、鹿ヶ瀬^{しかが せ}峠に至る、というのが有田地方におけるルートである。古くは、方津戸峠を下ったあと、すぐに山田川を渡り、山手側を進むルートがとられていたといわれている。そのルート上、かつて広川右岸に広がっていた低地、白湯^{しらかた}（白方）を望む高台に、勝楽寺^{しょうらく じ}がある。勝楽寺は、



図 2-24 勝楽寺境内

湯浅を中心に紀伊半島に広く勢力をもった湯浅一族の庇護のもと、荘厳な伽藍を誇って

いたと推測されている。京都醍醐寺^{だいごじ}の金堂は、この近辺にあったお堂を移築したとする説が有力で、その建築様式からは平安時代後期に建立されたことや、鎌倉期の改造による紀州独特の構造が見られること等の特徴があらわれている。勝楽寺に伝わる仏像群からも、その歴史と往時の繁栄を知ることが出来る。承元 4 年(1210)、明恵上人^{みょうえしやうにん}が熊野参詣の道中であった藤原長房^{ながぶさ}と面会した「白方宿所」や、建保 4 年(1216)に熊野に向かう藤原頼資^{よりすけ}が宿泊した「湯浅白形堂僧房」は、ともに勝楽寺を指すと考えられ、熊野参詣との関係がうかがえる。

勝楽寺の南には、熊野九十九王子のひとつ、久米崎王子^{くめさき}がある。建仁元年(1201)の『熊野御幸^{くまのごう}記』で「路遠きにより、路頭の樹に向かひて拝す」とあり、この頃にはルートが海寄りに移っていた可能性がある。しかしながら、嘉禎 2 年(1236)に幕府より地頭である湯浅宗景^{むねかげ}あてに久米崎王子の修繕を命じており、また江戸時代に入っても紀州徳川家



図 2-25 久米崎王子跡

により社殿が復興されたとあることから、近世に至るまで王子社として崇拝されていたことがうかがえる。現在、社殿等は残存していないが、昭和 39 年(1964)に建てられた石碑が、人々の熊野古道を想う姿を受け継いでいる。

2) 熊野古道と「道」の往来

湯浅は、地理的条件から、陸上交通における休息地であり、海上交通における発着地として適した場所であった。飛鳥・奈良時代の天皇の行幸では、紀伊国牟婁^{むろ}の湯(現在の白浜温泉^{しらはま})へ向かう一行が陸路を辿って山を越え、栖原^{すはら}の海岸に降り、そこから海路を進んだともいわれている。また、延長 5 年(927)にまとめられた『延喜式^{えんぎしき}』に「湯笠駅馬八疋」と記されており、「湯笠」とは湯浅の古名であるとされることから、少なくとも一時期において、南海道^{なんかいどう}の宿駅となり、陸上と海上の交通の結節点として機能していたことがわかる。

紀伊半島における人の往来は、熊野参詣の隆盛により一層活発となる。当初の熊野古道は、今より山手側のルートを通っていたと考えられている。現在の市街地付近は、当時はまだ海、あるいは干潟であったと考えられている。道町を通り抜けるルートとなった背景には、湯浅一族の隆盛が大いにあったと考えられている。湯浅一族は、湯浅宗重^{むねしげ}(1118～1195)のとき、有力な地方豪族として勃興し、一族や婚姻関係によって結びつ

いた他氏を各地に配し、いわゆる武士団「湯浅党」を形成する礎を築いた。彼らの住居は、岩崎にあったといわれることから、道町の北東一帯の、現在の小字岩崎に館があったと考えられている。またさらに南に行くと、御茶殿と呼ばれる、現在の湯浅駅の西側の台地状に広がる場所があるが、そこは南西に広がっていた入江を見ながら貴賓たちが休息した行在所に使われたところだといわれている。『熊野御幸記』には、熊野詣の帰路に湯浅宿所に泊まって、湯浅氏より接待を受けたことが記されている。これらのことから、湯浅一族の存在により、熊野古道の参詣ルートが、一族の居館等のそばを通るようになっていったと考えられる。

熊野への参詣は、上皇や法皇を中心とした貴族たちのものから、鎌倉時代になると武士たちにも参詣するものがあらわれ、室町時代には少しずつ庶民の間にも広がりを見せていった。

近世に入ると、紀州藩による街道整備の一環で、熊野街道として整備され、一里塚と一里松を設置し、伝馬所を各所に置いて官吏の往来や官用荷物書状の運搬にあたらせた。熊野古道は西国三十三所巡礼の道と重なり、多くの人や物資が行き交った。道町の熊野街道道標(立石)が卒塔婆型をしているのは、西国巡礼の途中に行き倒れた者への追善供養のためともいわれている。



図 2-26 熊野古道の位置図

※「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」「(国土交通省)を加工して作成。

明治維新を経て近代になると、新たな時代の「道」として、鉄道が導入されるようになる。有田地方では、大正 4 年(1915)に私鉄の有田鉄道が山田川河口の海岸駅と金屋口駅^{かなやぐち}の間に開通し、さらに昭和 2 年(1927)には、国鉄紀勢西線^{きせいさいせん}(現在のJR紀勢本線)が、紀伊湯浅駅(現在の湯浅駅)まで繋がった。

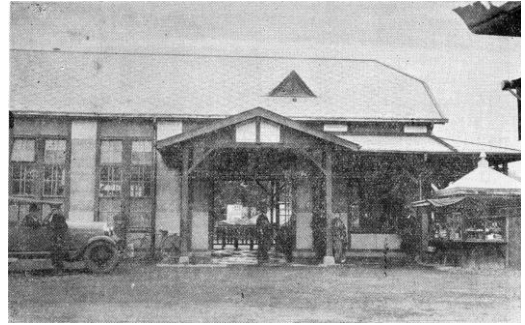


図 2-27 紀伊湯浅駅 (開業当初)

時代を経るにつれ、「道」というものは変化し、移動目的も多種多様となっていく。しかしながら、人々の往来は変わらず続いている。

3) 建造物等

【糸我峠】

現在の有田市の糸我集落から、湯浅町の吉川集落を繋ぐ峠。峠の頂上から吉川集落に至る湯浅町域の部分は、和歌山県から史跡指定を受けている。

峠道は、『熊野御幸記』に「嶮岨を凌ぎていとカ山を昇り」と記して急峻ぶりを嘆くほどの厳しさであったようである。湯浅町側の峠道は、簡易舗装されているが、路傍に、自然石に南無阿弥陀仏と彫られた名号碑があるなど、山の熊野古道の景観を良好に伝え、歩く人々に往時の険しい参詣の行程を体感させる重要な要素となっている。峠を下りきった十字路には、大正 7 年の刻銘がある道標が残されている。



図 2-28 糸我峠



図 2-29 路傍の名号碑

【逆川神社(逆川王子社)】

逆川王子は、少なくとも 12 世紀初頭には王子社として存在していたことがわかっている。明治 44 年(1911)には田の國津神社^{たくにつ}に合祀されたが、遥拝所として維持され、その後、昭和 12 年(1937)には、吉川の住民らの手によって再興され、社殿の再建や石段等の整備が行われた。再興された本殿は、一間社隅木入春日造、銅板葺で、石段を上った

最頂部にある。その他、境内には、享保 19 年(1734)銘の石灯籠をはじめ近世の石造物が存在するほか、地蔵堂には永禄 8 年(1565)銘の石造地蔵菩薩坐像が安置されている。近世の王子社の様子を今に伝える遺構として、国の史跡熊野参詣道紀伊路の構成資産となっている。



図 2-30 逆川王子跡

【熊野街道道標】

熊野古道と、深専寺前を通る寺前通りとの十字路の南西角に立つ。背面に天保 9 年(1838)の銘が入っていることから建造年がわかる。今も熊野古道を行き交う人々の道しるべとなっている。道標は、花崗岩で作られた頂部繰形付の角柱で、北面に「すぐ熊野道」と刻み、熊野古道はまっすぐ南に進むよういざなっている。他、東面には北方向を人差し指で指して「きみゐてら」(紀三井寺)と彫り、西国巡礼の道としても使われていたことを示唆し、また南面には「右いせかうや道」と記して、ここから高野山に至る道が始まることを示している。その大きさからも当地が相当な交通量のある重要な交通の結節点であったことがうかがえる。湯浅町指定史跡である。



図 2-31 道町道標(立石)

【ほった ちゃほ たていし ちゃ 旧堀田茶舗(立石茶屋)】

立石のある十字路の北東角地に位置する、旧店舗兼住宅である。堀田家は、明治期から肥料商等を営み、戦後に茶業に転業した。店舗は江戸末期に建設されたつし二階建、切妻造、平入、本瓦葺の建物で、立石のある十字路の熊野古道沿いとして



図 2-32 旧堀田茶舗(立石茶屋)

の歴史的景観を形成する重要な要素として、国の登録有形文化財となっている。現在は、立石茶屋という呼称で、熊野古道を散策する人々の休憩所として活用されており、往来の歴史的風致を形成している。

きゅうこくてつ きせいせいせん き い ゆ あさえきほん や
【旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋】

昭和 2 年(1927)、国鉄紀勢西線(現在の JR 紀勢本線)が紀伊湯浅駅(現在の湯浅駅)まで延伸開業された。そのときに建造された駅舎の本屋が、幾度かの改築や増築を行いながら利用されてきた。令和元年(2019)、すぐ北側に新設された「湯浅えき蔵」に改札機能を譲ったのち、修理・整備工事を経て、令和 5 年



図 2-33 湯浅駅旧駅舎

(2023)からは飲食・物販施設として活用されている。建物は、木造平屋建、半切妻造、鉄板菱葺で正面に車寄を持つ、建設当初の姿を取り戻し、今も地域と来訪者の人々との交流拠点として機能し続けている。令和 6 年(2024)3 月に旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋(以下、「湯浅駅旧駅舎」という。)として国登録有形文化財に登録された。

4) 活動

4-1) 熊野古道を味わう

古来、熊野古道は、皇族や貴族らの集団による参詣が中心であった。貴族が残した日記などにより、往時の参詣の様子を知ることが出来る。例えば、建仁元年(1201)に後鳥羽上皇の熊野参詣に同行した藤原定家が残した記録『熊野御幸記』によると、糸我峠を下って逆川王子に参詣し、湯浅の宿で宿泊し、翌朝、久米崎王子に向かって遥拝してさらに南に進んだこと、帰路も湯浅の宿所にて宿泊、湯浅氏より接待を受けたことが記されている。このように、熊野を参詣するために京・大坂方面から進んできた人々は、道沿いに点在する熊野九十九王子と呼ばれる社を順に拝しながら、熊野に向かっていった。



図 2-34 逆川王子に参拝する人々

平成 16 年(2004)の「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録によって、熊野と、そこに至る参詣道への注目が国内外から集まり、多くの人々が熊野を訪れている。熊野古道を歩く来訪者も多くあり、彼らは古くからの伝統にしたがい、糸我峠を越え、逆川王子に参拝し、方津戸峠から湯浅の町中を通り、立石道標にいざなわれながら南に進み、久

米崎王子跡を訪ね、広川町方面へと南下していく。

人々は、山の熊野古道から、町の熊野古道へとかわりゆく周囲の景観を感じながら南進していく。嘉永 4 年(1851)の『紀伊国名所図会』に描かれている立石付近の活況の様子は、周囲の歴史的建造物とともに形成される景観と、今なお多くの人々が行き交う姿により受け継がれ、立石茶屋では訪れる来訪者をおもてなしする姿もある。

『紀伊国名所図会』には、ほかに糸我峠の様子も描かれている。かつて、糸我峠には2軒の茶店があり、特産品のみかんを貯えて盛暑の頃に販売し、旅人たちはその美味に感嘆したとある。今も、熊野古道の沿道では、小袋に入ったみかんの無人販売が随所にあり、人々はその味を楽しみながら熊野参詣の歴史に浸る。今も昔もかわらない光景を感じることができる。



図 2-35 紀伊国名所図会〈糸我峠〉

王子社を参拝し、道標を目印に歩く人々。人々は、古来から連綿と営まれてきた熊野参詣に想いを寄せ、彼らの足跡をなぞるように歩く。そして、そのような人々をおもてなしする地元の人々の姿。みかんを味わう姿が見られるのも、熊野古道を味わう歴史的風致であり、そういった姿から、この辺り独特の景観を感じることが出来る。熊野古道に行く歴史的風致は、今なお色濃く受け継がれているのである。

4-2)「道」として

熊野古道における人々の往来は、古くは参詣の旅であったものが、中世から近世へと移り変わる中で、参詣者の幅が広がり、かつ伊勢へのお蔭参りに象徴されるように、多くの庶民が、寺社参詣を表立^{かげまい}った理由としながら、物見遊山^{ものみゆさん}としての旅を行うようになった。また、商工業都市として発展していく湯浅においては、商売人が多く行き交う道ともな

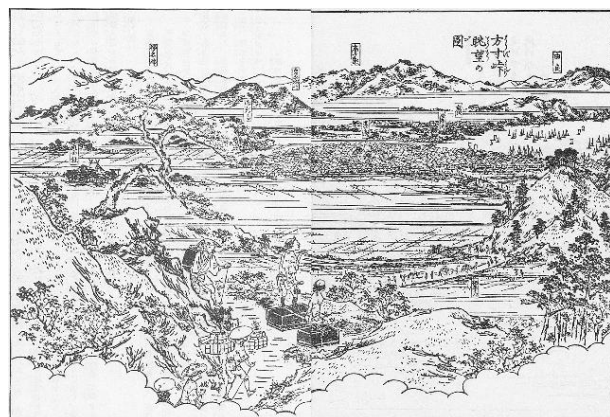


図 2-36 紀伊国名所図会
〈方寸峠眺望の図〉

っていく。かつて、湯浅の醤油商人は、商売の相手方を方津戸峠まで出迎えたといい、その付近に来るとすでに醤油の薫りが漂っていたともいわれている。さらに近代になると、徒歩や馬での移動は、やがて自動車や汽車などの動力を持った乗り物へと変化し、港や鉄道の整備が進み、それぞれの特色ある市街地が形成されていった。湯浅駅の周囲には新たな町ができ、官公庁が移転して繁華街が出来るなど、より多くの人々の往来と賑わいを生み出した。

その象徴的な存在が、湯浅駅旧駅舎である。あまたの商売人が利用し、多くの人々の出会いや別れの舞台となるなど、地域にとっても強い愛着のある建物でもある。湯浅駅周辺は今もなお人々の交流が盛んに行われている様子を見ることができる。

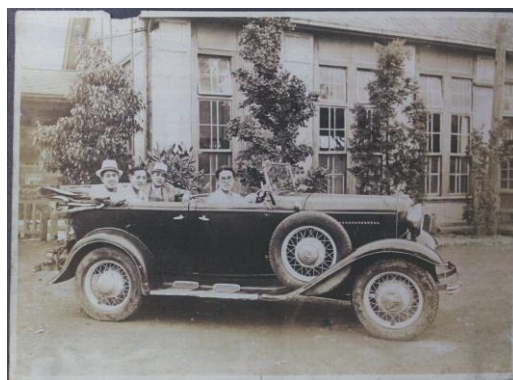


図 2-37 湯浅駅前(昭和戦前)

5) まとめ

湯浅を南北に貫く熊野古道は、平安時代からの歴史ある道であり、かつ人々の往来が活発にあった道である。旅の目的や、道の果たす役割、移動手段等は時代により移ろうものではあるが、今なお熊野古道を歩く人々は後を絶たない。人々は、南にある聖地熊野を目指して、点在する王子社を順に参拝しながら歩いていく。その目的が、観光であっても、ウォーキングであっても、熊野古道を歩く人は王子社を訪ねて歩く。

近代に入っても、交通の要衝たる湯浅の位置付けはかわらず、鉄道がひかれ、駅ができ、新しい市街地や人々の流れができ、それも近代以降の歴史的風致といえる。

多くの内外の人々が行き交う湯浅のまちは、今も昔も変わらない。

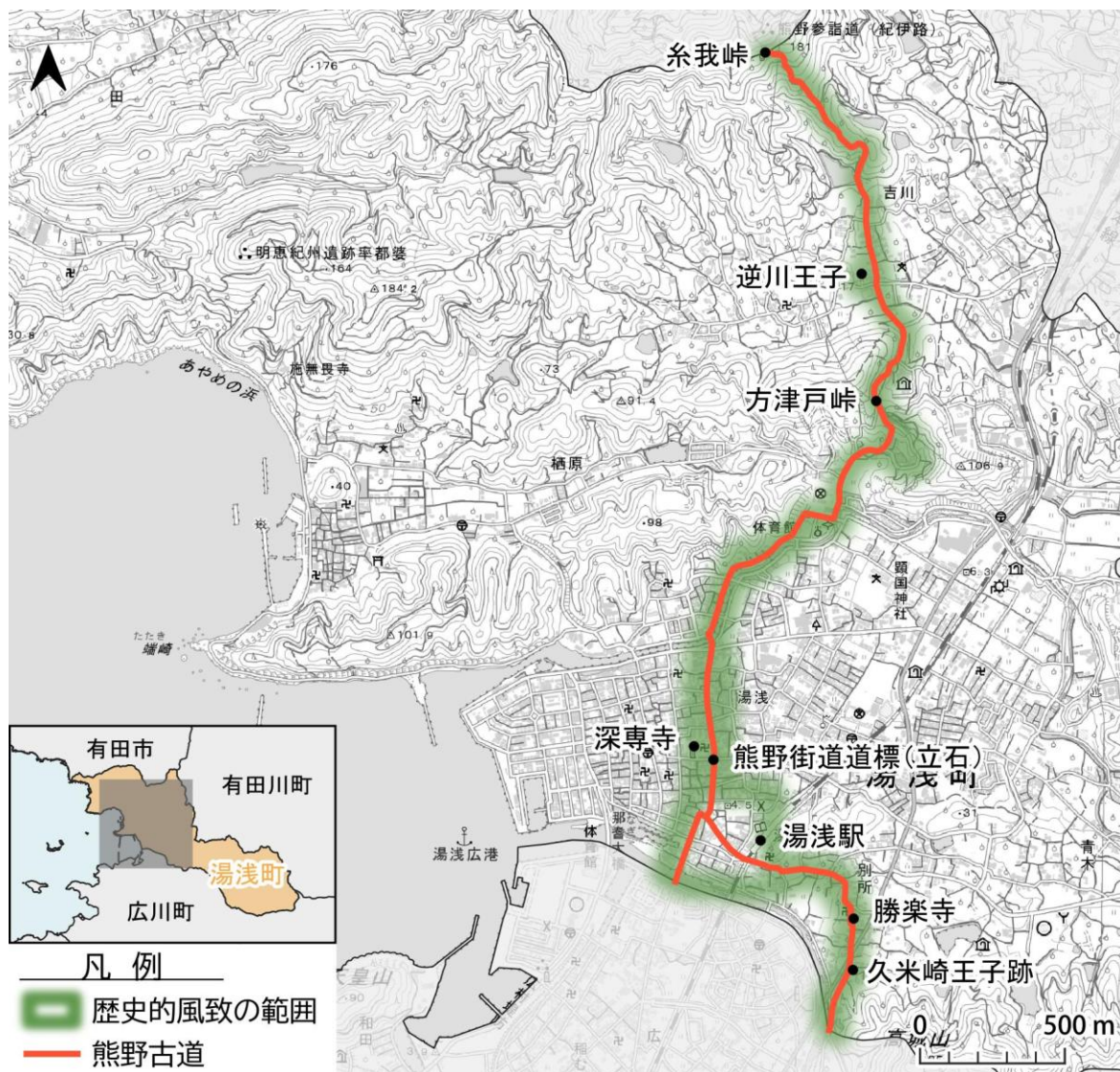


図 2-38 熊野古道に見る歴史的風致の範囲

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

コラム 湯浅駅旧駅舎と周辺の整備

湯浅駅旧駅舎は、令和 3 年(2021)12 月に歴史的風致形成建造物の第 1 号に指定され、翌年の令和 4 年(2022)には修理・整備工事を行った。古写真を参考にしつつ、工事を実施する前に行った建造物調査と、工事途中に行った痕跡調査によって、建設当初の姿を検討した。古写真に写っていた屋根の三角形のドーマー窓や、菱形の金属で葺かれた屋根の痕跡が確認できたほか、車寄せ部分は当初のものと思われる構造材が残っていた。また、古写真

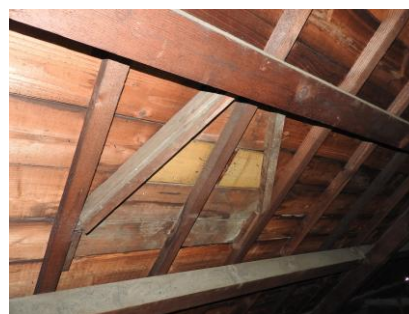


図 2-39 ドーマー窓の痕跡

および痕跡の状況に基づいて、窓等の開口部分を復原し、内部も待合室部分の範囲を旧状に復した。

整備後の湯浅駅旧駅舎は、飲食・物販施設として活用されている。駅舎として利用されていた当初から同じ場所にある利点を活かし、ホームの一部を飲食スペースに取り込んで、電車の発着が間近で見ることができるようになっている。

令和2年(2020)には、湯浅駅旧駅舎の北側に、駅の改札口や観光案内所、町立図書館、ホール等を併設した複合施設「湯浅えき蔵」が完成し、周辺には駐車場や駐輪場を整備している。また、大人から子どもまで利用できる「おちゃと公園」も整備した。「おちゃと」は、この付近の旧地名で「御茶殿」と表記され、熊野参詣に訪れた貴賓たちの休息所として利用されていた場所であるという伝承のあることにちなんだものである。

湯浅駅旧駅舎を中心とした周辺整備により、より一層の人々の交流が生まれている。



図 2-40 菱葺き屋根の痕跡



図 2-41 改修後の湯浅駅
旧駅舎内

(3) 明恵の足跡に見る歴史的風致

1) はじめに

明恵(明恵房高弁)は、華嚴宗再興の祖ともいわれる鎌倉時代前期の高僧である。父は平重国、母は湯浅宗重の第四女で、承安 3 年(1173)に有田郡石垣庄東吉原(現在の有田川町歓喜寺)で生まれた。幼くして両親を相次いで亡くし、9 歳のときに叔父である上覚上人を頼って京都・高雄の神護寺に入った。そこで、文覚上人のもとで華嚴宗の修行に努めたが、折しも奈良や比叡山では僧たちの横暴ともいえる姿が溢れ、仏教界がすさんでいた時代であった。神護寺においても僧たちの怠惰は著しく、戒律を破る者が目立った。



図 2-42 明恵上人坐像

そこで明恵は、建久 6 年(1195)に高雄を出て、故郷であり、母方の祖父が治める地である紀州湯浅の栖原白上しらかみに入って庵を結び、ここで修行を始めることとなった。木々の隙間からかるもじま苅藻島や鷹島が浮かぶ栖原の海が望めるこの地で、坐禅や写経に明け暮れた。明恵が修行中に詠んだ歌に「糧絶えて山の東を求むとてわ町へ行けぬことぞ悲しき」という歌がある。「わ町」とは、我が町という意で、湯浅の町場を指している。食糧が尽きたので托鉢に行きたいが、一族がいる湯浅の町ではいとも容易く食糧を得ることになってしまい修行にならないので、行くことが出来ない、という意である。明恵が、湯浅を故郷と理解していたことがわかるとともに、当時の湯浅が「町」といえるほど栄えていたことがうかがえる。

この地は、麓の栖原に住む人々の生活音が聞こえて修行の妨げになるとして、ほどなくして谷を隔てた東の奥に修行の地を移している。最初の修行地を西白上にしらかみ、移動した後の地を東白上ひがしらかみと呼ぶ。明恵はここでの修行中、仏に身を捧ぐため自らの右耳を切っている。明恵の仏道への深い思いを伝えるエピソードである。



図 2-43 西白上遺跡

建久 9 年(1198)、神護寺に呼び戻されるも、再び白上の峰に戻って修行を続けた。この年の暮れには、白上から望める苅藻島で 5 日間の修行を行った。島内の波に削られて出来た洞窟に板を渡し、人々の喧騒からほど遠く離れたこの地で、明恵はひたすら読

経に明け暮れたという。後年、「島殿」にあてた手紙を書いて弟子に託したという逸話が残るほど、明恵はこの島を愛していたようである。

明恵はこの年のうちには白上を離れ、有田地方の各地で修行を続けた。この頃、釈迦の教えに深く帰依していた明恵は、釈迦への憧れのあまり、その足跡をたずねてインド(天竺)への渡航を計画して



図 2-44 施無畏寺境内から
みた苅藻島

いる。春日明神の神託や自身の病により断念したが、『大唐天竺^{だいとうてんじく}里程書^{りていしよ}』には綿密な行程が記されており、インドへの強い思いを表している。なお、春日明神の神託の逸話は能「春日龍神」の題材となっており、嘉永 4 年(1851)の『紀伊国名所図会』にも「春日権現^{かすがごんげん}験記^{げんき}絵巻の中託宣^{たくせん}の図」として、その情景が描かれている。建永元年(1206)には後鳥羽上皇より、神護寺の奥、^{とがのお}梅尾の地に^{こうさんじ}高山寺を賜り、その教えを広めていった。承久の乱の際には、敗れた上皇方の兵を高山寺にかくまったとして捕らえられ、鎌倉幕府の執権、北条泰時^{やすとき}の尋問を受けたものの、明恵の話を聞いた泰時は深く感銘を受け、以降たびたび政治や仏教を問うようになるなど、時の権力者にも影響を与える人物となった。

晩年には、栖原の領主で明恵のいとこにあたる湯浅景基^{かげもと}より、かつての修行地である白上の麓に建立した寺院の開山として招かれた。寛喜 3 年(1234)4 月、明恵が 59 歳のときであった。この寺こそ、現在も同地に所在する^{せむいじ}施無畏寺である。明恵は、その翌年の 1 月、梅尾高山寺において入滅した。



図 2-45 施無畏寺境内

このように、鎌倉時代初期の仏教界における激動の中、戒律を重んじる旧来の勢力である華嚴宗の教えを極め、その中興の祖ともいわれる明恵は、母方の出身である湯浅一族との繋がりのもと、「わ町」と呼ぶ湯浅との間に深い関わりを持っている。

2) 建造物等

【施無畏寺】

施無畏寺は、寛喜 3 年(1234)4 月に開かれた。湯浅一族の支えにより白上山一帯に寺領を持ち隆盛を極めたが、南北朝期に湯浅一族が没落し、後の豊臣秀吉の南征で伽藍^{がらん}の多くが兵火にかかって灰燼^{かいじん}と化し、江戸時代以降順次再建されていった。奥の院と呼ばれる一画にある本堂、開山堂、鐘楼、鎮守社は、和歌山県指定文化財となっている。このうち、本堂は貞享 3 年(1686)に、開山堂はそれより前の明暦元年(1655)に建てられたことが棟札により分かる。本堂は、方三間の入母屋造であり、開山堂も同じ三間堂であるが宝形造の屋根を持つ。施無畏寺に残る焼失前の室町期の様子を描いたとみられる境内絵図には、江戸期に再建された本堂等の堂宇と位置関係が同じに描かれており、復興にあたり旧状を復したことがわかる。また、この境内絵図には、明恵が修行した湯浅湾に浮かぶ苅藻島も含めて描かれており、海域を含めた範囲が境内と認識されていたと考えられる。

開山堂には、明恵上人坐像が安置されており、明恵を慕う人々の参拝があとを絶たない。

【白上遺跡(明恵紀州遺跡率都婆)】

明恵が 23 歳のとき、京都神護寺を出て紀州に移って最初に入った西白上と、その後さらに山中にわけいったところに移った東白上の2カ所に、康永 3 年(1344)(紀年銘)に建造された石造の卒塔婆がある。明恵の死後 4 年目にあたる嘉禎 2 年(1236)に弟子の喜海^{きかい}が明恵を偲んで、有田地方

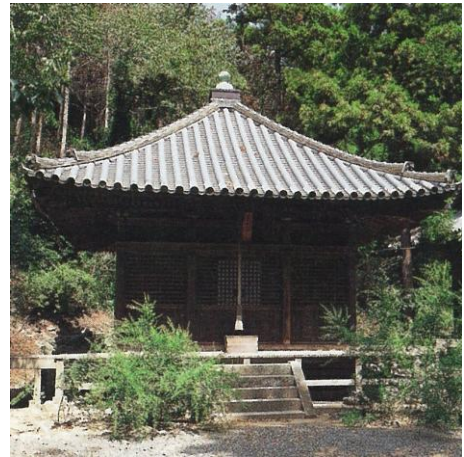


図 2-46 施無畏寺開山堂



図 2-47 施無畏寺境内絵図



図 2-48 西白上卒塔婆および東白上卒塔婆

における明恵の修行地等に木造の卒塔婆を建て、その後石造に改められたものである。同じように建造された有田地方の遺跡に建つ卒塔婆は、明恵紀州遺跡率都婆として国指定史跡となっており、このうち、西白上と東白上を総称して白上遺跡と呼んでいる。

西白上は、明恵が最初に入った所として、東白上は、明恵が厳しい修行を行う中で身をやつすことを思い、自ら右耳を切り、その際、文殊菩薩に^{ようごう}影向したといわれているエピソードが伝わる所として、明恵の足跡をたずねるうえで重要なポイントとして、古くから大切にされてきた場所である。

3) 活動

3-1) 明恵上人^{おんき}遠忌法要

明恵が入滅してから 50 年に一度、遠忌法要が営まれている。施無畏寺に残されている『明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図』には、明恵没後 550 回忌の安永 9 年(1780)に営まれた法要の様子が描かれている。芝居小屋がかかり、幟や提灯が並んで、大勢の参拝客で賑わっている様子が見て取れる。

最も近い法要は、昭和 56 年(1981)4 月 5 日に「明恵上人七百五十回遠忌大法要」が営まれている。栖原の集落から施無畏寺まで稚児行列が練り歩き、大勢の参拝者で溢れかえった境内での餅撒きなど、盛大な法要が執り行われた。当時の写真からも、栖原をはじめ各地から老若男女こぞって集い、皆で明恵を追慕し、その足跡をさらに後世にも伝えていこうとする様子が感じられる。

次の八百回遠忌法要は、令和 13 年(2031)ごろに執り行われる予定である。法要の詳細は未定ではあるものの、古式を受け継ぎ、人々の思いが具現化されるような法要になることだろう。



図 2-49 明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図



図 2-50 明恵上人七百五十回遠忌大法要の様子

3-2) 明恵を追慕する法要と行事

施無畏寺では、明恵の月命日にあたる毎月 19 日に住職による勤行^{ごんぎょう}が行われているが、明恵に関するものでは、毎年 4 月 3 日の「シガサンニチ」と呼ばれる日に行われる「明恵上人会式」がある。シガサンニチは、元は農業を営む際のいわゆる農事暦のひとつで、集落全体の休日であり、山や海などに出かけて休息を楽しみながら英気を養うとともに、その年の豊作を神仏に祈願するものである。旧暦では田植え前の時期であったが、新暦では桜の開花時期と重なり、お花見などが行われる。桜の名所としても名高く、境内や参道に多くの桜が咲く施無畏寺には、毎年多くの花見客が訪れる。

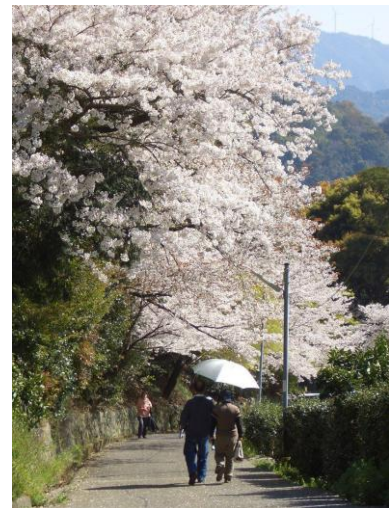


図 2-51 施無畏寺参道の桜並木



図 2-52 シガサンニチに開山堂で営まれる明恵上人会式

シガサンニチの「明恵上人会式」は、明恵が祀られている開山堂で営まれる。開山堂には檀家たちや参拝者が集まり、健脚な者は桜並木が続く山道を登って白上遺跡に参拝する。開山堂で法要が営まれた後、集まった参拝者らに餅撒きが行われる。

シガサンニチのほか、施無畏寺が開かれた4月17日には開創記念日のお勤めが営まれる。それは境内地だけにとどまらず、明恵が厳しい修行を積んだ苅藻島でも行われる。明恵自身が、単なる修行の地では片付けられない心惹かれる思いを抱いていた苅藻島は、明恵を尊敬し、慕う者たちにとっても特別な場所である。昭和57年(1982)には、施無畏寺



図 2-53 苅藻島での清掃活動と法要

の檀家をはじめ町民が中心となって、明恵の石造の坐像が苅藻島の西側、はるか彼方にあるインドの方角を見据える位置に安置された。それまでは、檀家や有志たちが数年に一度の頻度で苅藻島に船で渡り、島の清掃と法要を勤めていたが、坐像を安置した翌年からは、毎年草刈りや清掃を行い、法要を勤めるようになっている。

こうしたシガサンニチに行われている会式や苅藻島での清掃活動などは、最初に始められたのがいつなのか正確にはわからないが、施無畏寺の記録によると、シガサンニチの会式は昭和の初めにはすでに行われており、苅藻島でのお勤めも、昭和7年(1932)の七百回大遠忌法要の際に住職らが船で島に渡り、法要が営まれている。

シガサンニチには、参拝者の明恵を慕い祈る姿を見ることができる。彼らの背景には、明恵にとって大切な場所である苅藻島が見え、在りし日の明恵に想いをはせる姿は、時をこえて同じ苅藻島を想う人々の様子と重なり、歴史の重みを感じる。また、餅撒きが行われる際には、地域の人々も多く集まり、賑わいをみせる。人々は、おさがりでもある拾った餅を手在家路につく。開創記念日には、無人島でもある苅藻島に法要の読経の音が響き渡り、清掃の喧騒も含めて、明恵を敬愛する人々による様々な活動の音が静寂の島に、その日限りの賑わいをもたらす。

4) まとめ

シガサンニチに行われる明恵上人会式は、明恵を敬愛してやまない人々の思いと土俗の風習が合わさり、「シガサンニチ」の言葉の響きとともに咲き誇る桜の時季の風物詩となっている。桜並木の参道を登り、若き日の明恵が厳しい修行に身を投じた西白上に

立つと、春の陽光に輝く穏やかな海が眼下に広がり、栖原の集落とその沖にある苅藻島や鷹島が一望できる。苅藻島でのお勤めもまた、明恵が抱いていたインドへの憧憬と、この島に注がれた愛情に共感を覚える人々によって今日まで続けられている。施無畏寺を擁する白上の山々と湯浅湾に浮かぶ苅藻島は、室町時代の境内絵図にも描かれており、白上や苅藻島には、明恵が残していった足跡を自然の息吹とともに感じる歴史的風致が今なお息づいている。



図 2-54 西白上から望む湯浅湾の景色

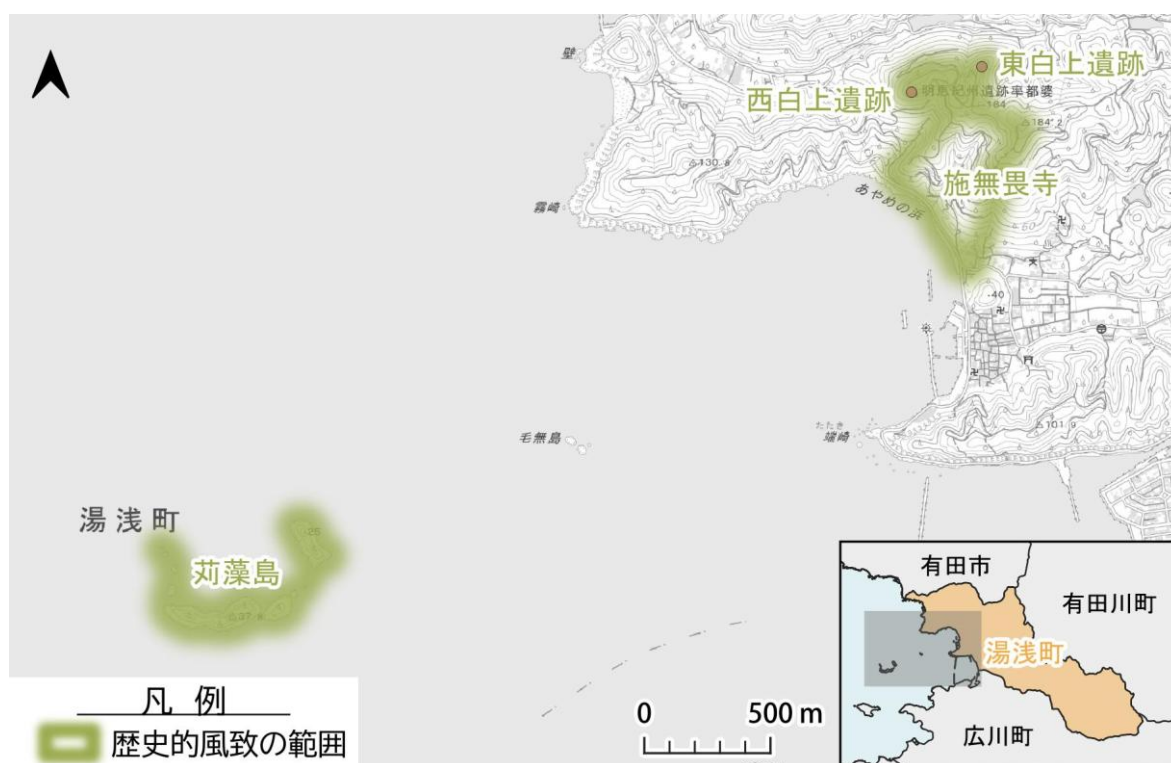


図 2-55 明恵の足跡に見る歴史的風致の範囲

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

コラム 湯浅一族と明恵

明恵は、湯浅宗重の娘を母に持つ、いわば湯浅一族の僧である。湯浅一族は、この宗重のときに、平家の有力家人として名を上げ、その後鎌倉幕府の時代に至って本領安堵され、当地方に広く勢力を誇るいわゆる湯浅党を形成した一族である。宗重は自らの子を各所に配し(一門)、また婚姻関係によって他族を取り込んで(他門)、強大な武士団



図 2-56 湯浅城跡

を形作っていった。宗重の嫡流である湯浅本宗家は、湯浅城を軍事的拠点とし、石崎屋敷(現在の字岩崎にあったと推定されている)や白方宿所(現在の勝楽寺にあたるものと推定)を置いて周辺を支配した。

承元 4 年(1210)、明恵は白方宿所において藤原長房と面会し、『金師子章光顕鈔』の注釈を依頼されている。この白方宿所に推定されている勝楽寺には、湯浅一族が活躍した時期と重なる平安時代末期から鎌倉時代にかけての仏像の優品が伝わっており、往時の湯浅地方の文化水準の高さを



図 2-57 醍醐寺金堂

象徴している。また、慶長 3 年(1598)には、豊臣秀吉の命により、「紀州湯浅ノ堂」が解体され本尊等とともに京都醍醐寺に移築されたことが記録されているが、このお堂こそ、勝楽寺のものではないかと考えられている。

(4) 三面獅子の舞う祭礼に見る歴史的風致

1) はじめに

昭和 31 年(1956)に合併されるまで、湯浅町は、旧湯浅町(大字湯浅・山田・青木・別所)と旧田栖川村(大字栖原・田・吉川)にわかれていた。そして、それぞれの中心的神社として旧湯浅町には顯國神社が、旧田栖川村には國津神社があり、異なる所作の三面獅子舞と呼ばれる民俗芸能が伝わり、それが披露される祭礼が受け継がれている。

三面獅子舞の「三面」とは、魔物としての「獅子」と、天狗面の「オニ」及び鬼面の「ワニ」の 3 つの面を指すという。暴れ狂う獅子を、オニとワニが鎮め従える様を表現する芸能であり、有田川流域から日高地方にかけての和歌山県中部で見られる系統の獅子舞である。

國津神社は、田地区に所在する。社伝によれば、素戔鳴命・大己貴命・建御名方命が、田の小浜海岸の沖にある澳津島(曾加美)で魚釣りをし、その後、小浜海岸の大蛇島に移り、大己貴命(大國主命)が巖窟に鎮座し、元正天皇の御宇(715~723)にその場に祭祀されたという。後に小浜の巖窟から神物原(現在は物原という)に遷



図 2-58 國津神社

し、文永 7 年(1270)、現在の地である宇賀の森に遷座して今日に至るという。明治 22 年(1889)に田栖川村が誕生した当初は、旧村社として栖原には國主神社が、吉川には逆川神社が祭祀されていたが、明治 40 年(1907)に國主神社が、明治 42 年(1909)には逆川神社が、村内にある他の神社共々、國津神社に合祀された。しかしながら、吉川の逆川神社は昭和 12 年(1937)に、栖原では昭和 11 年(1936)に幸神社が、それぞれの地域の人々の手により社殿等が再興されている。

顯國神社は、湯浅宗重が、國津神社より大國主明神を勧請し、はじめ自らの屋敷地である岩崎谷に、その後、現社地に移して「顯國明神」と改称して、湯浅一族の信仰を集めた。江戸時代の寛文 8 年(1668)には、徳川頼宣より「顯國大明神」の社号を授与され、これが先例となって歴代藩主の参詣または代参があるなど、紀州藩にも篤く崇敬さ



図 2-59 顯國神社

れた。近世以前の顯國神社の社役は、深専寺^{じんせんじ}の支配に係り、寺中の東の坊が社僧を勤めたという。顯國神社は、旧湯浅町域を氏子とし、地域の総鎮守として地元では「大宮さん」と呼ばれ親しまれている。

それぞれの神社では、氏子地域総がかりで行われる祭礼が営まれている。祭の日は、地域全域がハレの空気に包まれ、また周辺からも見学者が多く訪れるなど、賑わいをみせる。神輿渡御行列とともに三面獅子舞が町中で舞われる華やかな歴史的風致が展開している。

2) 建造物等

【國津神社】

國津神社は、久豆呂ヶ岡^{くずろがおか}という小高い丘の上にある。境内へ入るには丘の東側にある参道の石段を上る。丘の西側は崖になっていてその向こうに久豆呂の浜が広がっていた。社殿は、明治 29 年(1986) 12 月にまとめられた國津神社の『建物其他財産台帳』によると、本殿は天保 10 年(1839)に再建され、拝殿^{のりとでん}と祝詞殿は明治 29 年(1896)に再建されたこ

ととされており、建物の様式や部材の風食具合等からみても妥当な年代だといえる。本殿は、一間社春日造、銅板葺である。社殿の背後に控える宇賀の森は、大きな松や楠などが生い茂る鎮守の森である。境内は南向きに開けて陽光が降り注ぎ、海からの潮風が吹き抜ける。



図 2-60 國津神社本殿

【田の集落】

田の集落は、沿岸部に位置し、漁業を主な生業としてきた「浜」と、北東方向に伸びる細い谷の地形を活かし、麓に作業場を含めた住家を設け、その背後の斜面にみかんを中心とした柑橘類等を栽培する段々畑を有する特徴的な集落景観を持つ「里」にわかれる。浜には國津神社と称念寺があり、里の北麓には竹林寺が建っている。住家は、戦後のみかんの



図 2-61 田の集落景観

好景気の際に建て替えが進んではいるものの、『湯浅町内歴史的建造物悉皆調査』（令和 2 年(2020)、奈良文化財研究所)によると、築 50 年以上を経過するとみられる住家が点在している。里では、斜面のすそに石積みによって平坦面を作り、主屋を段々畑の斜面を背後にして建て、納屋(作業場)を脇に建てて、中央を中庭のようにする形が、典型的な敷地配置のパターンである。各戸のみかん畑は、自身の住家の背面の斜面地にあり、家と畑が一連の群として成立しているのが特徴的である。



図 2-62 田の歴史的建造物位置図

【顯國神社】

境内の北側に社殿が並ぶ。そのもっとも西側に、拝殿、祝詞殿、本殿が一直線に並んでいる。拝殿は、高欄擬宝珠^{ぎぼし}の銘より、元文 2 年(1737)頃の建立であるとみられている。その奥には、明治 21 年(1888)に再建された祝詞殿が建ち、最奥に隅木入^{すみぎいり}一間社春日造^{いちげんしゃかすがづくり}の本殿がある。本殿も、その造りや絵



図 2-63 顯國神社本殿

様から見て拝殿と同じ頃の建立であると考えられている。(『紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書』2001 湯浅町教育委員会)これら 3 棟は、湯浅町指定文化財に指定されている。

【湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区】

醤油醸造を中心とした商工業都市として近世以降に栄えた古い町並みが残る(63 ページ参照)。顯國神社の祭礼のときには、町並みを神輿渡御行列が通っていく。通り沿いの家々では、玄関横の格子を取り外し、室内をしつらえて、祭りの空間を室内にまで展開させていたといわれている。また、提灯を町中に飾り付ける等して、町全体で秋祭りを華やかなものとしている。



図 2-64 伝統的建造物群保存地区を歩く行列

【北恵比須神社】

北恵比須神社は、寛文元年(1661)の新屋敷^{しんやしき}開発の際に、漁民たちが当地に勧請したものといわれている。現在は埋立により海岸線から離れているが、当初は浜に面していた。文政 6 年(1823)に寄進された石灯籠が残り、一間社春日造の本殿もその頃の建立であると考えられている。保存地区内にあり、本殿及び門は伝統的建造物として特定されている。北恵比須神社は、顯國神社の秋祭の御旅所となっている。



図 2-65 北恵比須神社社殿

3) 活動

3-1) 國津神社の祭礼

國津神社の祭礼は、4月、7月、10月、12月のそれぞれ15日に執り行われる。最も盛大なのは10月15日の秋祭で、神輿渡御行列や、太鼓を載せた山車^{だし}、三面獅子舞の奉納など、古式に則り、氏子総出で豊作・豊漁を祈願する。祭礼が始まった明確な時期はわかっていないが、祭礼に使用する^{のぼり}幟^{のぼり}を収めていた文政年間(1818~30)の木箱が残っていることから、少なくともこの頃には、田の集落で祭礼が行われていたと



図 2-66 文政の幟箱

考えられる。國津神社には、祭礼時に拝殿前にかける昭和39年(1964)の幕が残されるほか、昭和53年(1978)に境内で撮影された写真には、昭和49年(1974)の「奉納國津神社」の幟旗が見えることから、國津神社の祭礼が連綿と受け継がれていることがわかる。

田は、大きく海岸沿いの「浜」と山間の「里」という地域にわかれるが、祭礼の際には、神社の総代とは別に世話役として「頭屋^{とうや}」を選ぶ制度が残っている。浜と里はそれぞれ山車一台を所有しており、太鼓の打ち方や笛の旋律がそれぞれの形で伝承されている。また、三面獅子舞は主に浜の青年たちによって受け継がれてきている。浜だけでは演者が足りない年は、里から補充するようになっている。秋祭が近づくと、夜に神社の境内で獅子舞の練習が行われる。

三面獅子舞は、祭礼前日の朝から晩までと、当日の午前中に、地区内の全戸をまわる「家回り」と称する門付^{かどつけ}を行う。まず、お多福が各家の門戸をたたき、家人に声をかけて獅子舞を行う。門付では2人立ちの獅子と、オニかワニのどちらか一方で家回りの演技を演じる。太鼓の合図で獅子が玄関から中へ入り、オニあるいはワニによって鉾で鎮められると家から出て行く。終了するとお多福が祝儀をもらう。

祭礼は、神社における祭典と直会^{なおらい}が行われたあと、13時を過ぎた頃には保育園児らが引く練り物が到着し、その頃にはその年の浜の頭屋前の路上で三面獅子舞が披露される。三面と浜、里の山車はそれぞれ神社へ向かい、太鼓を打ちながらほかの屋台とともに待機する。14時、御神体が2基の神輿に遷されると、境内で三面獅子舞の奉納が始まる。この奉納を終えると、オニが獅子を先導し、ワニが後を追いつながら境内から出ていく。参道の石段を下りたところで、家回りのときに



図 2-67 昭和 39 年の幕



図 2-68 昭和 49 年の幟が
写る写真



図 2-69 家回りの様子



図 2-70 國津神社三面獅子舞

踊る演技を披露する。これが終わると、いよいよ渡御行列が出発する。神輿は、順路通りになかなか行こうとせず、脇道に逸れるのをオニが連れ戻す。渡御行列は、かつて大己貴命(大國主命)が國津神社に遷祀される前に祀られていたという、物原と呼ばれる場所に到着する。ここでは神輿を据え、宮司による祝詞奏上と巫女舞を奉納し、祭典を行う。これが終わると、一行は小浜海岸の御旅所に向けて動きだす。いよいよ御旅所に到着しても、神輿は何度も練りまわしや押し合いをし、なかなか御旅所に据えられない。ようやく御旅所に神輿が据えられると、直ちに祭典が執り行われ、三面獅子舞が奉納される。獅子舞の奉納が終わると、氏子たちは小浜の砂浜に降り、堤防の上から餅撒きが行われる。餅撒きでは懸け鯛も投げられ、盛り上がりを見せる。この餅撒きが終了すると、神輿は國津神社まで運ばれ、還幸が速やかに行われて祭礼は終了する。

祭礼が近づくと、三面獅子舞の練習をする音が田の集落に響き渡る。祭礼の当日は、集落全体がハレの空気に包まれ、笛や太鼓の音が鳴り響き、各所で奉納される三面獅子舞の迫力に観客は魅了される。

3-2) 顯國神社の祭礼

顯國神社の主な祭礼は、7月18日の若宮祭(夏祭)と、10月18日の顯國神社の例祭(秋祭・湯浅祭)である。

若宮祭は、明治44年(1911)に顯國神社に合祀された若宮神社の祭礼で、7月17日の夕刻に顯國神社境内にある若宮社での宵宮祭、翌18日は本祭が行われ、御旅所である南恵比須神社までの神輿渡御と三面獅子舞が奉納される。若宮神社は、社伝によれば、後鳥羽院熊野御幸の際に



図 2-71 神輿渡御



図 2-72 物原での神事



図 2-73 御旅所での三面獅子舞の奉納



図 2-74 若宮祭(宵宮)

湯浅宗方^{むねかた}に下賜した神社で、以後、宗方が崇敬して鎮守神として祀り、宝治元年(1247)に青木の花園山に遷して若宮神社と号したという。青木の旧社地には今も社殿が残る。

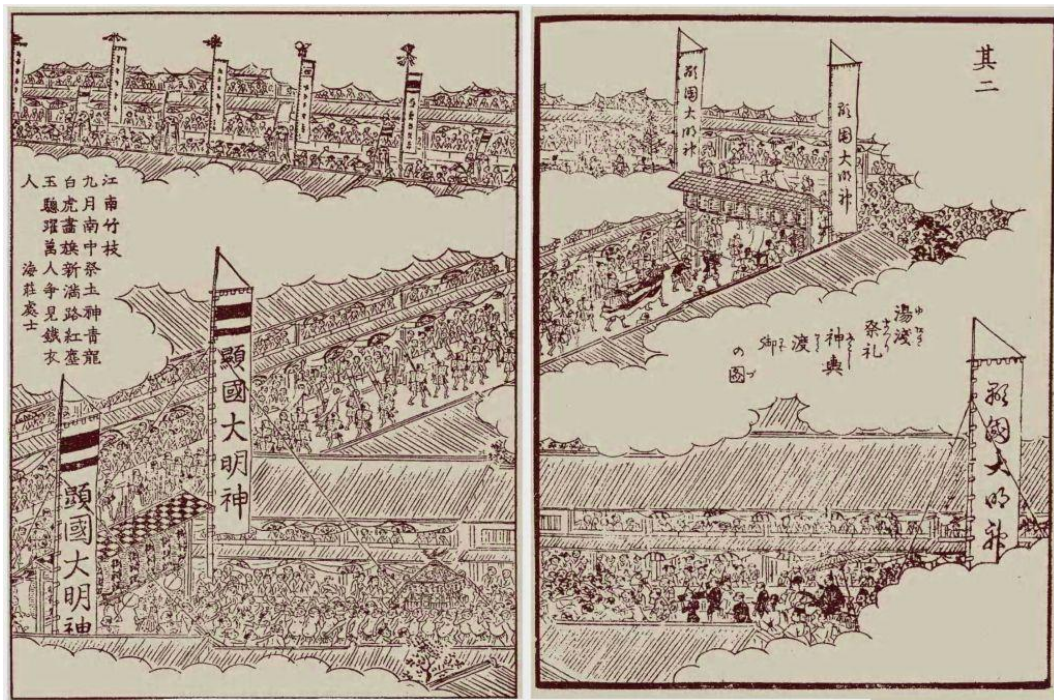


図 2-75 紀伊国名所図会 〈湯浅祭礼神輿渡御の図〉

10月18日の湯浅祭(平成30年(2018)からは10月18日以降の最初の日曜日に渡御行列等を実施)は、顯國神社で最も大きな祭礼であり、多くの氏子が参加して神輿渡御行列や三面獅子舞の奉納が行われる。江戸時代の湯浅祭の様子は、嘉永4年(1851)の『紀伊国名所図会』に描かれており、「湯浅祭礼神輿渡御の図」では、沿道の家々は格子を外し、^{まんまく}幔幕を張って飾りつけ、見物人が町を埋め尽くして祭一色となった当時の華やかな様子がうかがえる。行列の先頭に行くのは湯浅の各組(単独の町や数ヶ町の連合、同業仲間などによる組織)から出された組馬であり、その後ろに連なるのは顯國神社

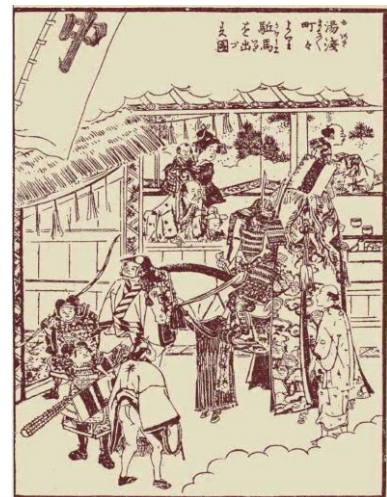


図 2-76 紀伊国名所図会 〈湯浅町々より^{かけうま}駆馬を出す図〉

から出される神幸行列で、その中には三面獅子舞も見られる。「湯浅町々より^{かけうま}駆馬を出す図」に描かれているように、各組は馬の飾りや武者の鎧、母衣、幟、矢取りの子どもや口取りの衣装に贅を凝らした。古くは、組馬や近郷より参加した客馬が疾走する駆け馬の行事が行われるなど、かつての湯浅祭は有田地方最大の馬祭りであった。しかし戦後

になると、馬中心の祭りの様相は徐々に変化し、昭和 30 年代後半からは組馬に替わって子供神輿を出す町組が増えていった。

祭礼の準備は、10 月初旬頃からそれぞれの組で始まる。組の拠点となる宿は、祭の一週間ほど前に飾り付けられる。宿のしつらえは組ごとに異なり、組馬から神輿等に替わるにつれて「馬宿」が「神輿宿」へと様子の変化した組が多いが、伝統的な馬宿のしつらえを踏襲して、かつて組馬の騎馬武者が来た甲冑や神輿を中心に、装飾具やお供えものをしつらえる。渡御の出し物に鳴り物を出す組では、夜になると太鼓などを練習する音が聞こえ、神輿を奉納する組も、祭礼前日や当日の朝などに、太鼓や笛を鳴らしながら山車に載せた神輿を引いて町内を練り歩く。こうして馬宿を起点に祭りの準備が始まり、その周辺から祭り気分が高まっていくのである。

湯浅祭当日の朝には、的入れの行事が行われる。かつて組馬が出ていた頃は、騎馬武者が町を練り、介添^{かいぞえ}が持つ柄の付いた板の小的を扇根で打ち、鏡餅を切り分けて家々に配ったが、現在は鎧武者が歩いて的入れを行う場合や、山車を出して町内を練り歩き、餅を配布する町組も多い。近年、古式に則った騎馬武者による的入れ(チョンマ)を再開させる町組もあらわれ、伝統が継承されている。

湯浅祭は、正午から本社神前において神事が執り行われ、その間に、各町組の出し物(渡り物)が鳥居前に集まってくる。その後、拝殿前において三面獅子舞の奉納があり、これが終了すると、いよいよ行列が神社を出発する。各町組の渡り物の行列順は、あらかじめくじで決められ、それ



図 2-77 組馬(昭和 15 年 濱町)



図 2-78 馬宿



図 2-79 チョンマ



図 2-80 三面獅子舞の奉納

ぞれ趣向を凝らした行列が町並みに賑わいをもたらす。平成 30 年(2018)からは、戦前に行列に列していた御所車が修復され、祭礼に参加している。この年から、それまで行列のルートは 2 つに分かれていたが一本化されている。行列は、神社前から醤油醸造で栄えた古い町並みが残る旧市街地を抜ける。途中、町中において、数回の三面獅子舞の披露が行われる。行列は、御旅所



図 2-81 町中での三面獅子舞

である北恵比須神社に到着する。御旅所での祭典が行われた後、埋立地に移動して、最後の三面獅子舞が舞われ、集まった人々に向けて餅撒きが行われる。これが終わるとお戻りとなり、祭りは一連の行事を終える。



図 2-82 神輿渡御行列

祭礼は、時代の変化に伴って、形を変えて存続しているが、三面獅子の舞う基本的なスタイルは変わらない。湯浅祭が近づくと、あちこちの馬宿から鳴り物の練習をする音が聞こえ、祭りへの期待感が増していく。当日には、的入れを行う姿や、各町組から神社に向かう子供たちの声、そして、古い町並みを背景に渡御行列が進んでいく姿などが見え、町全体がハレの空気に包まれる雰囲気を感じることができる。

4) まとめ

國津神社の祭礼と、そこで奉納される三面獅子舞は、小浜海岸など自然環境に恵まれた環境で、古式をよく伝えており、地区住民総出で祭りに参加している。顯國神社の秋祭りは、有田地方で古くから最も盛況な祭礼として知られ、今も多くの参拝客や聴衆で賑わう。歴史的景観を有する市街地や集落の中で繰り広げられている祭礼は、地域住民相互の関わりを強め、伝統を守る意識を高めている。氏子たちが住まう地域は、祭礼

が近づくにつれ活気を帯び、祭礼当日には各々の家から法被を着た人々が出て、笛や太鼓の鳴り物の音が聞こえる。地域全体がハレの空気に包まれ、地域独自の歴史的風致が形成されている。

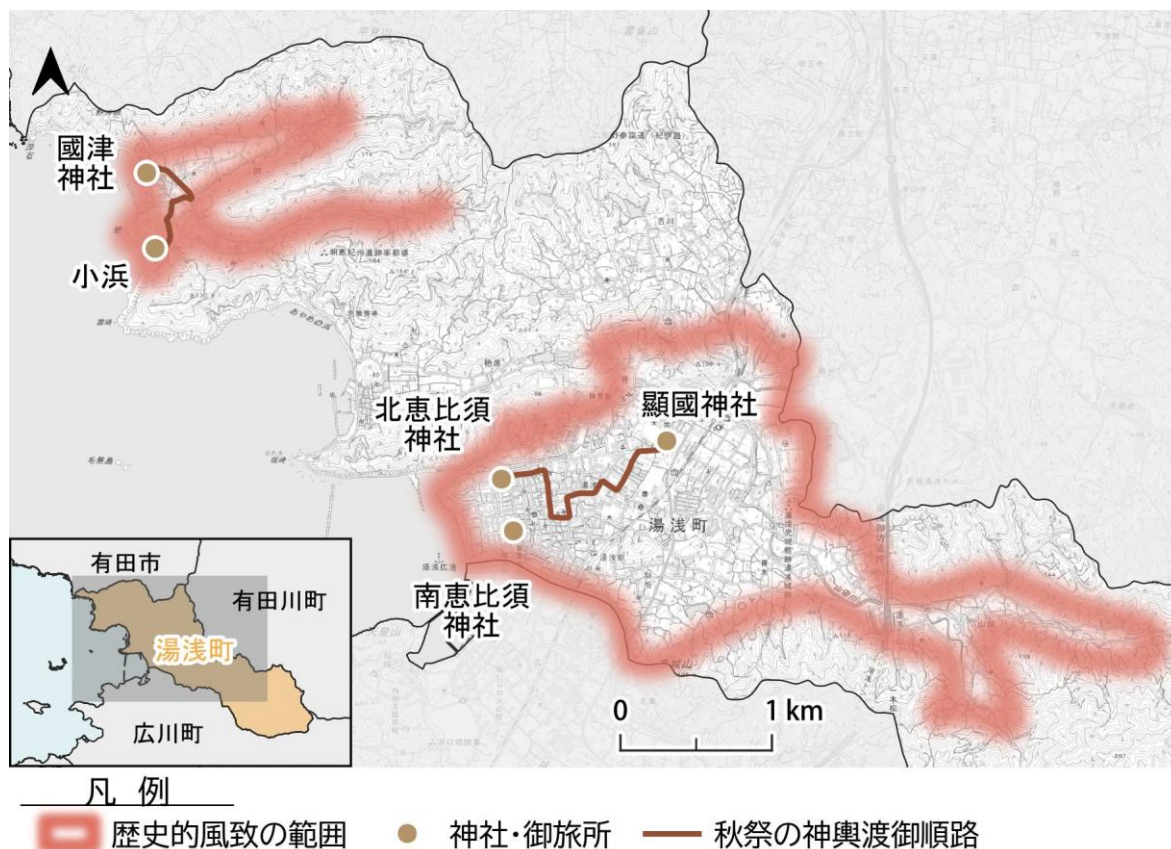


図 2-83 三面獅子の舞う祭礼に見る歴史的風致の範囲

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

コラム 幸神社の祭礼と三面獅子

幸神社は、栖原地区にある神社で、江戸時代に北方の漁場を開拓した^{すはらかくべえ}栖原角兵衛が、自らの所有地であった現地に祀ったものと伝えられている。明治 10 年(1877)に栖原村村社の國主神社の境内に移され、明治 40 年(1907)には國津神社に合祀されたが、その直後、栖原で腸チフスが流行したこともあり、地元の希望によって現在地に戻されて祀られている。

幸神社の祭礼は、7月16日に夏祭、10月16日に秋祭が執り行われる。秋祭での神輿渡御や太鼓の演奏、三面獅子舞の奉納が行われるようになったのは、昭和27年(1952)からである。田栖川村の商工会の役員たちが相談し、栖原を盛り上げようと企画したもので、國津神社の三面獅子舞を習い、子供たちの手によって三面獅子舞が演じられている。子供や青年が中心となって祭礼が執り行われる。秋祭は、神輿や太鼓、三面獅子が栖原の集落内を巡り、栖原漁港内に設けられた御旅所での祭典ののち、餅撒きが行われる。

戦後に整った祭礼の形ではあるものの、國津神社から習い、子供たちが中心となって執り行われる幸神社の祭礼は、栖原の人々の手によって受け継がれ、郷土に根付いている。



図 2-84 神社参道上り口での
三面獅子舞奉納

(5) 海辺の営みに見る歴史的風致

1) はじめに

紀伊水道に臨む湯浅湾に面する湯浅町は、豊富な海の幸に恵まれ漁業が盛んである。栖原と田にはそれぞれ漁港があり、湯浅地区では湯浅広港の港湾の一部を漁港として利用している。

^{いわし}鰯の稚魚であるシラスをはじめとした近海の魚介類が獲れ、中でもシラスは和歌山県内でも有数の漁獲量を誇り、水揚げされたばかりの新鮮なシラスを使った加工業も営まれている。また、自然が豊かで風光明媚な栖原と田の海岸は、西有田県立自然公園に指定されている。



図 2-85 湯浅広港の漁船係留施設

周囲を山に囲まれ、海に開けた地理的条件である湯浅は、古来より海との強い繋がりを持ってきた。『万葉集』の「由良の崎潮ひにけらし白神の磯の裏廻^{うらみ}をあへて漕ぐなり」の歌からもみえるように、湯浅湾には古代から船が行き交っていた。平安時代末期から隆盛していた湯浅一族は、優れた造船・操船技術を有する水軍を配備し、海上にもその支配権を広げていたとされる。その技術は、やがて湯浅の人々の海での活躍へと繋がっていく。彼らは、醤油をはじめとした産品の大坂や江戸方面への移送、房総方面や五島列島近辺への漁業者の進出と、全国各地の海へ繰り出していった。

近世初頭より、鰯が農作物に対する良質な肥料として価値を見出される。畿内では綿作・菜種が、それより遅れて紀州では柑橘栽培が、阿波では染物の原料である藍作が、商業的農業として本格的に行われるようになると、それまでの草肥・糞尿を主とした施肥では到底需要が賄いきれなくなってきた。そこで、鰯を干して肥料とする干鰯^{ほしか}が、良質で、かつ豊富な肥料として需要が急増し、紀州の漁民は鰯を求めて出漁した。湯浅沿岸は漁業区域が狭小であるため、遠く房総半島や五島列島に向けて出漁していったのである。17世紀の、紀州藩が漁獲高に応じて港ごとに課した課税である加子米^{かこまい}の状況をみると、紀州藩内における加子米の石高は、湯浅や栖原が藩内トップクラスに多いことが知られており、当時の湯浅における漁業の繁栄ぶりをうかがい知ることができる。

房総半島は、湯浅をはじめとした紀州漁民との関わりが深く、その交流の痕跡が多く残っている。湯浅の顯國神社の鳥居のそばにある手水鉢には、「産子中、在関東上総国・御宿浦・天王台・六軒町・岩和田・岩船浦」との刻がある。遠く房総半島の漁村に出漁し

た漁民たちが、故郷の神社である顯國神社に寄進したものであり、深い繋がりを示す貴重なものである。また、『湯浅町誌』によると、房総半島の東端、銚子^{ちようし}の戸川浦^{とがわうら}にある宝満寺^{ほうまんじ}には、「宝永二年六月日紀州有田郡湯浅瓦屋四郎兵衛」と刻まれた古瓦が伝わるという、宝暦 4 年(1754)の『宗門改印形帳』には湯浅出身の人名が多く残されている、と記載されている。他にも、房総半島の漁民の使う方言には、湯浅付近の方言と似た言葉やアクセントがあるという指摘が『九十九里町誌』でなされる等、「マカセ」と呼ばれた紀州漁民との交流は様々な形で残されている。紀州漁民が使用した「マカセ網」と呼ばれる鰯網は強靱なものであった。この網の製造技術は、醤油の諸味を搾る袋を編む技術を導入したものといわれ、湯浅の製網業^{せいもうぎよう}は一時、湯浅の主要産業のひとつであった。



図 2-86 顯國神社手水鉢

栖原には、漁業によって関東方面に進出し、業種を展開して財をなした名家がいくつかある。栖原(北村)家は、房総方面で漁場を開拓し、その後、薪炭や材木問屋を経営しながら、さらに北方の蝦夷地の開拓を行って、漁場経営や、蝦夷地での産物の取引を行い、北海道経済界の先駆的役割を果たした。垣内(菊池)家も、関東に出漁して進出し、江戸で干鰯問屋、薬種・砂糖問屋を営んで、幕末には、海防論^{かいそう}を唱え、紀州の若者を教育し、文化人としても広い人脈を持って活躍した菊池海莊^{かいそう}を輩出した。これらの家は、あくまでも本宅を栖原に構え、財力を郷土の発展に費やすなど、多大な功績を残している。



図 2-87 菊池海莊碑

2) 建造物等

【恵美須神社(國津神社境内)】

元は大綿積神社^{おおわたつみ}と称し、境内の別の場所で祀られており、明治 40 年(1907)に田と栖原にそれぞれ祀られていた恵美須神社と住吉神社を合祀した。その後、明治 44 年(1911)に許可を得て恵美須神社と



図 2-88 恵美須神社
(國津神社境内)

改称している。一間社春日造、銅板葺の社殿は、明治 39 年(1906)に再築した恵美須神社のものが使われていることが棟札からわかる。

【栖原の集落】

栖原地区は、漁業と農業が生業の中心となっている地区である。栖原漁港は、航空写真によると、少なくとも昭和 38 年(1963)には現在残る^{はと}波止が作られている。集落内には、漁家建築が点在し、また、漁業をきっかけに江戸等で活躍した大商人の邸宅跡も残されている。このうち、栖原^{かくべえ}角兵衛屋敷は、登録有形文化財(建造物)に登録されており、寛政 9 年(1797)に建てられた主屋と、土塀・土蔵が現存し、内部の意匠からは往時の財力が偲ばれる。このほか、同じく漁業を足がかりに江戸に進出した菊池(垣内)家のうち、菊池海荘が産まれた屋敷跡には、土塀や井戸、水路等の石組み、祠等が伝わり、国の登録記念物(遺跡関係)となっている。また栖原角兵衛の私有地に祀られていた^{さいわい}幸神社には、水神である^{いち き しまひめのみこと}市杵島姫命を主祭神とする^{いつくしま}巖島神社が昭和 11 年(1936)に再建された社殿に祀られており、今も漁民から崇敬されている。



図 2-89 栖原角兵衛屋敷



図 2-90 菊池海荘宅跡

【^{えびす}北恵比須神社】

91 ページ 参照

【弁財天堀^{べざいてんほり}】

湯浅市街地の南を流れる広川では、慶長 6 年 (1601) に深専寺^{じんせんじ}第 8 世住職である有伝上人^{うでん}によって、その流路が変更された。今より南を流れ、河口部に広漠たる河原が広がっていた広川を、高城山^{たかしroyama}の西隣にあった塹壕を利用して湯浅寄りに移し、あわせて河口北岸に堀割を造り、石堤を築いた。石堤には、別所の弁天山から水神として弁財天神社を勧請して祭祀した。堀割面積は大きくないが、近海を帆走する和船にとっては重要な内港として機能した。現在も漁船の係留地として使用されている。弁財天神社では、毎年 7 月 7 日に「ぎおんさん」と呼ばれる祭礼が行われる。七夕の日に行われることから、願い事を書いた短冊を吊るした笹を納めにくる多くの参拝者で賑わう。



図 2-91 弁財天堀



図 2-92 明治期の弁財天堀

3) 活動

3-1) 海の幸を求めて

古くから、湯浅町沿岸部では漁業が盛んに行われていた。今でも、田や栖原、湯浅には漁港があって、漁業が営まれている。

湯浅の漁業の中でも特徴的なのはシラス漁である。江戸末期か明治のはじめにまとめられたと考えられている『湯浅之庄広之庄故事来歴調』には、各村の産物が記載されているが、湯浅村の項目には「シラス」と書かれており、古くから湯浅の海ではシラスが名産品として知られていたことがわかる。慶応元年(1865)創業と伝わるシラス屋には、昭和 27 年(1952)の帳面が伝わっており、古くからシラスの加工と販売がされていたことがわかる。



図 2-93 昭和前期の湯浅湾でのシラス漁

水揚げされたシラスは、漁港で仕入れてすぐに、海水ではなく鳴門か赤穂の塩を混ぜた塩水で釜揚げされ、一部は天日干しされてちりめんじゃことなる。地元の料理店では生で提供されることもある。みかん畑を背景にした天日干しの風景は、湯浅独特の景観として潮の香りとともに見ることができる。

また各地の漁港の周辺では、漁に使った網を干し、それを繕う人々の姿が見られるなど、伝統的な湯浅の漁業は、今も受け継がれている。

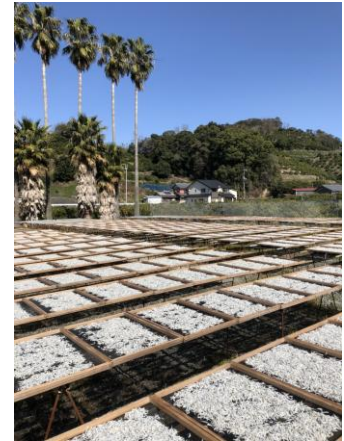


図 2-94 シラスの
天日干し

3-2) 恵比須神社に伝わる漁民の神事

えびす神は、古くから漁民の信仰を集めた神で、各地の漁業地で祀られている。湯浅町内には、旧市街地西端の新屋敷の南北と、田、栖原の 4 ヶ所にあり、それぞれ現在に至るまで地元の漁師を中心に崇敬され、漁の無事や大漁を祈念する祭事が執り行われている。

湯浅の南北の恵比須神社では、毎年 7 月 22 日に、漁師たち参拝者がお供え物を持ち寄り、神事が執行されている。この日は、多くの参拝者が訪れ、賑わいをみせる。この南北の恵比須神社では、1 月か 2 月の休漁日しおなおに潮直し神事が行われる。これは、もともと不漁続きのときに、数々の興行とともに行われたうらしおまつり浦汐祭うらしおまつりが、毎年行われるようになったもので、南北



図 2-95 南恵比須神社の祭礼

の恵比寿神社でそれぞれ神事を行ったあと、釜に海水を入れて火にかけ、海に向かって安全と豊漁を祈願するものである。もとは、浜の中央で行われていたが、現在では漁港にある市場で執り行われている。

田の恵美須神社では、毎年 1 月 9 日と 7 月 22 日の 2 回、栖原の恵美須神社では 1 月 10 日と 7 月 20 日に神事が行われている。

町内にあるえびす神を祀る神社での神事は、神社が勧請されたときから行われているものと推測され、昭和 42 年(1967)発行の湯浅町誌には、漁民の旧習に関する故事として掲載されている。漁業の神様であるえびす神は、地元の漁師に篤く信仰され、毎年の神事では、多くのお供え物や参拝者が見られる。

3-3) 広川のシロウオ漁

弁財天堀のある広川河口では、伝統的な漁法で行われる、シロウオの四つ手^よ網^{であみ}漁が営まれている。

シロウオは、ハゼ科の仲間で、早春になると産卵のために河川下流域に遡上してくる。その習性を利用して、毎年2月中旬から3月下旬にかけて、浅瀬に櫓を組んで四つ手網を下ろし、群れが網の上を通過する頃合で引き上げて獲るのが、この辺りの漁の方法である。なお、湯浅ではシロウオのことを、「シラウオ」あるいは「シラオ」と呼ぶのが一般的である。シラウオというキュウリウオ目シラウオ科の魚があるが、まったく別の種類である。

元禄2年(1689)の紀行文『熊野独参記』には、広川の川下で冬の頃にシロウオをとる、と書かれており、江戸時代前期には当地の産物として認識されていたことがわかる。嘉永4年(1851)の『紀伊国名所図会』には、湯浅より少し北に位置する海部郡^{あま}方^{かた}村(現在の海南市下津町)の河口でのシロウオ漁の様子が描かれており、現在広川河口で行われている様子と近似する様が見て取れることから、この頃には四つ手網漁が行われていたと考えられている。

現在では、県内で櫓を組んで漁をする漁法でのシロウオ漁が見られるのは広川河口だけである。獲れたシロウオは、地元の料理店で、吸い物やかき揚げなどに調理されて出されるほか、生きたまま二杯酢に漬けて食べる「おどり食い」が有名である。

吹き抜ける風のまだ冷たい季節、早春の陽光に照らされて白く輝く網が川面に映り、ゆっくりとしたのどかな時間が流れる。シロウオの四つ手網漁は、昔から変わることなく湯浅町に春の訪れを告げる風物詩であり、人々はシロウオを味わい、漁の姿をみることで、湯浅の春を感じることができる。



図 2-96 シロウオ



図 2-97 紀伊国名所図会
〈方の川口にて白魚を取る図〉

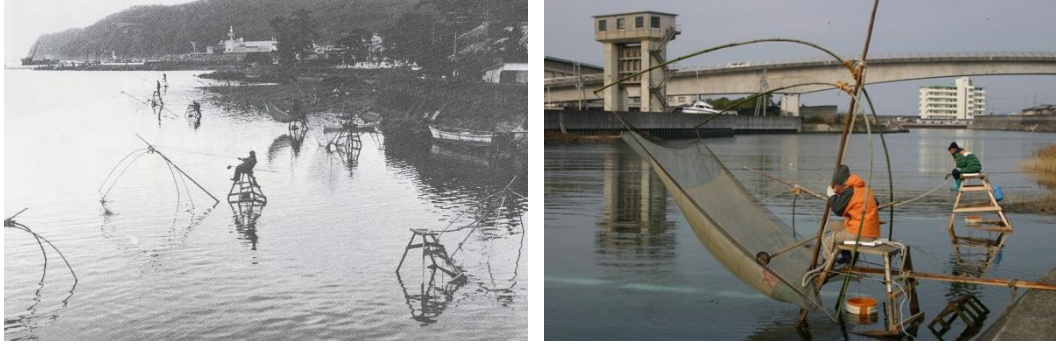


図 2-98 昭和 51 年のシロウオ漁と現在のシロウオ漁

4) まとめ

古来より港町としての側面を有してきた湯浅町において、海での営みは、漁業をはじめ醤油醸造の伝播や、江戸等で活躍する豪商を輩出するなど、全国各地へ繋がっていた。近代以降は、本来の沿岸漁業に回帰し、漁船の装備や漁具、漁港施設の近代化が進み、漁法も現代的なものになっていく。そうした時代の流れにあっても、湯浅、栖原、田のそれぞれの「浜」と呼ばれる地域には、海を意識した地割や、大いなる海と人々を繋いできた神社がある。

湯浅湾は今も豊かな自然環境に恵まれ、海岸や砂浜には、魚釣りや海水浴などを楽しむ多くの人々が集まってくる。白上の山から望む湯浅湾の景観は、万葉の人々が見た景観のまま、青い海に浮かぶ苅藻島や毛無島と、船が行き交う湯浅湾と栖原の人々の生活を感じる集落という構図を現在に引き継いでいる。伝統ある漁業を続けてきた漁師たちの海に対する畏敬の念は変わることなく、豊漁と海上安全を祈願する祭礼催事が今もなお受け継がれており、水神を祀る神事や地域固有の伝統漁法など、海辺の営みと密接な関わりを持つ信仰や伝統が、良好な自然景観とともに人々に継承されている。

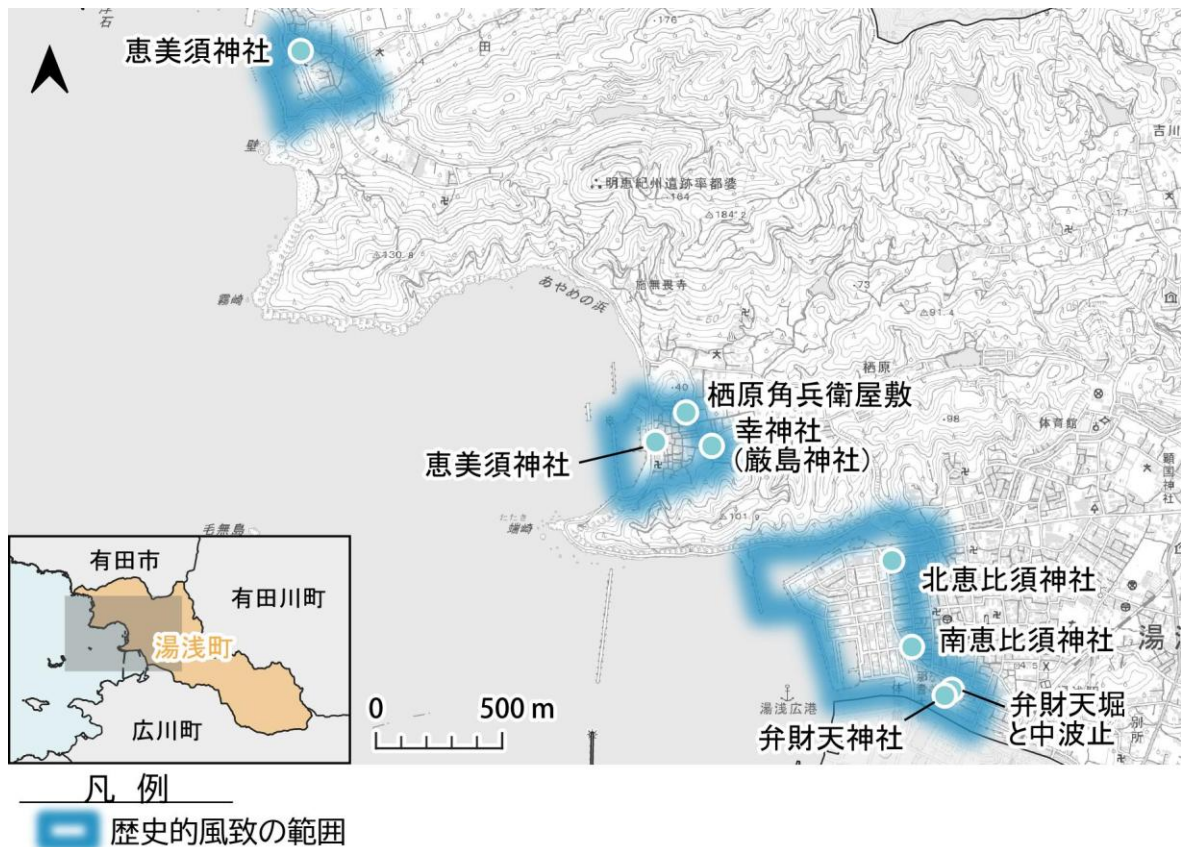


図 2-99 海辺の営みに見る歴史的風致の範囲

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

コラム 湯浅の製網業

湯浅近辺の漁民たちの漁業進出の背景には、この辺りで製造される漁網の優秀さがあるという指摘がある。『湯浅町郷土誌』や『湯浅町誌』にも記述があることから、製網業は近世から近代にかけての湯浅の主要産業であった。

湯浅の製網業の始まりについて、『湯浅町郷土誌』には、鎌倉時代の嘉暦年間(1326～28)には「岩佐網」と称して販売されていたと記されており、また『湯浅町誌』には正保 4 年(1647)に湯浅の漁網に対して紀州藩の保護が与えられたとあることから、近世前期の段階ではすでに製造されていたと考えることができる。『熊野独参記』の湯浅村の項には、「此村ノ老弱ノ女共ハ網ヲ拵ル事ヲ業トセリ 房州ニツカハシテ鰯網ニ商賈スルトカヤ」とあり、房総での鰯漁に湯浅の網が使われていたことが

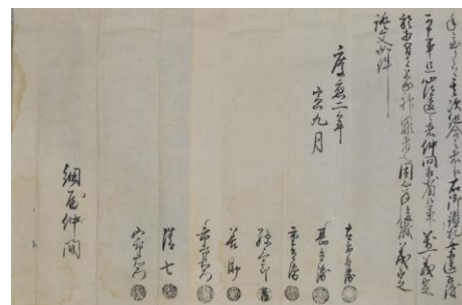


図 2-100 網屋仲間と記載のある文書

わかる。

幕末の記録には「網屋仲間」という記述がみられることから、既に同業者集団が形成されていたことがわかり、明治の中頃には、湯浅村と隣の広村をあわせた同業者の数は15名を数えたが、少しずつ業者数が減少し、現在は製網業を営む業者は皆無となっている。

国の登録有形文化財(建造物)となっている阿瀬^{あぜ}家住宅は、製網業を営んでいた阿瀬家の住宅であり、現在の湯浅に残る数少ない製網業関連の文化遺産である。



図 2-101 阿瀬家住宅

(6) みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致

1) はじめに

湯浅町が属する有田地方は、「有田みかん」で有名な全国でも有数のみかんの産地である。和歌山県は令和 6 年(2024)産の収穫量で国内シェアの 25%を占め、全国トップの収穫量を誇っている。

湯浅町においても、海沿いの田、栖原をはじめ、吉川、山田、青木、別所の山間部で盛んに栽培が行われており、特に田で生産されている「田村みかん」は、有田みかんのブランドとして著名である。また、栖原では、他所ではあまり見られない珍しい「^{さんぼうかん}三宝柑」が栽培されており、さらに田においては、「田村びわ」と称するびわもみかんと並び古くから栽培されている主要な産物である。

平地が少ない湯浅では、これらの果樹は、主に山の斜面を利用した段々畑で栽培されている。現在もみかんなどの柑橘類やびわが植えられた石積みの段々畑が随所にみられる。

2) みかん・三宝柑・びわ栽培の歴史

有田地方における柑橘栽培の始まりは、諸説あるが、『南紀徳川史』(明治 34 年(1901))や『紀州蜜柑伝来記』(享保 19 年(1734))の記述によると、天正 2 年(1574)に有田郡^{いとが}系我^{なかぼん}荘中番村の伊藤孫右衛門が、肥後国^{やつしろ}八代より苗木を持ち帰ったことが始まりであるとされている。慶長年間(1596～1615)の頃には、大坂や伏見といった大都市に向けて出荷されたことが知られている。元和 5 年(1619)に徳川^{よりのぶ}頼宣が紀伊に入ると、国産奨励を積極的に行い、有田郡においてはみかん栽培の奨励保護を進めた。

この当時のみかんは、「紀州みかん(本みかん、小みかん)」と呼ばれる品種で、^{こんにち}今日、有田みかんとして栽培される^{うんしゅう}温州みかんより小ぶりで、種のある品種であった。武家社会の時代には、房ごとにある種が子宝運を良くするとして人気があった。



図 2-102 紀州みかん

紀州藩の保護により、出荷と販売について優位であったところが、明治の廃藩置県により、制度化されていた出荷のバランスが崩れ、一時は混乱が生じた。有田地方のみかん農家は、明治 9 年(1876)に蜜柑方と呼ばれる共同出荷体制の組織の改正、明治 14 年(1881)の

蜜柑方会議の発足、明治 17 年(1884)に組合への改組、さらには明治 38 年(1905)に重要物産同業組合法に基づいて紀州有田柑橘同業組合を発足させるなど、近代的な組織作りを進めていった。他所の産地が江戸や大阪へと販路を広げてきた結果、有田みかんはさらに広く北海道や海外にまで進出することとなった。

明治に入ると、これまでの紀州みかんから、温州みかんへの転換が起こる。温州みかんは、寛政年間(1789～1801)に駿河国^{ふじえだ}藤枝の田中城で、紀州から温州みかんの苗を取り寄せて植えた、という記録があることから、その頃には既に紀州で栽培されていたことがわかるが、子宝運を授かると喜ばれた紀州みかんに対して、種のない温州みかんは縁起



図 2-103 温州みかん

が悪いとして市場からは敬遠されていた。しかしながら、明治維新以降は、手軽に食べることができ、また品種改良によってより美味となっていたことから、温州みかんの需要が高まっていったようである。現在では、紀州みかんの生産は、正月飾りなど限られた用途のみとなっている。

湯浅町におけるみかん栽培の黎明期がいかなるものであったかは詳らかではないが、『田栖川村郷土誌』には、「糸我村に最も近接せるを以て、早く移植せられしこと疑なし」との記述があることから、有田へのみかん移入からそう遅れない時期には、町内でみかん栽培が行われていたことが推測される。

湯浅の柑橘栽培において特筆すべき点として、三宝柑の主要産地であることがあげられる。三宝柑は、江戸時代に和歌山城下の藩士の邸内に発生した変種であるといわれ、紀州藩主^{はるとみ}徳川治宝に献上したところ喜ばれ、それ以来、門外不出とされていた。明治になって、旧吉備町^{おおえ じょうへい}の大江城平^{りゅうみん}(竜眠)が有田へ、それを田栖川村長も務めた豪農、栖原



図 2-104 三宝柑

^{ち かわやすまつ}の千川安松が、明治 13 年(1880)に穂を貰い受けて栖原で栽培を始めたのが、湯浅における三宝柑栽培の最初であるといわれている。最盛期の昭和 40 年代では、2,000 トンを越える生産量があった。

田では、びわの栽培も盛んである。『田栖川村郷土誌』では、「本村の特産とも称すべき枇杷は、世に田村枇杷と称し名声^{さくさく}噴々たり」と表現されている。湯浅におけるびわ栽培

の歴史について、『田栖川村郷土誌』ではふたつの説を紹介している。ひとつは、天正年間(1573～92)のはじめ頃、中村某が、どこかは不明だが、他所から持ち込んで田で栽培を始めたという説、もうひとつは、元禄年間(1688～1704)に伊達宇兵衛が山中で野生のびわを発見して栽培を始めたという説である。いずれにしても、その歴史は古く、大坂を中心に販路を広げて、明治のはじめ頃には隆盛を極めた。しかしながら、交通機関の発達により長崎をはじめとする九州地方の産地が大阪市場に進出してくると、その需要は大きく落ち込んだ。栖原の千川^{ち かわ}安松^{やすまつ}は、朝鮮^{ちょうせん}枇杷^{びわ}を取り寄せ品種改良を進めて、早晩 2 種の品種からなる千川枇杷を生み出して、再び本場の名を市場に響かせた。



図 2-105 びわ

3) 建造物等

【段々畑の石積み】

平地の少ない湯浅では、斜面地に農地を開墾して問題を解決してきた。段々畑は、そのほとんどが、近世にみかんが移植された当初から、第二次大戦後に到来した「みかんブーム」と位置づけられる昭和 35～41 年(1960～66)頃までの間に開墾されたものである。昭和 38 年(1963)に撮影された空中写真には、山の斜面に広がる段々畑がはっきりと写っている。



図 2-106 段々畑の石積み

石積みには、山を切り出した際に出た石材や、海や河原の石が利用され、野面積^{の づら づみ}で積み上げられている。



図 2-107 栖原の集落 [昭和 38 年(1963)]



図 2-108 田の集落 [昭和 38 年(1963)]

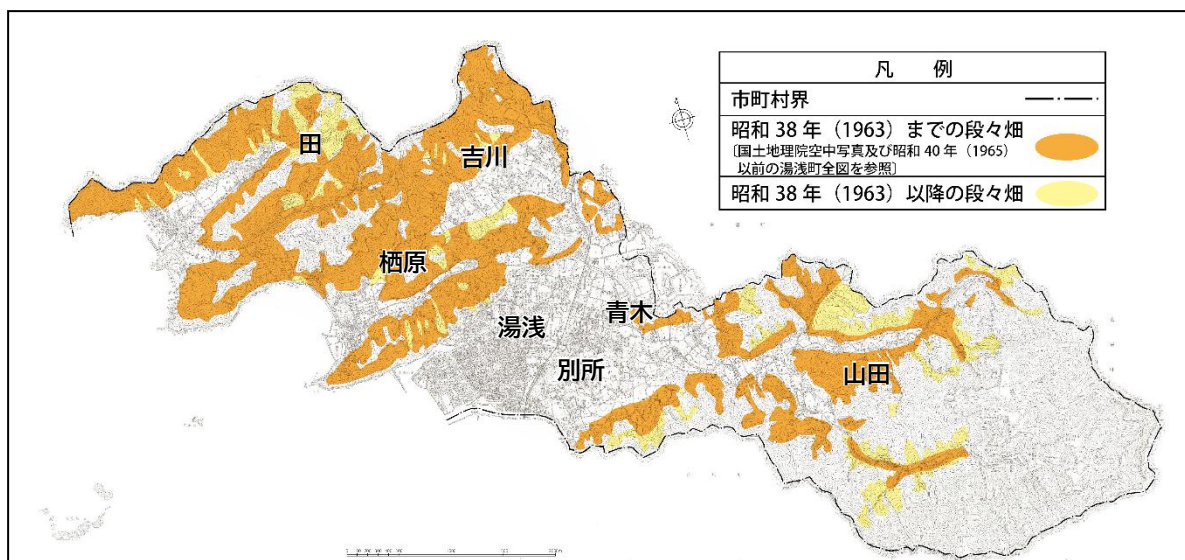


図 2-109 昭和 38 年(1963)までの段々畑と現在の広がり

【田の集落】

89 ページ 参照

4) 活動

4-1) 石積みの段々畑での栽培

江戸時代から続くみかん栽培は、土地の制約を乗り越え、山々を切り開いて、工夫を重ねながら進歩させてきた技術により伝えられてきたものである。みかん採りの様子は、昭和 48 年(1973)の広報ゆあさ 10 月号にも掲載されている。毎年、5 月初旬になると、みかんの木には白くかわいらしい花が一斉に咲き誇り、みかん畑の一带は爽やかな甘い香りに包まれる。夏を迎える前には青い実をつけはじめ、盛夏を乗り越え、涼しさが増す秋になると、^{ごくわ}極早生、早生の収穫が始まり、年末には出荷のピークを迎える。みかんが収穫できるようになるまでには、枝の剪定、施肥、除草、^{てきらい}摘蕾、^{かんすい}摘果、灌水、薬剤の散布など、一年中世話をしな



図 2-110 みかん採りの風景
(昭和 48 年 10 月広報ゆあさ)



図 2-111 みかんの花

ければならず、繁忙期には収穫した後の選果作業を不眠不休で行う。第2次大戦後、いわゆる、みかんブームと呼ばれる全国的な増殖の流れの中で、湯浅町内においても段々畑の増設と、平地の水田からの転換が進んでいった。あわせて生産技術の革新的な発達により、品種改良が進むとともに、スプリンクラー^{たん き じょううんぼん き}営農や単軌条運搬機(産業用モノレール)の導入が、傾斜地での栽培を大きく進歩させた。「田村みかん」は、有田みかんの中でも屈指のブランドとして著名である。海に近くミネラル豊富な潮風と、温暖な気候に恵まれた田村みかんは、甘味と酸味のバランスがよく、最高品質であると、消費者から好評を得ている。長い年月の間、こうした努力や工夫を重ね、上質な柑橘類が栽培され続けてきた。

石積みの段々畑で栽培されるのは、みかんだけではない。栖原では三宝柑が、田ではびわの木が、それぞれみかんの木と隣り合わせで育てられ、季節ごとに違った表情を見せる。三宝柑は、200～300グラムで、果こう部が高く盛り上がり、その基部にくびれがあるのが特徴で、果皮は薄黄橙色をして表面に凸凹があり、やや淡白な味ではあるが、さわやかな香りがあり優れた風味を持つ柑橘類である。出荷の最盛期は3～4月で、栽培には冬季に温暖な気候であることが必要である。主に生果として消費されるが、シャーベットやゼリーといった加工品にもなる。最近では生産量自体は減少し、年間500トンを下回っているが、希少で高級な商品として根強い人気がある。びわは、年平均気温15度以上で、冬場の気温がマイナス5度を下回らないことが栽培に必要な条件といわれている。冬場に花が咲き、春先には摘果作業と同時に実に袋をかけてしまうため、木に橙色のびわの実になっている様子は観察できない。5～6月にかけて収穫の時期を迎え



図 2-112 みかんの収穫



図 2-113 三宝柑と石積みの段々畑



図 2-114 袋掛けされたびわ



図 2-115 柑橘とびわの段々畑

る。甘くて上品な田村びわは、生産量こそ多くないものの、市場で高い評判を得ている。

これらが栽培される斜面地に広がる段々畑を作る石垣には、土留めの効果だけでなく、保温や排水、さらには光の反射効果などがある。みかんや三宝柑、びわの栽培には、十分な日照量が必要で、不足すると栄養が蓄えられず、生育に悪影響を及ぼすが、石が積み上げられた段々畑では、太陽光が石垣に反射し、四方八方から作物に当たることになるので、多くの日照量を確保することができるとい



図 2-116 傾斜地にある石積みのみかん畑

われている。また、日中に暖められた石垣は、夜になると保温効果を発揮し、さらには石垣の排水性の良さは大雨が降っても余分な水がたまらない、といった効果をもたらしている。

春になると、みかんの花の香りが辺り一面に漂い、冬になると山いっぱいに橙色が広がって、農作業に勤しむ人々の姿が見られる。道端には、みかんの無人販売所が多く設けられ、みかんをいっぱいに積んだトラックが町中をかけめぐる。湯浅の季節が強く感じられる風景である。

5) まとめ

栖原や田では、石垣が積まれた段々畑と湯浅湾とが同時に望める景観が特徴的である。海からのミネラル分の供給も、上質なみかんには有益である。山間部の段々畑には見られない景色でもある。先祖たちが湯浅にそそぐ自然の恵みを最大限に利用して、ひとつひとつ文字通り積み上げて造り上げた石積みの段々畑でのみかん、三宝柑、そしてびわといった農作物栽培の姿は、地域の特徴ある歴史的風致を形成している。

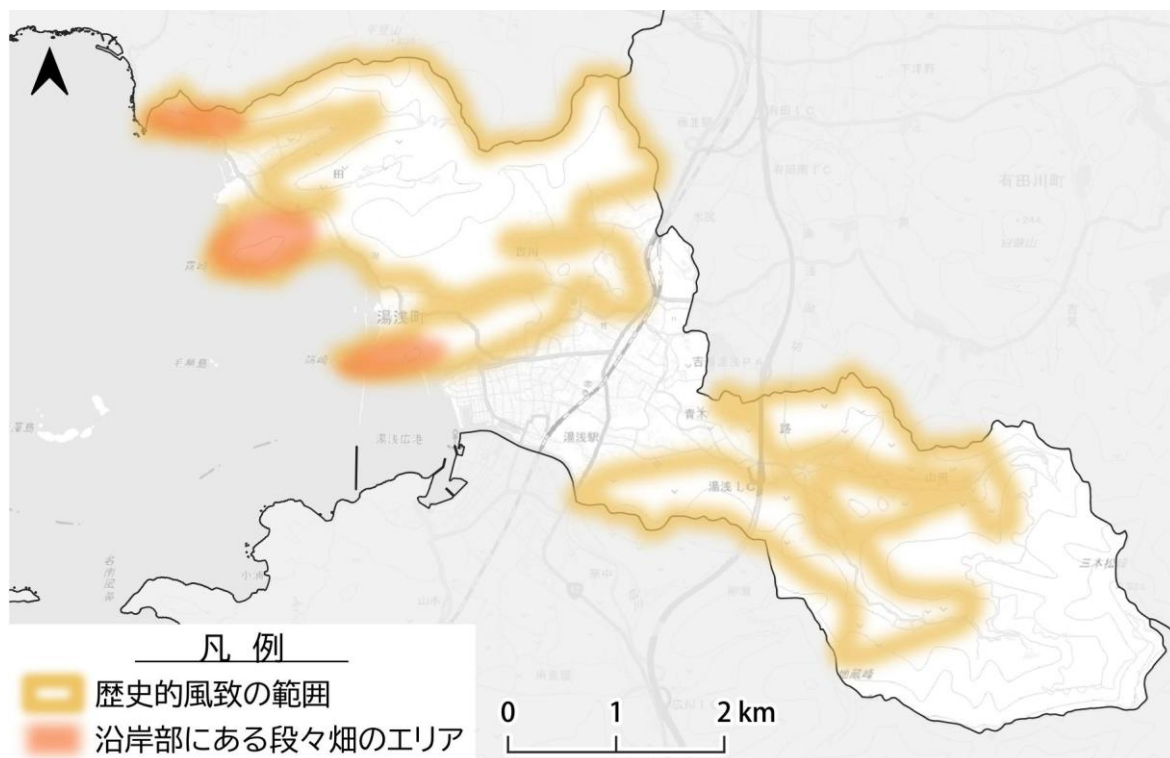


図 2-117 みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致の範囲

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

コラム ワイン～新たな醸造のカタチ～

湯浅町では、平成30年度に、地域の産品を商品化し、地域経済の循環を促すことを目的として、栖原地区に「産直加工流通加速化センター」を建設した。その中の「湯浅ワイナリー」では、発酵・醸造の文化が根付く町だからこそその新たな醸造の在り方と



図 2-118 産直加工流通加速化センター

して、リキュールやワイン等のお酒が作られている。現在では、紀伊半島沿岸の温暖な気候で育まれたおいしい農産物を活かし、湯浅町や和歌山県で採れるみかんや梅、桃などのリキュールを作っており、好評を博している。今後は、より地域に密着し、ワインの主原料であるぶどうをはじめとした農産物の町内での生産を進め、加工、そして販売を行う、六次産業化を図り、同時に地域の魅力発信にも繋げよう、と取り組んでいる。



図 2-119 作られたリキュール

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的風致を活かした観光まちづくりに関する課題

湯浅町では、保存地区を中心として、醤油醸造の歴史やその雰囲気伝える町並み等に観光客が訪れている。第1期の期間内には、平成29年(2017)4月に『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が地域型ストーリーとして日本遺産の認定を受け、メディアで取り上げられることも多くなり、観光客の増加にも繋がった。観光客の受入機能を強化するため、保存地区の周辺への駐車場の整備や、保存地区内の醤油醸造家であった建物を修理改修し、醤油醸造の歴史や保存地区に関するガイダンス機能を有する施設としての公開等を行ってきた。また、湯浅町における南側あるいは鉄道利用者の拠点として、湯浅駅前周辺整備事業を行い、駐車場をはじめ、湯浅駅旧駅舎を飲食・物販施設に修理改修し、複合施設「湯浅えき蔵」や「おちゃと公園」の整備により、町内外の人々が集える空間を創出してきた。

しかしながら、これら2つの拠点を繋ぐルートが確立されておらず、来訪者を誘導する仕掛けがないのが現状であり、観光客の町内滞在時間は長くないといえる。

また、湯浅町においては、観光客が来訪して、買い物や飲食、宿泊といった、いわゆるお金を落とす機会が少ない、というのが大きな課題である。「醤油」というキーワードがあるにもかかわらず、関連する土産物や飲食店が多いとはいえず、観光客が「何も買うものがない」という印象を持っている状況にある。

保存地区や醤油といった核となる観光資源の他にも、熊野古道や、明恵や湯浅党ゆかりの文化遺産、海や山の産業に関する景観美と、その産物である海産物や柑橘類をはじめとした農産物など、湯浅町には魅力ある観光資源が豊富にあるといえるが、これら相互の連携を通じた面的な広がりには欠けているといわざるを得ない。湯浅町には観光振興に関する計画がなく、歴史的風致をはじめ湯浅町の魅力である歴史や文化遺産を観光振興に繋げていく明確な方向性がないことも課題である。

インバウンドの外国人来訪者への対応も必要である。これまで、多言語対応のパンフレットや、いくつかの案内板などで多言語対応を進めており、実際の訪問者についても、コロナ禍の減少から復調傾向にある。しかしながら、さらなるインバウンドの増加を見越して、未

対応の案内板等の多言語化などの整備は引き続き進めていく必要がある。

(2) 歴史的建造物等の保全と活用に関する課題

保存地区においては、保存物件の特定や現状変更行為の制限等の伝統的建造物群保存地区制度のもと、歴史的建造物の保全が進んでいる。また、角長(加納家住宅)が国の重要文化財に、旧栖原家住宅が和歌山県指定有形文化財となった。保存地区外においては、第1期の計画期間内に、国の登録有形文化財(建造物)への新規登録が8件(4ヶ所)あり、歴史的建造物の保護措置の適用が行われたところである。遺跡関係では国の史跡への指定が2件、登録記念物(遺跡関係)への登録が1件あった。

所有者の高齢化等に伴い、歴史的建造物が空き家化し、景観を阻害しかねない現状にあること、経済的な問題も含めて老朽化した建造物が放置されている現状があること、所有者が将来の維持への不安等により保護措置の適用を嫌がるなど、歴史的建造物の保全をめぐる課題は多くある。

また、空き家となった歴史的建造物は、人が住んだり、店舗等として利用したりすることにより、維持されていくことに繋がるが、改修費用について、保存地区においては外観等の保存修理についての補助の仕組みはあるものの保存地区外には適用されず、保存地区内外を問わず内装や設備費用については自己負担となるため、新たな利用者による活用が進んでいない。この問題には、歴史的建造物を活用したい人と、空き家等を活用して欲しい人とを繋ぐ仕組みが不足している、ということも関係している。

さらに、保存地区周辺には、町が所有する公有施設が複数あるが、一部は、無人で開館する休憩所的利用にとどまっており、必ずしもすべての施設が有効に活用できている状況ではない。

(3) 歴史的風致の継承に関する課題

湯浅町にある歴史的風致には、地域の人々の手による祭礼や、漁業、農業といった生業に関する歴史的風致がある。

これらの担い手の確保という意味において、全国的にみられる少子高齢化の傾向や若年層の都会への流出といった課題は、湯浅町においても顕著にみられるものである。また、

地域コミュニティの弱体化により、祭礼に参加できない地域が出てきていることも事実である。漁業や農業においては、生業としての維持が困難となり、後継者が不足していることや、それに伴う廃業、耕作放棄地の発生などが課題としてあげられる。

担い手の先細りは、受け継がれてきた伝統的な技能の継承を困難にし、歴史的風致を形作る歴史的な活動の断絶を招くのみならず、地域の特産品を失ったり、伝統産業に裏打ちされた景観が損なわれたりする恐れがある。

湯浅町においては、移住・定住に関する取組が行われてはいるものの、町外転出者が転入者を上回る人口の社会減の状況はいまだに続いている。また、漁業、農業ともに、新規就労者に対する支援策を行っているものの、従事者の減少に歯止めがかかっていない現状にある。

(4) 周辺環境の景観形成に関する課題

保存地区においては、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存活用計画に基づく景観の維持向上にかかる取組が行われており、良好な市街地環境が受け継がれている。

伝統的建造物群を構成する建造物の保存修理は進んでいるものの、保存地区内では、乱立する電柱・電線類による景観への悪影響、道路舗装や側溝蓋の劣化、大仙堀周辺環境の向上に関する取組等の課題が残されている。

保存地区の南側のエリアは、歴史的にも保存地区と同じ市街地が形成され、歴史的建造物や地割も比較的に残されているし、熊野古道が南北に通る道町通りエリアについても、歴史的建造物の集積がみられ、熊野街道道標(立石)や深専寺を核とした市街地景観があるが、保存地区以外の地域では、保護や規制に関する措置が取られておらず、歴史的建造物等の滅失や、老朽化等に伴う景観の悪化などがみられる。

また栖原や田など、漁港を中心に広がる漁村としての景観や、斜面地に形成された石積みの段々畑を背景とした独特な農村景観が広がるが、建造物の建替や取壊しが進み、段々畑の石積みが災害等を契機としてコンクリート造に変更されていく等の景観の変化がみられる現状にある。

景観形成に関する施策については、和歌山県景観条例や和歌山県屋外広告物条例等の取決めに則って進めているところであり、湯浅町独自の景観計画は、1期計画期間中には策定に至らなかった。

(5) 歴史・文化遺産に関する課題

湯浅町の歴史・文化遺産に関する課題については、令和 3 年(2021)12 月に認定された「湯浅町文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)において、整理を行った。文化遺産の把握と専門的調査、文化遺産の適切な維持管理と環境整備、歴史・文化遺産を知ってもらう、様々な文化遺産を守り・活かす、湯浅町の魅力としての歴史・文化遺産、地域住民・子供たちとの関わりの強化、の 6 項目が課題としてあげられている。

歴史的風致の維持向上には、湯浅町の歴史・文化遺産の適切な保護、積極的な活用等を進めていかなければならないが、前述の課題整理を踏まえて、具体的な対策としての措置を地域計画の中に盛り込み、推進していくこととしている。

2. 既存計画(上位・関連計画)

本計画は、町が目指すべき姿を定めた最上位計画である長期総合計画に即したものである。

将来像の実現に向け、各種施策を展開しているところであるが、重要伝統的建造物群保存地区など豊かな歴史的資源を活用したまちづくりを重視しており、都市計画マスタープランなどにも様々な取組を掲げている。

ここでは、歴史的風致の維持向上に関連する、上位・関連計画等について整理する。

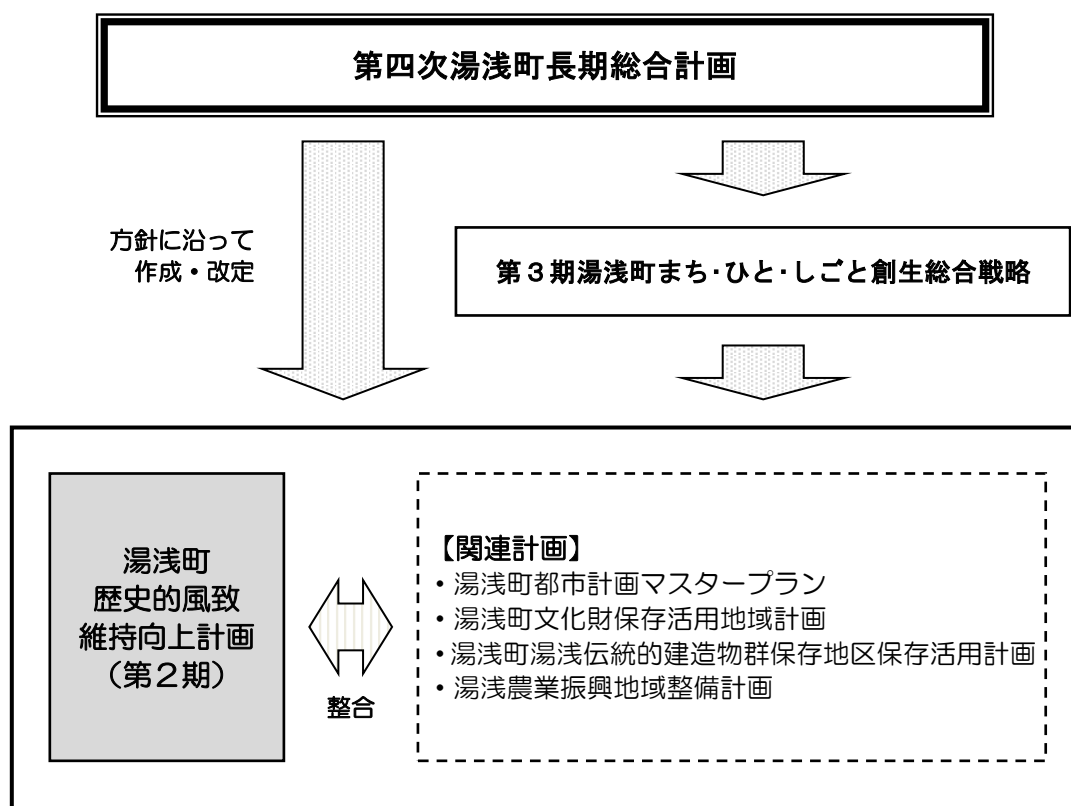


図 3-1 計画の位置付け

(1) 第四次湯浅町長期総合計画

「第四次湯浅町長期総合計画」(令和3年(2021)3月策定)は、町の将来像と進むべき方向についての基本的な指針であり、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である。計画期間は、「基本構想」については令和3年度(2021)から10年間、「基本計画」は令和3年度(2021)から5年間としている。

町の将来像として『歴史と人の温もりで支え合うまち湯浅～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～』を掲げ、基本目標である「基本目標1:安心安全に暮らせるまちづくり」、「基本目標2:福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり」、「基本目標3:地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり」、「基本目標4:豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり」、「基本目標5:持続可能なまちづくり」の実現に向けて様々な施策の方向を位置づけている。

歴史的風致の維持・向上に関連する施策展開としては、「町の基盤整備の推進」や「地域資源を活かす観光の実現」、「歴史と文化財の保護」があげられ、「景観の保全」や「伝建地区の保存と活用」などが施策の方向として位置付けられている。

※「第四次湯浅町長期総合計画」では、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区を伝建地区と表記している。

表 3-1 歴史的風致の維持・向上に関連する主な施策の方向

基本目標	施策展開	施策の方向(※抜粋)
基本目標1 安心安全に暮らせるまちづくり	1-1 町の基盤整備の推進	(1)市街地の整備 ①「湯浅町都市計画マスタープラン」・「湯浅町歴史的風致維持向上計画」をはじめとする関連計画と連携して、伝建地区の適正な保全に努めるとともに、災害にも強い安全で調和のとれた市街地整備を図ります。 (2)景観の保全 ②良好な都市景観を育むため、山林や海岸の豊かな自然景観、伝統的な町並みや寺社等の周辺環境等の歴史的・文化的景観等の維持・保全に努めるとともに、これらの保全を通じて、郷土への誇りや愛着の向上、観光誘客の資源として磨き上げることに努めます。
基本目標3 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり	3-1 地域資源を活かす観光の実現	(1)地域資源を活かす観光の実現 ①湯浅えき蔵(JR 湯浅駅)から熊野古道、伝建地区へと、醤油醸造の発祥の地として日本遺産に認定された湯浅らしい賑わいの創出を進めます。また、湯浅美味いもん蔵や湯浅駅旧駅舎などの整備された観光基盤を、観光資源と結びつけながら魅力向上に努めます。
基本目標4 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり	4-3 歴史と文化財の保護	(1)伝建地区の保存と活用 ①本町の歴史と伝統を色濃く残す「伝建地区」について、保存修理等を継続して推進し、歴史的風致の維持・保存に努めます。 ②地区住民の交流の拠点として、観光客の受入施設として、伝建地区内の公開施設の適切な運用、歴史的風致を考慮した維持管理に努めます。 ③日本遺産を活かした取組をはじめ、醤油醸造発祥の地であり、その歴史を伝える醸造町としての伝建地区を積極的にPRし、本町への観光誘客につな

		げます。 ④空家利活用、移住・定住、観光といった様々な取組と連携して、伝建地区内の建物の利活用の促進と賑わいの創出に努めます。
		(2)文化財保護の推進 ①「湯浅町文化財保存活用地域計画」の推進により、地域の文化財の特色や現況を把握するとともに、それらの保存活用に関する取組を進めます。
		(3)歴史・文化財の普及啓発 ①小中学校の児童生徒に対して、本町の歴史・文化・伝統に関する学習や体験を行うふるさと教育に積極的に取り組むとともに、地域の祭り等の伝統的行事への参加を促し、郷土への誇りと愛着心を育みます。 ②町民歴史講座をはじめ、町民が歴史を学び、地域の歴史や文化の魅力に触れる機会を提供します。 ③町民が文化財を通して歴史・文化をより身近に感じることができるよう、文化財の公開施設の設置、町有の文化財の整備・公開、文化財所有者等への協力依頼等を進めていきます。

(2) 第3期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第3期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和7年(2025)3月策定)は、人口減少・少子高齢化という課題に対し、デジタルの力を活用しながら、地方創生に向けた取組をさらに発展させていくための計画である。計画期間は、令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間としている。

基本目標として「1. 地域資源を活用した産業の発展と雇用の創出」、「2. 湯浅町への新たな人の流れの創出」、「3. 安心安全で魅力的なまちづくり」を掲げ、その達成に向けて各施策を位置づけている。

歴史的風致の維持・向上に関連する施策として「湯浅町の魅力を活用した観光振興」があげられ、伝建地区を中心とした町内の歴史的資産を保存しながらの景観整備などが位置付けられている。

※「第3期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区を伝建地区と表記している。

表 3-2 歴史的風致の維持・向上に関連する主な施策の方向性

基本目標	施策	施策の方向性(※抜粋)
基本目標1 地域資源を活用した産業の発展と雇用の創出	〈施策1〉 湯浅町の魅力を活用した観光振興	【施策の方向性】 ○日本遺産や熊野古道等をはじめとする地域資源を活用した観光振興を図るため、歴史的風致維持向上計画や文化財保護法等に基づき、伝建地区を中心として、町内の歴史的資産を保存しながら景観整備を行います。 ○町内の名所史跡等に QR コードによる多言語音声ガイド機能を整備するなど、デジタルを活用した効果的な情報を発信します。

(3) 湯浅町都市計画マスタープラン

「湯浅町都市計画マスタープラン」(令和7年(2025)3月改訂)は、湯浅町における将来の都市計画に関する基本的な方針を示す計画である。中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れ、令和17年(2035)を目標年次としている。

まちづくりの目標として、「効率的で持続性のある魅力的なまちづくり」、「安心・安全で快適に生活できるまちづくり」、「自然環境や歴史的資源を活かした誇りあるまちづくり」を掲げ、これら3つの目標を包含したまちづくりの基本理念(将来ビジョン)を「魅力と誇りをもった安心安全で快適なまち 湯浅」としている。

全体構想において位置付けられている歴史的風致の維持・向上に関連する方針として、観光客等が伝統的町並み等を散策できるような景観に配慮した道路づくりや、建物等の修復整備などによる優れた歴史環境を備えた整備、熊野古道などの歴史的な沿道景観の形成などが位置付けられている。

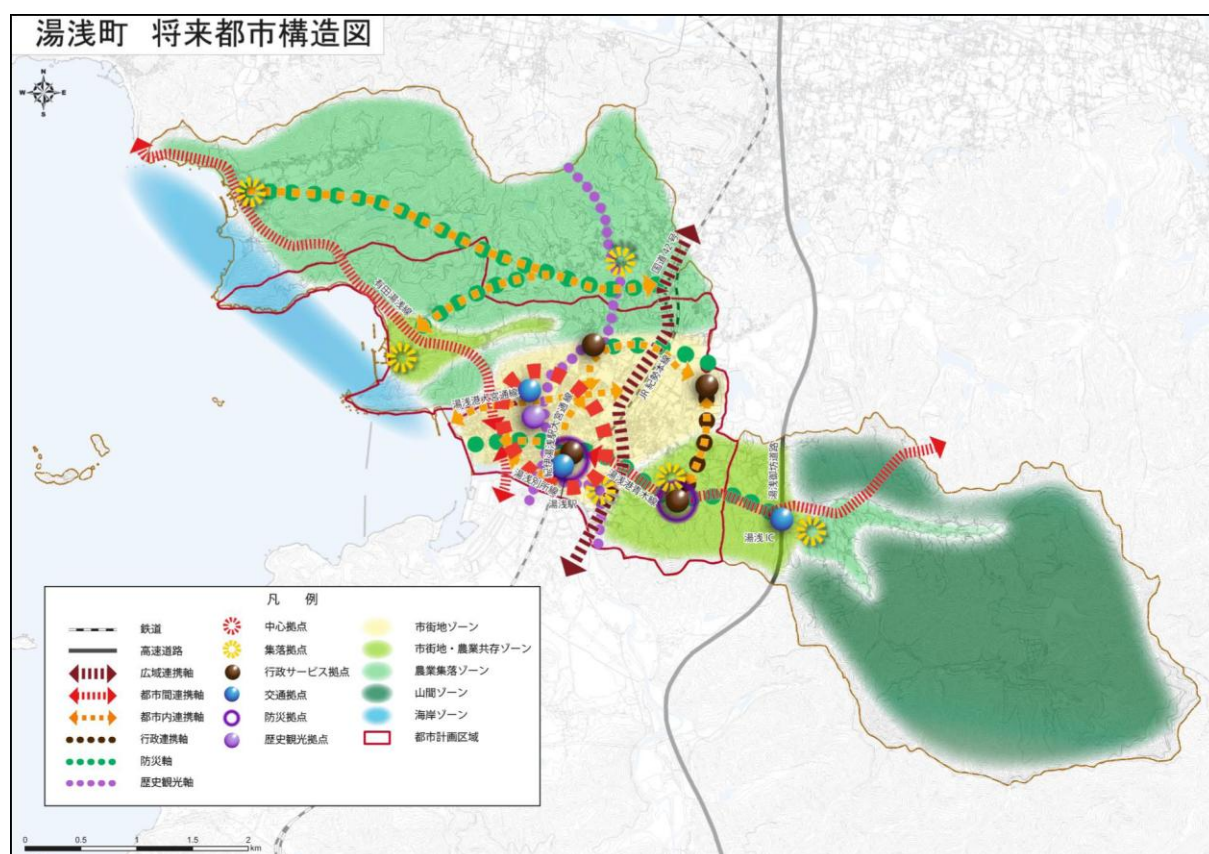


図 3-2 将来都市構造図(引用:湯浅町都市計画マスタープラン)

表 3-3 歴史的風致の維持・向上に関連する主な方針等

方針	全体構想に位置付けられている 歴史的風致の維持・向上に関連する主な方針等(※抜粋)
(1) 土地利用の 方針	①主として都市的土地利用を図るエリア a)住商複合地 ○重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺については、伝統的町並みの保全に重点を おいて建物を維持するとともに、伝統的町並みと歴史・文化資源を活かし、観光交流拠 点機能の拡充や魅力的なまちづくりを実現します。
(2) 道路・交通 の整備方針	③道路の整備方針 b)生活道路の整備 ○湯浅駅と熊野古道、重要伝統的建造物群保存地区を結ぶ歩行者ルートを設定し、観光 客等が伝統的町並み等を散策できるよう、景観に配慮した道路づくりに努め、快適な歩 行空間の創出と賑わいのあるまちづくりに寄与します。 ④その他施設の整備方針 ○交通拠点である観光用駐車場については、町外から重要伝統的建造物群保存地区など に大型バス等で来訪できる玄関口とするとともに、隣接する特産物流通物販センター等 と連携し、周辺と一体となった観光機能の充実を図ります。
(3) 市街地整備 の方針	2)市街地整備の方針 ○重要伝統的建造物群保存地区については、地域特有の歴史・文化資源を保全活用する ため、建物等の修復整備などによる優れた歴史環境を備えた整備を行います。また、重 要伝統的建造物群保存地区を含む中心市街地については、観光施策との連携を図りな がら、観光交流を促進するにぎわいのある市街地として活性化を図ります。 ○湯浅町歴史的風致維持向上計画に基づき、重要伝統的建造物群保存地区以外におい ても有形の歴史的資産の整備や祭等の文化、伝統の活性化対策に努めます。
(5) 都市景観形 成の方針	2)都市景観形成の方針 ○「湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、伝統的町並みを適正に保存し、 景観に配慮した改修への支援に努めます。 ○熊野古道を活かした町並みなど、歴史的な沿道景観の形成を図ります。 ○「湯浅町歴史的風致維持向上計画」に基づく文化財等については、風情、情緒、佇まいと いった歴史的風致に係る改修等や伝統的な祭、行事等への支援に努めます。 ○重要伝統的建造物群保存地区外の優れた歴史的価値を有する建物についても保全を 行い、良好な町並み景観の形成を促進します。 ○地域に点在する城跡や社寺などの歴史文化資源周辺については、歴史的景観を維持し ます。
(6) 都市防災の 方針	②市街地の改善 ○重要伝統的建造物群保存地区については、総合的な防災計画の策定により災害に対す る安全性の向上を図ります。また、消火栓、防火水槽等の整備を推進し、伝統的建造物 については、修理において耐震性の向上を促進します。

(4) 湯浅町文化財保存活用地域計画

「湯浅町文化財保存活用地域計画」(令和3年(2021)12月策定)は、地域の文化遺産の保存・活用のためのマスタープラン兼アクションプランである。計画期間は、令和3年度(2021)から令和12年度(2030)の10年間としている。

目指すべき将来像として「ホンモノの歴史を誇れるまち」を基本理念に掲げ、「方針Ⅰ:ホンモノの歴史を調べる」、「方針Ⅱ:ホンモノを後世に伝える」、「方針Ⅲ:ホンモノに親しむ」、「方針Ⅳ:ホンモノを活かす」といった4つ方針に基づいて、調査や保存、公開・情報発信、整備等に関する各措置を位置づけている。また、歴史文化の特徴に基づいて13の湯浅ばなし(関連文化財群)を整理しており、それぞれの一体的な保存・活用に向けた措置も位置づけている。

関連文化財群「湯浅ばなし」 ～湯浅町の歴史ストーリー～	
湯浅町の歴史文化の特徴を踏まえ、主要な文化遺産や歴史のトピックを繋いだ関連文化財群を、湯浅町の歴史や文化遺産について一通り学ぶことができる「湯浅ばなし」とした。	第7話 各地で活躍する商人たち 北方開拓の先駆者「萩原角兵衛」、幕末の雄「菊池海庄」など、漁業を背景に全国に活躍の場を広げ、豪商となっていた名家から日本の歴史を動かした人物が出た。 
第1話 湯浅のはじまり - 古代湯浅と天神山古墳 - 湯浅には少なくとも弥生時代から人が住み始めた。そして、地域最大規模の円墳「天神山古墳」は、有力な者が湯浅にいたことをうかがわせる。 	第8話 災害の記憶とともに 津波や火災、大雨といった災害の歴史や記録は、現在や未来に教訓を伝えている。安政地震津波の経緯から後世への戒めを記した「大地震津波心得之記」碑もそのひとつ。 
第2話 湯浅党の活躍 中世武士団「湯浅党」は、湯浅に本拠を置く湯浅宗重によって勢力が拡大されていった。宗重は、屋形や寺社を建て、湯浅が都市化する基礎を作っていた。 	第9話 湯浅から発信される芸術文化 多くの人々が暮らす湯浅では、漢詩や俳句を中心とした文芸や絵画、彫刻といった制作活動が盛んに行われ、芸術文化の発信地として全国から文人墨客が訪れた。 
第3話 熊野詣と湯浅 - 熊野古道をめぐる物語 - 湯浅は熊野古道の宿白地点として古くから利用されていた。峠道だけでなく、古くからの市街地を通り抜ける湯浅の熊野古道には、様々な文化遺産が受け継がれている。 	第10話 三面獅子が舞う神社の祭礼 國事神社と皇國神社には、それぞれ所作の異なる三面獅子が伝わっている。それぞれの地区で行われる神社の祭礼は、形を変えながらも脈々と受け継がれている。 
第4話 醤油醸造発祥の地 紀州湯浅 鎌倉時代にもたらされた金山寺味噌の製造過程で偶然見いだされた醤油。これが醤油の発祥だと言われている。近世以降、多くの醤油醸造家や新しく商工業都市として繁栄した。 	第11話 湯浅の柑橘栽培と段々畑の広がる風景 全国でも有数のみかん産地である有田地方。江戸時代にはみかん栽培がはじまり、地域の生業として受け継がれている。海をのぞく段々畑など、各所にみかん畑が広がっている。 
第5話 武士たちの湯浅 湯浅党の城と伝えられる広保山城と湯浅城。湯浅党のあとには畠山氏の広城(高城城)、そして白壁氏の白壁城(高城寺山城)。武士たちの湯浅があった。 	第12話 地域の人々の学び 鎌田一窓の「有信舎」、石田冷雲の「就正塾」など、江戸時代後期には近隣から人々が学びにくる私塾があった。また、湯浅小学校講堂は児童の寄付活動を背景に建てられたもの。 
第6話 湯浅の海が育んだ漁業・製網業 古くから海運や漁業が営まれていた湯浅では、近世になると漁場を求めて日本各地に書き出した。湯浅の漁網は丈夫だと評判で製網業は一大産業となっていた。 	第13話 近代化する湯浅 - 有田地方の中心として - 明治以降、有田郡役所や国の出先機関などが有田地方の中心として湯浅に設置され、さらには鉄道の開通に伴う市街地の拡大、繁華街としての賑わいがあった。 

図 3-3 湯浅ばなしの概要(引用:湯浅町文化財保存活用地域計画)

(5) 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画

「湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画」(令和4年(2022)12月改正)は、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づいて定めている湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区の保存・活用に関する計画である。

本計画では、修理や修景の基準、現状変更の許可基準などを定め、建築物等の活用を促進し、保存地区の活力向上と伝統的な町並み景観の保存・整備を図っている。また、来訪者や住民に対して広く深く知ってもらえるような取組や、湯浅町の有力な観光地かつ歴史まちづくりの核として保存地区全体を活用していくものとしている。

(6) 湯浅農業振興地域整備計画

「湯浅農業振興地域整備計画」(令和5年(2023)12月見直し)は、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めた計画である。

農業振興地域は約1,908haであり、農業振興地域内の農用地区域は約702haとなっている。土地利用の構想として、傾斜地の樹園地を中心に優良農地を確保して生産基盤の充実を図るとともに、平坦地農地については、生活基盤及び生活環境との調和のもとで、自然環境の保全と秩序ある土地利用を推進することとしている。

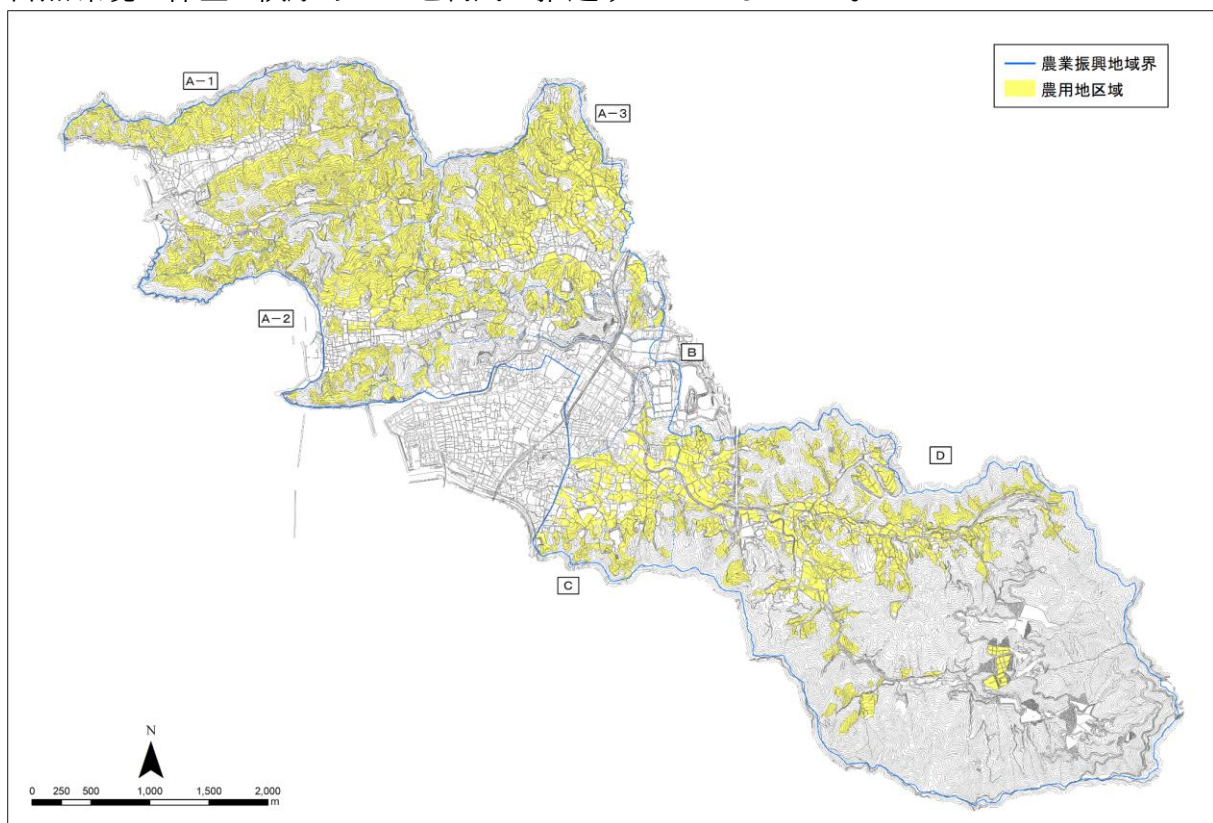


図 3-4 土地利用計画図(引用:湯浅農業振興地域整備計画)

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的風致を活かした観光まちづくりに関する方針

保存地区周辺では、観光客が訪れる拠点施設や駐車場等の整備が行われてきており、それらの維持管理や機能強化を継続して進めるとともに、来訪する観光客をさらに町内の他のスポットに誘導し、滞在時間をのばす取組が必要である。そのための取組として、保存地区と湯浅駅周辺を繋ぐエリアを中心に新たな拠点施設を設け、旧市街地全体の回遊性を高めていく。

醤油や金山寺味噌、海産物、みかんといった歴史的風致に裏打ちされた伝統的な特産品を生かした新たな土産物等の開発や、飲食や物販等にかかる新規出店を支援し、観光客のみならず地域住民も含めて、親しまれる商品や店舗を増やしていく必要がある。

さらに、観光誘客を進めるため、日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』や、ふるさと納税のPR活動等と連携したプロモーション活動や、観光ツアー造成への働きかけを進めていく。インバウンドのスムーズな受入をはかり、パンフレットや案内板等の多言語対応や、wi-fi整備、キャッシュレスの推進などもあわせて検討する。

これらの取組により、歴史的風致の磨き上げを契機に、観光客が訪れ、その観光客をターゲットとした観光業の振興による雇用の創出や収入の増加が起こる、といった地域の経済の好循環を促す。

(2) 歴史的建造物等の保全と活用に関する方針

湯浅町には、多くの歴史的建造物等が所在しており、面としての保存が図られていない保存地区外のものうち、所有者の同意が得られた価値の高い建造物については、国の登録有形文化財(建造物)への登録を促進している。これを継続して、未指定等の歴史的建造物の現況把握に努める。

空き家化した建造物等の活用は、同時に保全へと繋がることから、より活用しやすい環境づくりを進める。地域おこし協力隊やまちづくり会社等と連携した、空き家所有者と活用希望者のマッチングにかかるスキーム作りを促していくとともに、より空き家を店舗等に活用しやすくするための支援を検討する。保存地区においても、引き続き保存修理事業を進めていくとともに、観光や商工をはじめとした他部門との連携により、単なる文化財の保存修理にとどまらない事業が展開できるように、庁内連携を深めていく必要がある。

同時に、既に指定等を受けている文化財について、防災・防犯の取組も含めた適正な事業を、所有者等と連携しながら実施していかなければならない。

また、町が所有する公有施設については、単なる歴史的建造物の公開施設にとどまらず、主に所在する保存地区を中心とした地域活性化の拠点、あるいはモデルケースとしての活用方法を模索していかなければならない。

(3) 歴史的風致の継承に関する方針

まずは、移住・定住にかかる取組の継続と充実を図り、その他の町施策全体との相乗効果によって、湯浅町の人口減少に一定程度の歯止めをかけるべく、取り組んでいかなければならない。そのうえで、地域コミュニティの強化を図り、祭礼等の歴史的風致が継承できる土台作りが必要である。

民俗芸能である三面獅子舞の継承については、補助の仕組みを継続して行い、広川河口のシロウオ四つ手網漁については、その普及啓発を目的としたシロウオまつりを引き続き行うなど、支援や普及啓発を通じた担い手育成に取り組むほか、漁業や農業については、それぞれの施策に基づく新規就農(漁)者の育成支援等を通じて、従事者の確保につとめる。

また、農業については、世界農業遺産の認定を契機とした、当地域のみかん栽培の高付加価値化が見込まれるため、積極的な普及啓発活動に取り組む。

醤油・金山寺味噌を含めた伝統産業の継続のために必要な需要の確保については、ふるさと納税の取組と連携した町内製品の売込みや、伝統的製品を使った新たな返礼品や土産物作り等も含めて、町外の店舗や、各地で行われるイベント等への出展を通じた PR 活動を行っていく。

(4) 周辺環境の景観形成に関する方針

湯浅町には、保存地区を中心とした旧市街地エリアや、熊野古道の道町通りエリアにおける歴史的な町並み景観をはじめ、海や山といった自然を背景とした産業とリンクした景観、糸我峠等の山の熊野古道の景観等、良好な景観が残されている。1 期計画の期間中、検討を進めてきた湯浅町独自の景観計画の作成や景観条例の制定に向けて、これらの景観についての評価を進め、早期の作成に努める。

電柱・電線類への対策として、地域の特性に応じて、完全埋設やソフト地中化等の整備手法を検討し、地域住民とも連携しながら、事業を実施していく。また、道路の美装化についても、引き続き効果的な手法と時期を検討し、事業化に向けて取組を推進していく。

保存地区内の大仙堀については、河川港湾管理者である和歌山県と協議を進め、湯浅町の特徴的な歴史的景観であることを踏まえ、その周辺も含めた適切な整備が行えるように努めるとともに、清掃活動の実施など、出来ることから取り組んでいく。

(5) 歴史・文化遺産に関する方針

地域計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの計画期間で認定を受けている。「ホンモノの歴史を誇れるまち」を基本理念に掲げ、「調べる」「後世に伝える」「親しむ」「活かす」の 4 つの方針のもと、具体的な措置事業をあげている。湯浅町における、歴史や文化遺産の保存や、その活用等については、地域計画に掲載する措置事業を実施していくことにより行い、本計画と十分な整合を取りながら進めていくこととする。

社寺・個人の文化遺産の把握や詳細な調査を進め、その成果に基づいて必要なものについては個別の保護措置の適用を行うこととしているほか、「湯浅遺産(仮)」制度として町の登録文化財制度の導入を目指し、地域住民との関わりとして「ゆあさ歴史サポーター(仮)」制度を検討することや、指定等文化財の保存修理等の実施、公有文化遺産の整備や公開、小中学生への歴史に関する教育や、高校や大学との連携による若年層への働きかけ、歴史的建造物でのユニークベニユーの実施等が具体的に措置づけられている。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、さまざまな部局における施策を横断的に把握し、歴史まちづくりに資する取組を連携して行う必要がある。

湯浅町では、①まちづくり全般・企画、②都市計画・景観、③農林水産業・商工業、④観光、⑤防災・防犯、⑥教育、⑦歴史・文化財を担当する部署の課長及び担当者をもって構成する「湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議」（政策企画課、産業建設課、ふるさと振興課、総務課、教育委員会。令和8年3月時点。）を設置している。

本計画の推進体制は、「湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議」を中心に、関係各課において事業を実施し、国、県等関係機関と協議、適切な助言や支援を受けることとする。

また、歴史まちづくり法第11条の規定に基づき設置した推進協議会は、計画の実施に関する連絡・調整や、助言を行う。なお、必要に応じて、湯浅町都市計画審議会や湯浅町文化財保護審議会、文化財所有者等と連絡調整を行うものとする。

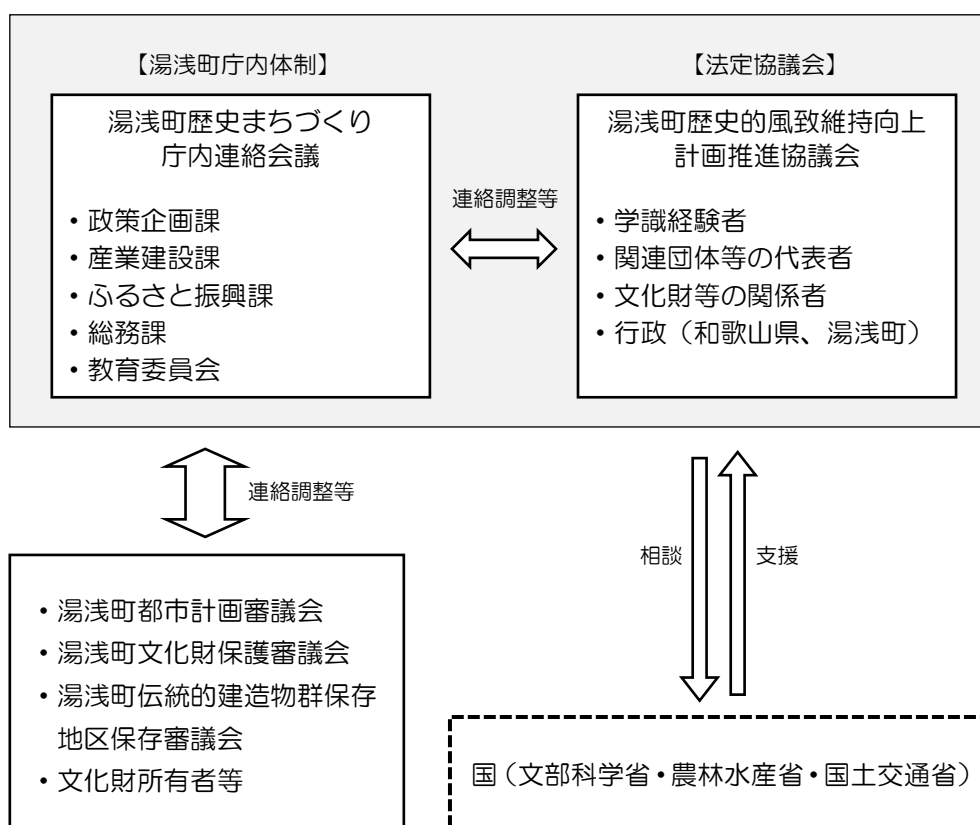


図 3-5 計画の実施体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

本計画における重点区域は、歴史上価値の高い文化財が分布し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も受け継がれている良好な市街地環境の中で、歴史的風致の維持及び向上が最大限に図られる範囲とする。

湯浅町における歴史的風致は、醤油・金山寺味噌醸造が盛んに行われてきた、いわゆる旧市街地エリアを中心に分布している。このエリアでは、熊野古道が南北に縦断しているほか、顯國神社の祭礼における渡御行列が行われ、海沿いではシロウオの四つ手網漁をはじめとした漁業が営まれるなど、様々な歴史的風致が重層的に存在している。

熊野古道は、糸我峠から湯浅町に入り、途中の逆川王子跡や方津戸峠を経由して旧市街地エリアに入り、道町通りを抜けていくルートと、勝楽寺を経由して久米崎王子跡方面へと進むルートがあり、人々がそれぞれの思いを胸に行き交う姿がみられる。

顯國神社や國津神社の祭礼のときには、氏子たちが各家から集まり、お囃子や鳴り物の音が響き渡る中でそれぞれの神社に集い、そして御旅所に向けて三面獅子舞とともに行列が旧市街地や集落の中をいく姿がある。

田、栖原、湯浅の各漁港や神社等を中心にして、漁民たちの生業の様子や、信仰の習俗の様子を見ることができるほか、町域の斜面地一帯では、みかんの段々畑が広がり、春にはみかんの花の香りが、冬にはオレンジ色に染まる景色が広がる。

このように、湯浅町の歴史的風致は、町内全体に広く見られるものの、空き家化の進行に伴う歴史的建造物の除却や建て替え、劣化による景観上の問題、市街地景観を悪化させている諸要素の存在、少子高齢化等による祭礼や伝統産業の担い手減少、来訪客の誘致とそれに連動した地域経済への波及といった課題がある中で、多様な施策の推進により、観光客の増加や町の魅力向上、伝統的な活動や歴史的建造物の保存継承に繋げていくことが求められる。

このような現状を踏まえ、施策の成果がより重点的かつ効率的に発揮されるために、多くの歴史的風致が重なっている旧市街地エリアと、湯浅町を貫き周辺市町との連続性のある熊野古道沿道エリアを重点区域として設定する。

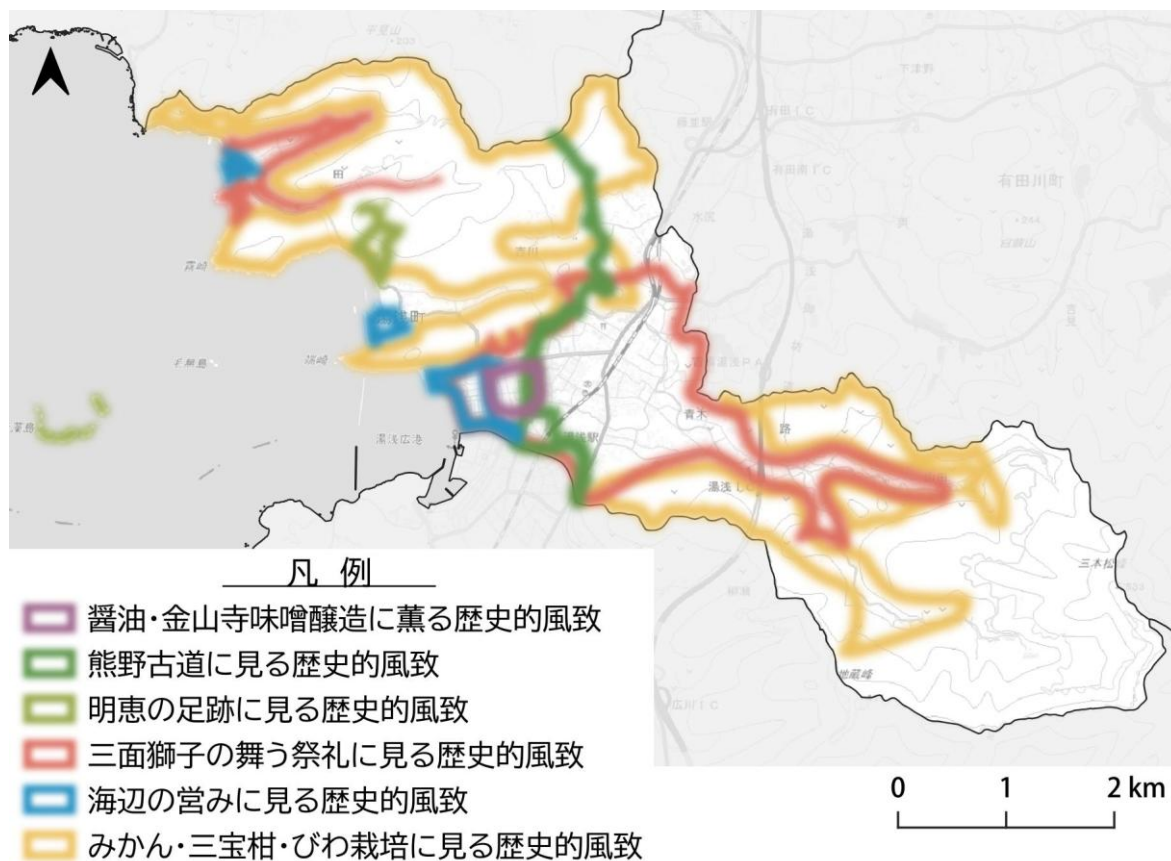


図 4-1 歴史的風致の範囲

※「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

2. 重点区域の位置及び区域

名称：湯浅町歴史的風致維持向上地区

面積：140ha

湯浅町歴史的風致維持向上地区として、国選定重要伝統的建造物群保存地区である保存地区と、保存地区内にある国指定重要文化財である角長（加納家住宅）を核として、醤油や金山寺味噌醸造の歴史的風致が色濃く残されている旧市街地エリアと、国指定史跡である逆川王子跡を中心に、町内を南北に貫き、旧市街地エリアを通り抜ける熊野古道沿道エリアを含めた範囲を重点区域に設定する。

第 1 期計画では、段々畑の景観が広がる田や栖原、山田といったエリアや、國津神社、施無畏寺、湯浅城跡、広城跡、勝楽寺周辺等の文化遺産が所在する付近を広く囲った約 412ha を重点区域としたが、本計画における事業の大半が保存地区を中心とした旧市街地エリアおよび熊野古道沿いで行われてきており、第 2 期計画においても同様となる見込みであること、文化遺産の調査や指定等による保護措置の適用、歴史や文化遺産の普及啓発等については、湯浅町文化財保存活用地域計画に基づいて措置が実施されること等の理由により、約 140ha の範囲に限定した重点区域とすることとした。

重点区域は、昭和 40～50 年代に埋め立てられる前の海岸線から東側、熊野古道の沿道を含んで、湯浅・別所地区の国道 42 号より西側の範囲とする。

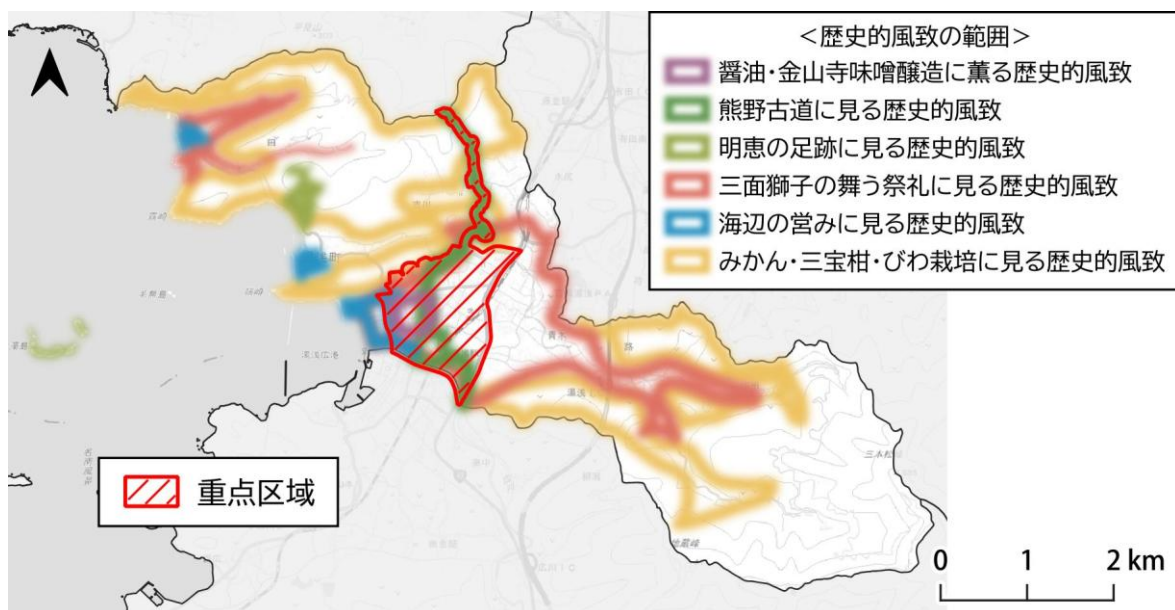
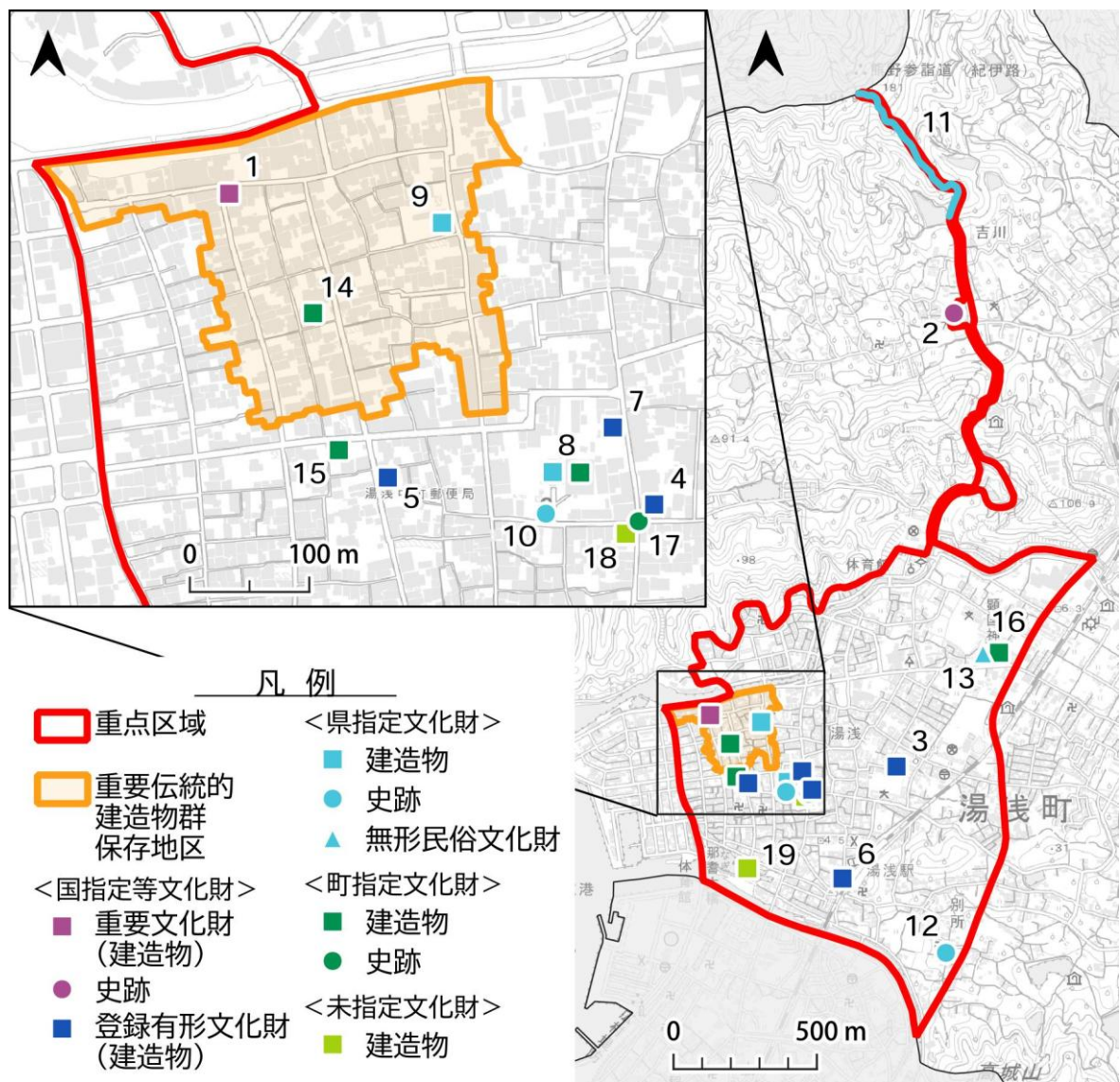


図 4-2 重点区域の位置

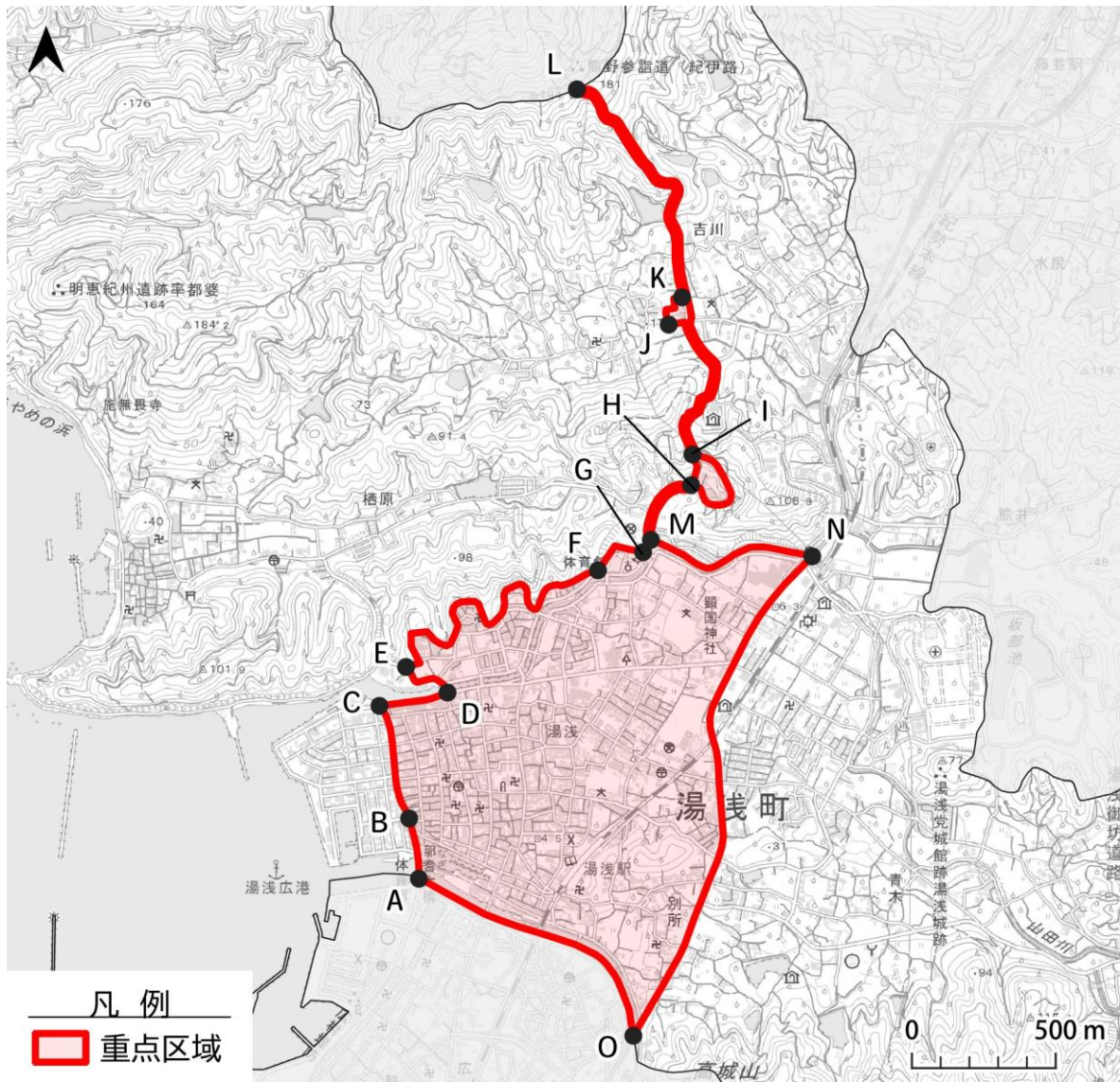
※「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)、地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。



番号	名 称	番号	名 称
1	■ 角長（加納家住宅）	11	● 糸我峠
2	● 熊野参詣道紀伊路（逆川王子跡）	12	● 勝楽寺境内
3	■ 湯浅小学校講堂	13	▲ 顯國神社の三面獅子
4	■ 旧堀田茶舗（立石茶屋）	14	■ 本勝寺
5	■ 阿瀬家住宅	15	■ 真楽寺
6	■ 旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋	16	■ 顯國神社
7	■ 旧万忠金物店	17	● 熊野街道道標
8	■ ■ 深専寺	18	■ 旧木下家住宅及び店舗
9	■ 旧栖原家住宅	19	■ 弁財天堀の中波止
10	● 「大地震津波心得の記」碑		

図 4-3 重点区域の範囲と文化財の位置

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。



地点間	説 明	地点間	説 明
A－B	那耆大橋	I－J	町道吉川 3 号線・町道栖原 1 号線
B－C	県道湯浅広港湯浅停車場線	J－K	逆川王子背後地及び吉川老人憩の家敷地界
C－D	町道 127 号線	K－L	町道吉川 3 号線・里道（有田市との行政界まで）
D－E	主要地方道有田湯浅線	L－M	有田市境界から町道吉川 3 号線 （町道栖原 50 号線経由）
E－F	宅地背面の地番界		
F－G	町道湯浅 126 号線	M－N	山田川右岸
G－H	町道吉川 3 号線	N－O	国道 42 号
H－I	道路（里道）	O－A	広川町との行政界

図 4-4 重点区域の境界設定

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」（国土交通省）を加工して作成。

3. 重点区域の指定の効果

本計画における重点区域は、旧市街地及び熊野古道沿道エリアである。

この区域内においては、湯浅町の最も特徴的な歴史的風致である醤油・金山寺味噌醸造が行われ、保存地区を中心とした良好な市街地環境があり、かつ来訪客も多い。保存地区と、第1期の湯浅駅周辺整備事業で整備した駅周辺という2つの拠点を結ぶ周遊ルートの開発や、周辺の市街地環境の整備等を行うことで、重点区域内の歴史的風致の維持向上が図られる。また、熊野古道は有田市及び広川町と接続し、広域的には紀伊半島一円に広がる熊野参詣道の一部であることから、これらの整備は広域観光の推進にも資するものである。この重点区域を中心に施策を進めることで、湯浅町を訪れる来訪客の満足度を向上させ、土産物品の開発や新規出店、移住施策等との連携による交流人口の増加、地域経済活動の活発化などが期待される。

本計画における重点区域内での様々な施策とあわせ、湯浅町長期総合計画をはじめ、湯浅町文化財保存活用地域計画や、今後作成する景観計画の施策等との連携により、湯浅町全体にその効果が波及され、ひいては湯浅町全体の歴史文化を活かしたまちづくりを強く推進することが可能となる。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法

湯浅町の都市計画区域は、大字山田・田・吉川地区を除く地域(638ha)が指定されているが、都市計画区域内であっても、区域区分や用途地域は定めていない。

本計画における重点区域は一部を除き都市計画区域内に含まれており、都市計画行政との連携を図りながら良好な景観の形成に取り組んでいく。

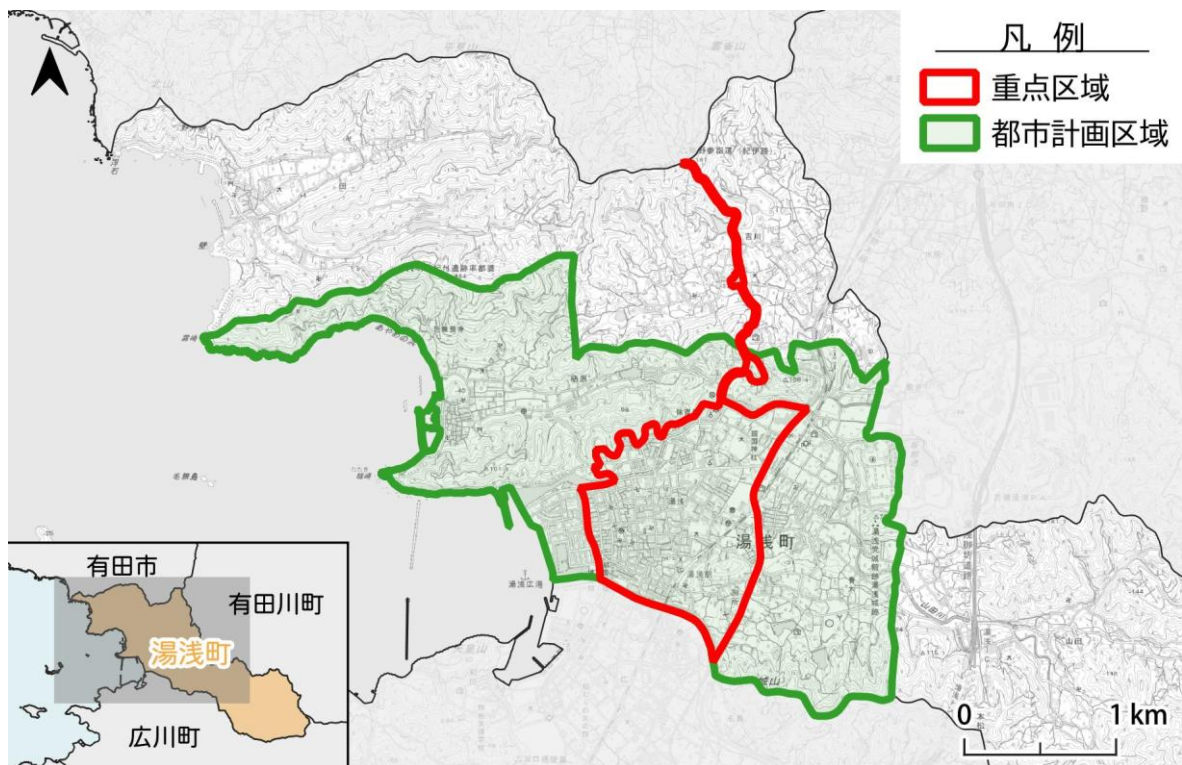


図 4-5 重点区域と都市計画区域の分布図

※「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版、都市地域 2018 年度(平成 30 年度)版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(2) 景観法

湯浅町は、全域が「和歌山県景観計画」による和歌山県景観計画区域に指定されており、「①精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する」・「②多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する」・「③人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する」の3つのめざすべき景観像の実現に向けて、良好な景観形成が図られている。

和歌山県景観計画区域では、一定規模以上の建築物の建築、工作物の建設、開発行為などを行おうとする場合、和歌山県知事への事前の届出が必要となる。

「和歌山県景観計画」に基づく景観形成の取組と連携を図りながら良好な景観の形成に取り組んでいく。

表 4-1 和歌山県景観計画区域における届出対象行為

区 分		規 模
建築物の建築等		高さ 13m 超 または 建築面積 1,000 m ² 超
工 作 物 の 建 設 等	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、ク ラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これ らに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施 設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これ らに類するもの	高さ 13m 超
	③その他の工作物	高さ 13m 超
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為		都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質 の変更		都市計画区域内 3,000 m ² 超 都市計画区域外 10,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		3,000 m ² 超

(3) 屋外広告物条例

湯浅町は、和歌山県屋外広告物条例によって、全域が禁止地域もしくは第2種許可地域に定められている。禁止地域では、原則として広告物を表示し、又は掲出物件の設置を禁止している。第2種許可地域では、屋外広告物を表示又は掲出物件を設置する場合は許可が必要であり、景観への配慮が一定程度求められている。

本計画における重点区域のうち禁止地域に指定されている区域は、伝統的建造物群保存地区となっている区域である。

表 4-2 第2種許可地域における一般広告物の許可基準

基 準	広告物の種類	基準内容
主な基準 (面積、 高さ等)	独立広告	面積:15 m ² 以下、合計 30 m ² 以下 高さ:7m 以下
	屋上広告	高さ:建築物の 1/3 以下、地上より 20m 以下
	壁面広告	面積:1 壁面につき、30 m ² 以下かつ壁面面積 1/5 以下
	突出広告	高さ:20m 以下、広告物下端:2.5m 以上、突出し幅:1.2m 以下
色彩基準	(共通)	独立広告、壁面広告、広告幕にあっては、彩度が8を超える色彩を使用する面積が、表示面積の 1/3 以下の場合、面積基準について通常基準の 1.5 倍以下とする。広告物の総量面積にあっては、敷地内にある全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。)が、彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の 1/3 以下の場合は、通常基準の 1.5 倍以下とする。

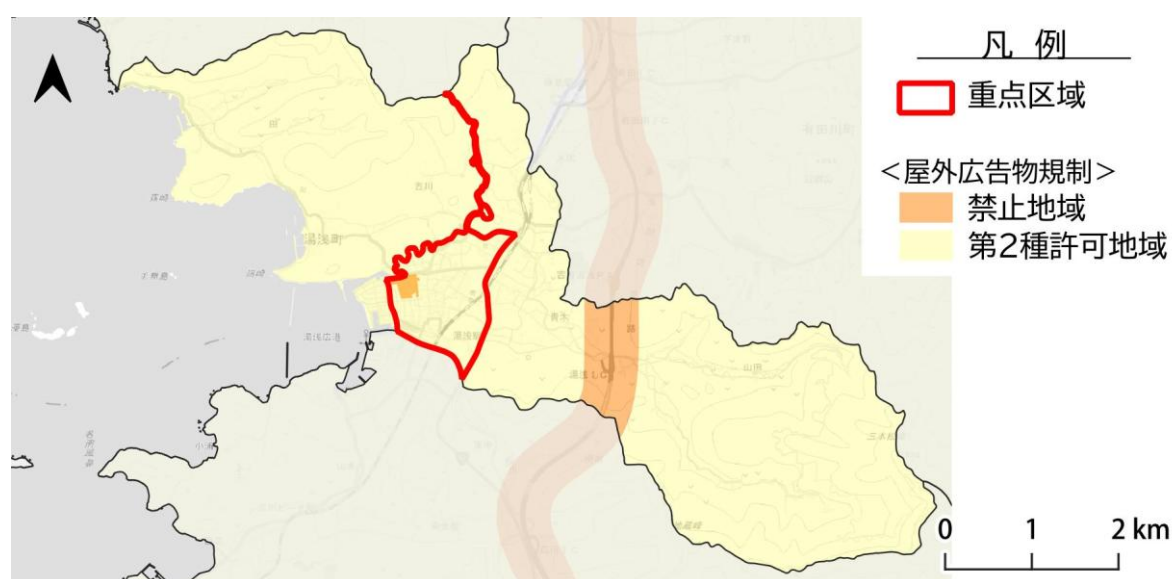


図 4-6 重点区域と屋外広告物規制地域の分布図

※「屋外広告物規制概要図」(和歌山県)、「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(4) 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画

湯浅町の重要伝統的建造物群保存地区は、通りと小路が織り成す特徴的な空間構造を備えた中世末期以来の地割と、近世から近代にかけて積み重ねられた歴史を映し出す伝統的建造物群や環境物件によって、特徴ある歴史的な景観を形成している。さらに中世の時代から受け継がれてきた伝統的な醸造文化の薫りが加味されることで重層性が増し、町並みの歴史的価値をより一層高めている。

今後も引き続き、伝統的建造物が有する伝統様式及び諸特性の維持・復原のための「修理基準」や伝統的建造物以外の建築物等の現状変更がなされるときに用いる「修景基準」、現状変更前の構造、建築物等の主要用途、その他の理由により修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合において、その歴史的な景観を著しく損なわないための「許可基準」に基づいた保存・整備を進めることで、伝統的な町並みに配慮したものとする。

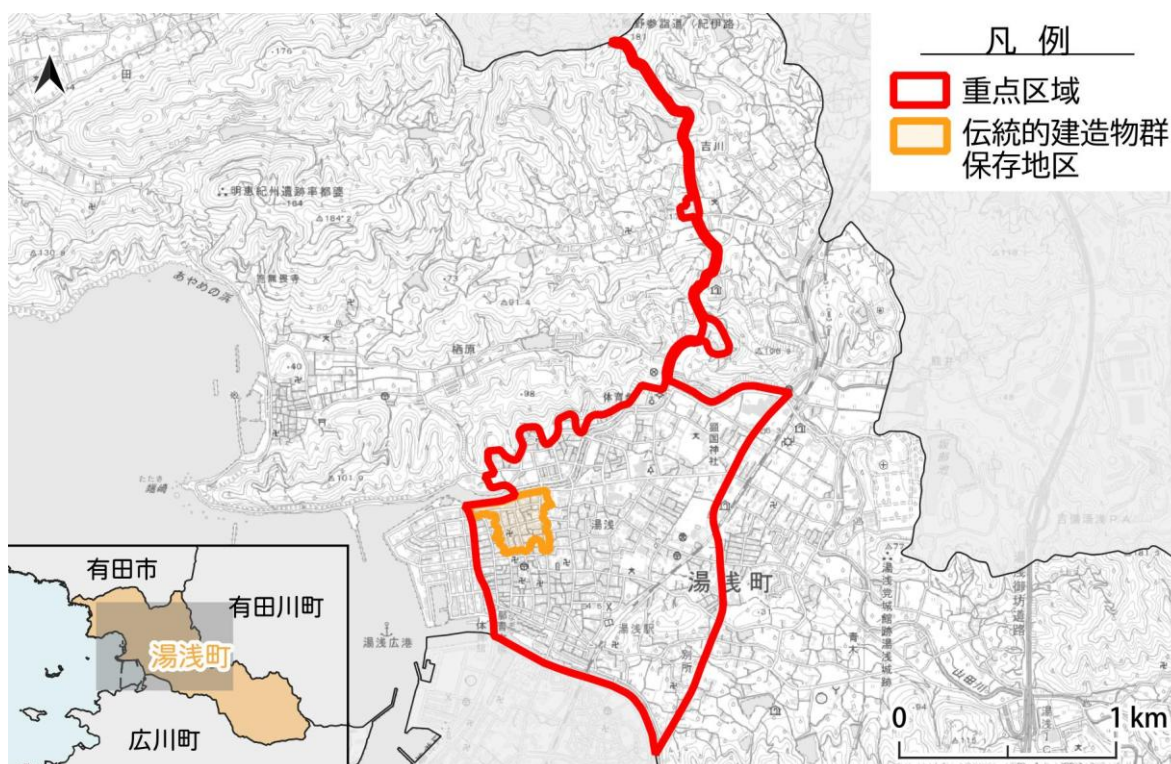


図 4-7 重点区域と伝統的建造物群保存地区の分布図

※「国土数値情報(伝統的建造物群保存地区 2018 年度(平成 30 年度)版、行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

(5) 湯浅農業振興地域整備計画

湯浅町は「湯浅農業振興地域整備計画」を策定して、傾斜地の樹園地を中心とした優良農地の確保と生産基盤の充実化や、平坦地農地における自然環境の保全と秩序ある土地利用を推進することとしている。

本計画における重点区域は、市街地を除く一部が農業振興地域内にあり、「湯浅農業振興地域整備計画」に基づく取組と連携を図りながら良好な農村環境の形成に取り組んでいく。

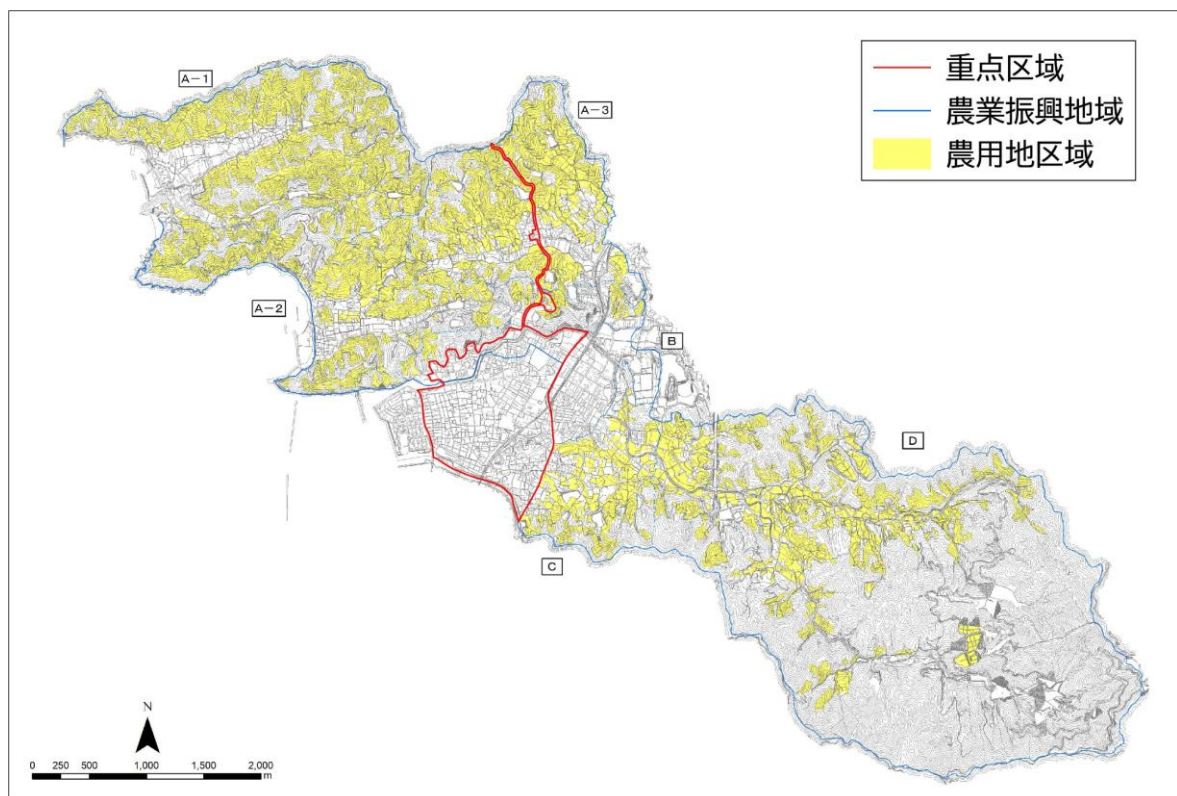


図 4-8 重点区域と農業振興地域、農用地区域の分布図

※湯浅農業振興地域整備計画 土地利用計画図に重点区域を加筆して作成。

第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 湯浅町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

湯浅町には、令和 8 年(2026)1 月 1 日現在で、国指定 11 件、国選定 1 件、国登録 13 件、県指定 19 件、町指定 45 件の指定等文化財が存在している。これら指定等文化財については、文化財保護法をはじめ和歌山県、湯浅町の条例により保護措置を講じるとともに、適切な保存や管理に関する指導、助言、支援を行っている。

また、令和 3 年(2021)12 月に、「湯浅町文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)の認定を受け、「ホンモノの歴史を誇れるまち」を基本理念とし、地域の歴史や文化遺産を調べ、伝え、親しみ、活かす取組を計画している。地域計画の中で作成した文化遺産リストには、指定等文化財も含め、845 件(5,359 点)の文化遺産を掲載し、リストの更新により、文化遺産の把握に引き続き努めることとしている。

活用については、公有化された歴史的建造物が多くあり、それぞれ公開活用を行っているところであるが、無人の休憩所にとどまっているものもあり、官民連携も含めた新たな活用方法を検討していく必要がある。記念物のうち湯浅城跡については、令和 5 年(2023)3 月に「史跡 湯浅党城館跡 保存活用計画」を作成している。引き続き、指定地内の公有化や整備、整備のための調査等を実施し、一般に公開できるよう進めていく。

地域計画では、緩やかな保護の仕組みとして、町の登録制度(「湯浅遺産(仮)」)の創設の検討や、地域住民との関わりを深めるための仕組み(「ゆあさ歴史サポーター(仮)」)の検討など、地域密着型の文化遺産を取り巻く形作りを目指している。その他、未指定等のものを含めた文化財の保存・活用に関する取組は、地域計画に基づき推進していくこととし、もって歴史的風致の維持向上に繋げるものである。

(2) 文化財の保存修理(整備)に関する方針

指定等文化財については、国や和歌山県の指導及び助言を受けながら、適切な保存修理を実施できるよう、所有者等との連携を深め、文化財の保存修理にかかる認識の共有を図り、補助金等の支援を適正に受けられるよう伴走していく。

伝統的建造物群保存地区(以下、「保存地区」という。)においては、保存修理・修景事業の継続的な実施ができるよう、事業要望の把握等に努める。事業の実施にあたっては、国や和歌山県をはじめ、公益財団法人 和歌山県文化財センター等の専門機関と連携して適切に行う。

文化財の保存修理については、文化財を後世に伝えるためだけでなく、事業の実施に際して行うことが可能な各種調査を通じて新たな知見を得ることや、文化財としての価値を損なうことなく、あるいはその価値を十分に活かした形での利活用に繋げること等、様々な側面があることを踏まえ、所有者等への働きかけや関係機関との調整を行うこととする。

湯浅町文化財補助金交付要綱や湯浅町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱に基づき、事業に際して補助金を交付し、所有者等の負担軽減に努める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

湯浅町には、保存地区を中心に歴史的建造物を活用した公開施設が複数あり、湯浅駅周辺には、観光案内所や図書館等を含んだ複合施設「湯浅えき蔵」がある。また、民間の醤油醸造家による展示施設が保存地区内に所在する。

しかしながら、歴史的建造物を活用した施設の中には、無人の休憩所としての利用にとどまっているものが複数あり、必ずしも十分に活用しきれていない。また、古文書等の動産文化財の収蔵施設がなく、公有の文化財の保管状況は良くない。

公有の施設の活用を考えたときに、現状の公開施設を一体として考え、歴史や文化財の学習の場としてだけでなく、民間との連携を含めて、新しい活用の形を検討していく必要がある。

歴史的建造物の空き家化が進んでいく中で、その保存と利活用は景観の維持向上のためにも喫緊の課題である。空き家等の所有者と、それらの活用を希望する人とのマッチングや、その改修整備にかかる事業の実施など、官民連携で取組を推進していかなければならない。

町内に点在する文化財について、既存の案内・解説板が劣化により読みづらくなったり、文化財の新規指定等に伴って案内・解説板が必要と思われる箇所が増えてきたりしている現状があるため、案内・解説板の整備を進めていく。

これらの取組に際しては、コロナ禍が過ぎ、回復傾向にあるインバウンド客の入込を見込んで、多言語対応等の対策を考慮して実施しなければならない。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

保存地区においては、町並みの景観に影響を与える行為(現状変更行為)を行う場合には、事前に許可を受けなければならないため、町並み環境の保全が図られているといえる。一方で、保存地区外では、指定等文化財となっているものを除き、これらの制限は何もかからないことから、歴史的建造物の除却が進み、景観を阻害する建物や工作物が建てられる可能性がある。湯浅町には、保存地区外にも、醤油醸造で繁栄した町並みや、熊野古道沿道の景観、海や、みかん等の段々畑の景観等がある。

第1期計画期間中、景観法に基づく「湯浅町景観計画(仮称)」の策定の検討を進めてきたが、策定には至らなかった。第2期計画の比較的早い段階で、この策定を具体的に進め、建造物の形態や意匠、色彩などについて、どのような誘導施策をとることが望ましいか十分に検討したうえで、湯浅町全体の景観施策を推進していく必要がある。

(5) 文化財の防災に関する方針

湯浅町では、「湯浅町防災計画」を策定、逐次改訂を行いながら運用している。文化財に関しては、保存地区における「湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定し、耐震性防火水槽の設置を行い、保存地区住民による自主防災組織が中心となった訓練の実施等が行われているところである。

毎年1月26日の文化財防火デーの際には、文化財所有者に対して防火にかかる注意喚起を行っているほか、湯浅広川消防組合により施設や機器等の確認を実施し、文化財の防火意識の啓発を行っている。保存地区においては、地元住民団体との連携により火の始末や不審火対策等の注意喚起を行っている。

地震津波に対しては、湯浅町全域を対象とした地震津波避難訓練が行われ、避難場所への移動訓練や、避難所開設訓練等が行われている。

文化財は、火災に弱く、近年発生頻度が高まっている風水害、将来に南海トラフの巨大地震が起こる可能性が指摘されている等、様々な災害に備える必要がある。

文化財建造物において、消防法で義務設置とされている自動火災報知器等の設置を進めるとともに、機器の点検や日常の訓練など、文化財所有者の意識向上に努める。

地震災害に対しては、保存修理を通じた耐震強度の増加を図り、観光客等が出入りする施設を有するところにおいては避難場所や誘導方法の確認を行う等の対策を推進する。

大規模災害発災時には、和歌山県や文化財防災センターとともに、動産文化財にかかる

文化財レスキュー事業や、建造物にかかる文化財ドクター事業との連携がスムーズに行えるよう、平時から様々な想定を行い、協議を進めていくことが肝要である。あわせて、湯浅町が文化財保存活用支援団体に指定している一般社団法人 和歌山県建築士会とも、大規模災害発災時における連携のあり方を検討し、支援を受け入れる体制づくりに努める。

文化財に関する盗難・毀損などの防犯については、文化財所有者の防犯意識の向上に向けた啓発に努め、防犯カメラの設置や、鍵の多重ロック等の防犯対策を推進していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

湯浅町における文化財に関わる普及・啓発については、地域計画に基づく取組を推進していくことにより行う。具体的には、開催時期に応じたテーマ設定を意識した町民歴史講座の開催や、公民館活動との連携、小・中学生への教育活動などがあげられる。

また、公有文化財(旧栖原家住宅・湯浅城跡等)の整備や一般開放、古文書や絵画等の動産の公有文化財の公開機会の創出を進めるほか、現状として湯浅町の歴史を通史的に学ぶことのできる施設がないことから、既存の公有施設の活用を含め、文化財を通じて、地域のことを知り、その魅力を町内外の人々に理解してもらえるような取組を検討する。インターネット上のホームページの活用も進めていく。

地域に根付く行事の継承や、伝統文化の担い手育成のため、民俗芸能の保存団体への支援、シロウオ漁の普及啓発のためのシロウオまつりの実施などを継続して行う。生業に関する歴史的風致を維持するため、漁業や農業といった生業の新規就労者への支援や、需要確保のため、ふるさと納税とも連携した伝統製品のPR活動を積極的に展開する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

湯浅町には、周知の埋蔵文化財包蔵地が23ヵ所所在している。和歌山県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、土地の開発等にあたっては、事前に協議を実施し、可能な限り現状保存ができるよう調整を図り、やむをえず包蔵地内で開発が必要となる場合においては、試掘調査や工事立会を実施し、記録保存を行うこととしている。ただし、湯浅町にとって重要な遺跡であることが確認された場合は、開発者等と、現地保存も含めて協議を行うこととする。

湯浅町においては、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲について再検討が必要であると地域計画において指摘されており、範囲の見直しを目的とした埋蔵文化財の分布調査(踏査)の実施を進めていく必要がある。

(8) 湯浅町教育委員会等の体制と今後の方針

湯浅町における文化財保護行政は、令和 3 年(2021)より教育委員会事務局歴史文化財係が担当している。それまで、平成 21 年(2009)から「保存地区の保存に関すること」は令和 3 年 3 月まで、「文化財の保護に関すること」は平成 30 年(2018)まで、事務の補助執行という形で首長部局が担っていた。歴史まちづくりに関しては、令和 2 年(2020)に組織された「湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議」を通じて、関係各課と連携を図っている。

歴史文化財係の体制は、令和 7 年(2025)4 月現在、係員 4 名(係長 1 名、埋蔵文化財専門職員 1 名、建築専門職員 1 名、事務補助員 1 名)となっている。伝建事業の継続、湯浅城跡の国指定を契機に、専門職員が含まれる体制となってきたのは、1 期計画期間中の大きな成果であるといえる。

湯浅町文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の評価や、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申を行うものである。委員の定数は 10 人以内で、令和 7 年 4 月現在、郷土史を研究する者や文化財保護行政に明るい者、文化財所有者等からなる 7 名(郷土史家 4 名、行政経験者 2 名、文化財所有者 1 名)の委員で構成されている。

また、和歌山県教育委員会をはじめ、公益財団法人 和歌山県文化財センターや、和歌山県立博物館、和歌山県立文書館等の専門機関と連携し、必要に応じて指導助言を得ながら、湯浅町の文化財保護行政を進めているところである。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

湯浅町では、令和 2 年 12 月に、文化財保護法に基づく文化財保存活用支援団体に、一般社団法人 和歌山県建築士会を指定し、連携を図っている。保存地区での事業における連携や、歴史的建造物の保存等に関すること、大規模災害時の歴史的建造物への対応方法の検討等の事業を進めている。

その他、保存地区の保存団体として湯浅伝建地区保存協議会が、民俗芸能である三面獅子舞の保存団体として、顯國神社三面保存会や、國津神社三面獅子保存会があり、それぞれ活動に対する補助を行うことにより、支援を実施している。また、文化財周辺の清掃活動や、イベントの実施等に取り組む住民の集まりなどがあり、様々なかたちで住民参画がなされている。

今後は、地域計画に基づき、これら民間団体や住民組織との連携を深め、またより住民が文化財の保存や活用に関わりやすい体制づくりを進めていく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の核となる国の重要伝統的建造物群保存地区となっている保存地区については、令和 4 年(2022)12 月に、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画(以下、「伝建保存活用計画」という。)へと改正を行い、保存地区における保存修理事業や、活用事業、防災事業等を進めている。また、保存地区内の重要文化財である角長(加納家住宅)についても、今後、保存活用計画を作成し、適切な保存と活用を図っていくこととする。

保存地区外の旧市街地や、熊野古道沿道には、町の景観形成に寄与する歴史的建造物が多く所在することから、所有者と十分に連携を図りつつ、同意が取れたものについては、国の登録有形文化財への登録を検討し、個別の文化財としての保存・活用を積み重ねることにより、全体的な歴史的景観の維持向上に努める。

保存地区の保存物件や、国の登録有形文化財に登録されている公有の歴史的建造物は、引き続き一般公開等の活用を行いつつ、地域の歴史や文化財にかかるガイダンス機能や、観光誘客、地域経済の好循環化に繋がる取組の拠点となるよう、活用方法の再構築を検討する。

旧市街地においては、人口減少等に伴う空き家の増加が顕著な地域であることも踏まえつつ、第 1 期で重点的に整備を行った湯浅駅周辺と保存地区の間のエリアを中心に、歴史的建造物を活用した、店舗等の誘致や移住者の受入等の取組を、インバウンド誘客を意識しつつ、民間のまちづくり会社や地域おこし協力隊等の活動と連携しながら進める。これにより、旧市街地全体を回遊することが可能となり、湯浅駅周辺と保存地区という 2 つの拠点が相互に高まり、町内での滞在時間の増加が見込まれる。そこで販売できるような、醤油や金山寺味噌、海産物、みかん等の伝統産品を活かした土産物の開発等も同時に行っていくことで、より地域経済の好循環化に資するものとなる。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

伝建保存活用計画に基づき、年間 3～4 件程度のペースで、毎年保存修理(修景)事業が行われてきている。現在すでに保存物件の半数程度の物件において保存修理事業が行われており、保存地区内の歴史的景観は大きく向上してきた。今後も、このペースを維持したまま保存修理事業を進めつつ、事業が始まって 20 年を過ぎていく中で、将来に渡って、

保存地区の町並み景観の維持及び向上に資するため 2 回目以降の保存修理の必要性を考えて実施していく。

また、重点区域内における国登録有形文化財(建造物)や、県・町の指定文化財についても、必要に応じて保存修理や美観向上にかかる事業を実施し、湯浅町は、湯浅町文化財補助金交付要綱に基づき、所有者の負担軽減の支援を行うほか、未指定等の建造物を含めて、歴史的風致形成建造物の指定による保護措置の適用や、保存活用のための修理、整備にかかる事業を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域は、湯浅町においても著しく人口や小売店舗が減少し、空き家化が進んでいるエリアでもある。歴史的建造物を活用した店舗や住家への改装整備等について、町全域で取組む中でも、特に重点を置いて進めていく必要があるエリアである。官民連携で取組を進めていく。

主要施設間の動線を指示する案内板(案内表示)や、個別の文化財や拠点施設を説明する解説板の整備が必要となるが、重点区域内は道路が狭小で、建造物が密集している環境で、歴史的景観を阻害しないような看板等である必要があるため、その整備方法について検討したうえで、整備を行うものとする。その際、今後も見込まれるインバウンド客を意識した多言語化や、ピクトグラムの活用など、様々な来訪者を快適に受け入れることのできる施設整備を進める。

また、来訪者用の駐車場については、湯浅駅前や保存地区周辺に整備されてきたが、需給バランスをみながら、必要に応じた再整備を行う等、来訪者がより訪れやすい環境づくりを進めるとともに、公衆用トイレ等の便益施設については、快適に利用できるよう継続して適切に管理していく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は、旧市街地と熊野古道沿道を含むエリアであり、良好な市街地景観が広がる地域である。この保全には、歴史的建造物の保護だけではなく、景観を阻害する要素を排除し、より景観になじむものを整えていく必要がある。そのために、景観法に基づく「湯浅町景観計画(仮称)」の策定の検討を早期に進めていくものとする。

重点区域、とりわけ保存地区内及び熊野古道において、道路の美装化を進め、景観に配慮した道路面で、かつ来訪者を始めとした道路利用者が安全に通行できる道路舗装を検討する。また、電線類の整理については、湯浅駅周辺や保存地区内において、その市街地の構成を考慮して、電線の地中化やソフト地中化等の工法を検討し、事業を実施に向けて調整を行う。

保存地区を代表する景観としてあげられることの多い山田川沿いの大仙堀については、堀底の泥の堆積等により水深が浅くなる等、美観上の問題がこれまでも指摘されてきた。第1期計画期間中も様々な調査や検討を行ったが抜本的な解決に至っていない現状がある。今期においても、港湾管理者である和歌山県と連携しながら、大仙堀内の清掃活動をはじめ、出来ることから継続し、周辺環境も含めて整備を検討する等、観光スポットとしての美観を整えることを目標に据えて、関係機関や専門家を巻き込んだ取組を進めていく。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

保存地区では、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区防災計画を作成しているが、作成から20年近くが経過し、また計画が火災を中心とした対策の記述となっていることから、近年の防災事業の進捗、新しい設備の検討と同時に、歴史的建造物への耐震対策や、南海トラフ地震の被害想定、ハザードマップ等の情報を踏まえた地震対策、津波避難対策をはじめ、近年増加する風水害も考慮に入れた防災計画の見直しを検討する時期に来ている。あわせて旧市街地全体が、保存地区と同様の木造密集地域であることを考えると、湯浅町防災計画等における取組や、地区の自主防災組織によるその地区の特性に応じた取組への支援、町内一斉の地震津波避難訓練への参加など、住民の防災意識向上に努める必要がある。

また、大規模災害発生時における、文化財保存活用支援団体(一般社団法人 和歌山県建築士会)との連携については、特に保存地区における応急危険度判定や文化財ドクター事業との関係性の整理、他都道府県の建築士会や、全国伝統的建造物群保存地区協議会との連携方法などを平時に確認しておかなければならない。保存地区を含む指定等文化財の被害状況の把握や、迅速な災害復旧事業への移行に向けて、関係機関との連携を深めていく必要がある。

盗難や悪意のある汚損などに対する防犯対策としては、文化財所有者に防犯対策を進めるよう指導していくとともに、必要に応じて支援を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内では、醤油や金山寺味噌といった伝統的な特産品が今も作られており、またシラスやシロウオ、みかん等の海や山の産物も含めて、これらを広く PR するために、ふるさと納税に関する取組とも連携して積極的に進める。また、これら食を活かした土産物やメニュー考案等を支援し、販売できる土産物店や飲食店の新規出店も含めて、総合的に推進していく必要がある。歴史的建造物の空き家対策と連動した対策として、歴史的建造物を改装し、店舗化するための支援策についても検討する。

日本遺産の普及・啓発事業として各地で行われるイベントへの参加をはじめ、町外における PR 活動を積極的に行うことで、多くの人に湯浅町を知ってもらうような事業を展開していく。

訪れる観光客に対しては、旧栖原家住宅を中心に、民間の施設とも連携して、より湯浅町の、特に醤油醸造に関する歴史的風致を理解してもらえるように努めているところであるが、それらを継続、発展させることを念頭に、公有の歴史的建造物の活用方法については、官民の連携も視野に十分に検討する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

町全体の方針に則し、周知の埋蔵文化財包蔵地においては、適切に調整を図り、必要に応じて記録保存、もしくは現地保存を行う。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討のための分布調査(踏査)を進める。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

町全体の状況及び方針のとおり、既存の団体との連携や支援については継続し、さらに深化させることにより、歴史的風致の維持及び向上にともに取り組んでいく体制を強固なものとしていく。

第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は、次項に掲げる事業により実施する。

第 1 期計画では、湯浅駅周辺整備事業により、「湯浅えき蔵」の建設、湯浅駅旧駅舎の復原と活用のための整備、周辺の駐車場や公園等の新設により、旧市街地の南側の拠点として、あるいは鉄道利用者の拠点としての機能が整った。また、伝統的建造物群保存地区では、継続した保存修理事業の実施により歴史的景観が向上し、拠点施設整備活用事業として既存施設の運用や旧栖原家住宅の修理整備が行われ、受入機能の強化のため、伝統的建造物群保存地区周辺における駐車場やトイレ等が順次整備されてきた。文化財の調査や、その成果を受けた新規指定等の保護措置の適用、歴史講座や文化財の一般公開による普及啓発事業、伝統行事への支援事業等、文化財の保存と活用に関する事業が大きく進捗を見せ、令和 3 年 12 月に認定された湯浅町文化財保存活用地域計画により、地域全体の文化財の保存と活用が計画されたことにより、今後は本計画と併行して事業が行われていくこととなる。

一方で、大仙堀の環境整備に関する事業は、手法の検討等に時間を要していることにより進捗が芳^{かんば}しくない状況であるほか、道路美装化事業についても熊野古道沿いの一部で進められているものの伝統的建造物群保存地区やその周辺の美装化は未着手となっている。

本計画においては、第 1 期計画により整備された来訪者の受入機能を有効に活用し、来訪者の湯浅町における滞在時間の増加に繋がる取組や、土産や飲食等の湯浅町の伝統的な特産品を活かした経済活動の促進に繋がる取組を進めるとともに、湯浅町全体の歴史的風致や景観を向上させ、より魅力的な歴史まちづくりを展開していくことを目指して、事業を展開していくこととする。

事業実施にあたっては、景観部局と文化財部局が連携して、歴史的背景や周辺環境を十分に考慮したものとするため、事業実施部局との情報交換を密に行い、必要に応じて指導・助言を行うこととし、また官民連携による事業の推進を加速させつつ、行政と住民の適

切な役割分担のもとで、歴史的風致の維持向上に努めることとする。なお、事業は国や県の補助金制度を有効に活用しつつ実施していく。

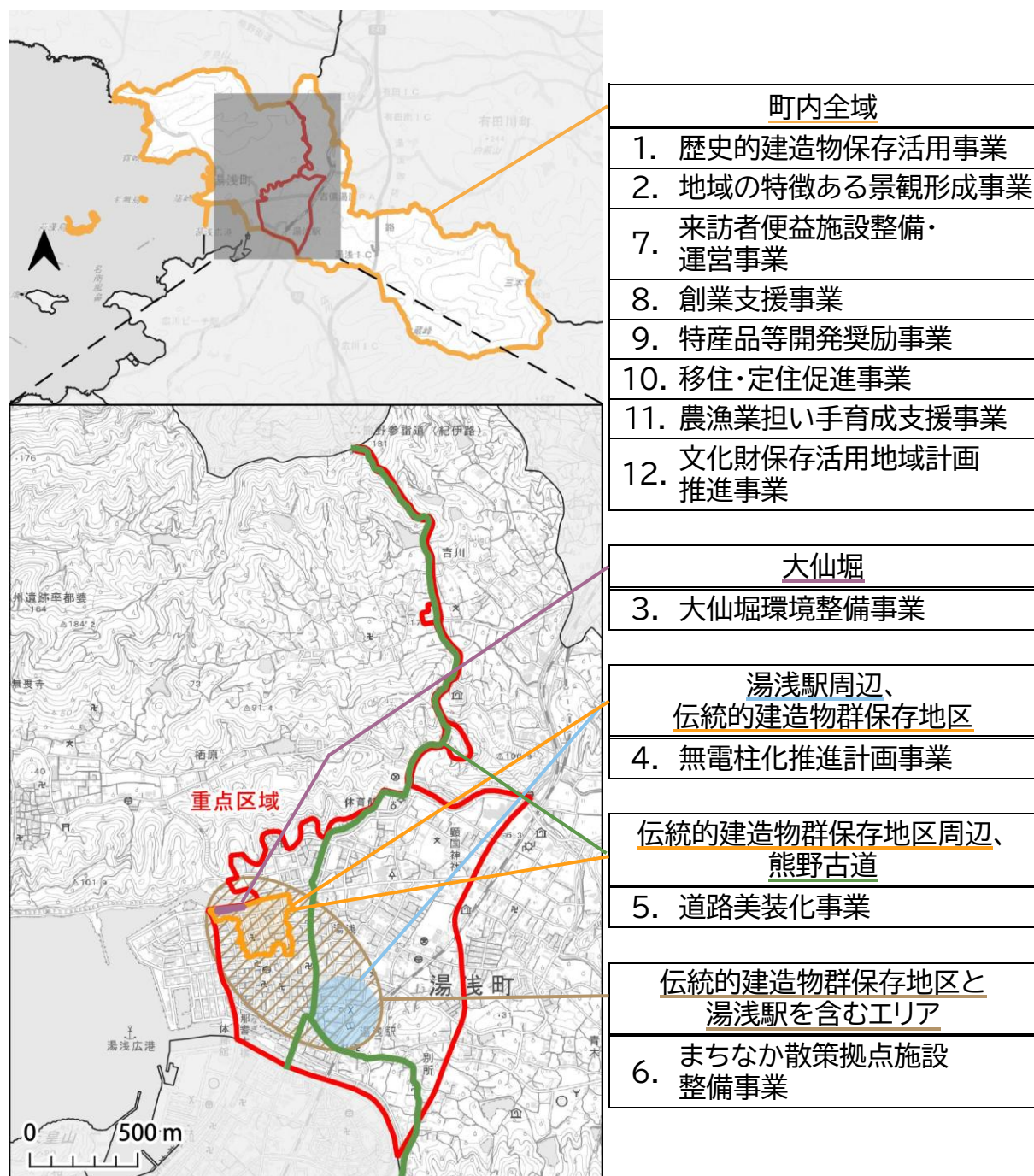


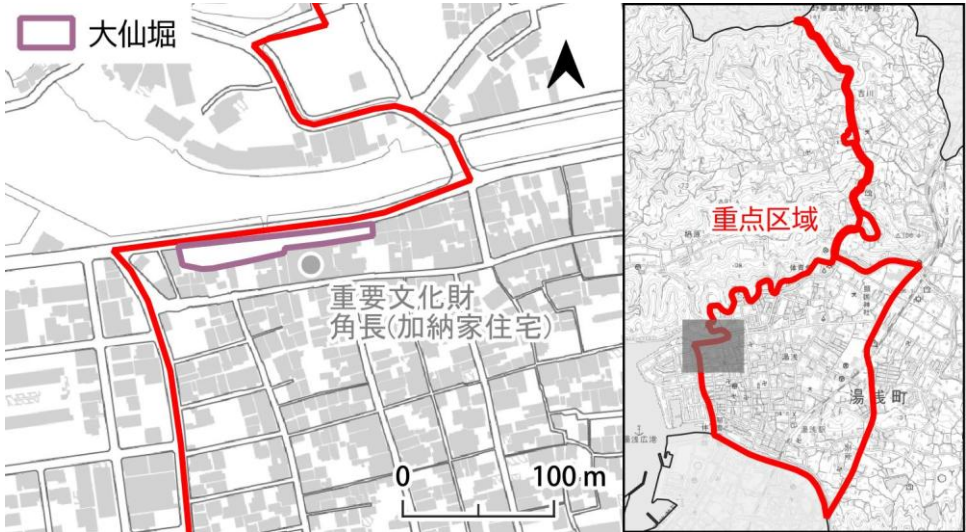
図 6-1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等の事業

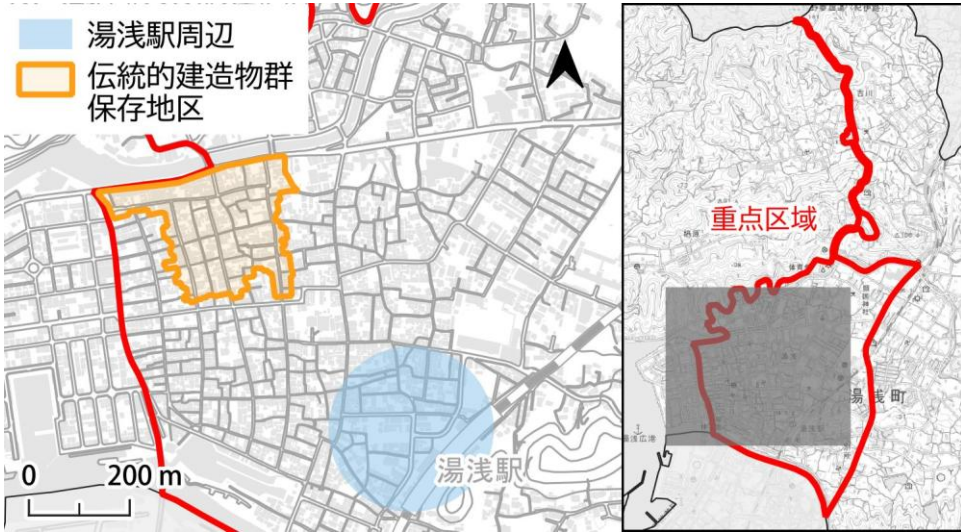
※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

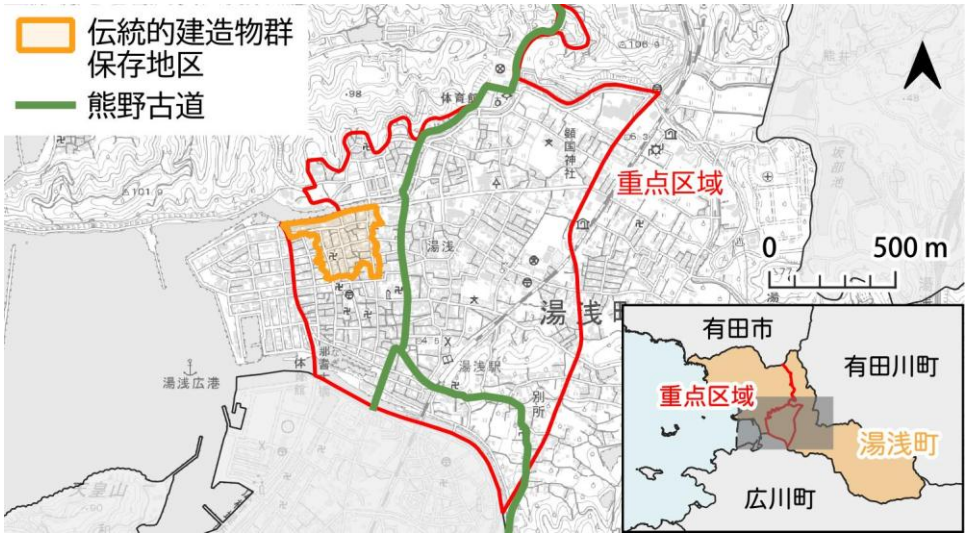
2. 事業

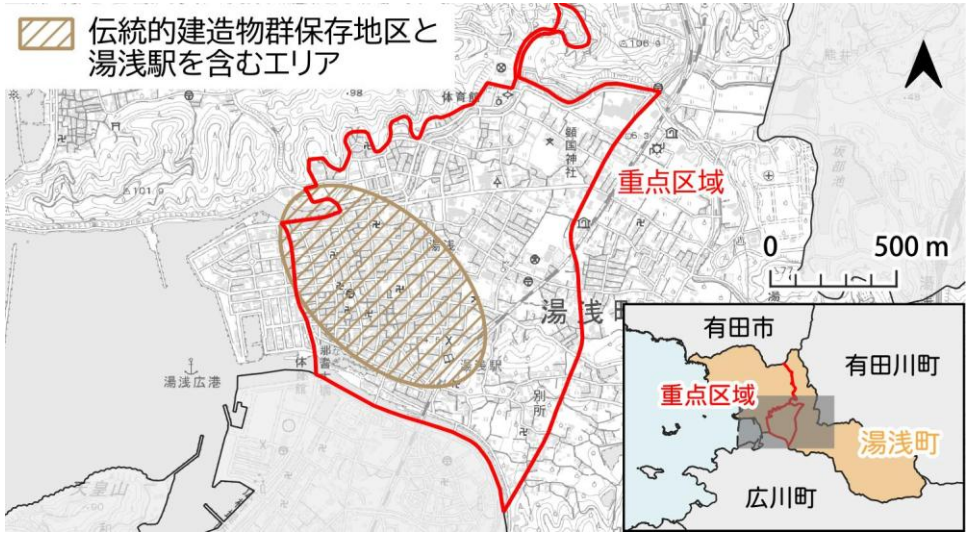
事業名	1. 歴史的建造物保存活用事業
事業主体	湯浅町、所有者等
事業手法 (支援事業名)	伝統的建造物群基盤強化事業 社会資本総合整備交付金事業 町単独事業
事業期間	平成 19 年度～令和 17 年度
事業概要	伝統的建造物群保存地区や歴史的建造物(指定等文化財、歴史的風致形成建造物、景観重要建造物等)の保存修理・修景事業を進める。また、整備された公共施設について、民間事業者の活用を含めて効果的な手法を検討し、活用していく。  保存地区の保存修理  歴史的風致形成建造物の修理
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	醤油の醸造町である保存地区の保存修理(修理・修景)事業の継続や、伝統的建造物群保存地区外の歴史的建造物の保存事業により、伝統的な市街地環境の維持向上が図られる。また、特に公共施設の活用により、来訪者の満足度向上や滞在時間の増加等が期待され、さらなる保存活用事業の展開に繋がる。これにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2. 地域の特徴ある景観形成事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	地域の観光資源充実のための環境整備促進事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	湯浅町の特徴ある景観の位置付けや、それを守るための施策について検討を行い、令和 8 年度から 2 ヶ年の予定で、「湯浅町景観計画(仮称)」を策定する。計画策定後は、計画に基づいて景観施策に取り組む。  伝統的建造物群保存地区外の町並み  農業景観
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	既に景観保全がされている保存地区以外の地区における市街地景観や自然的景観の位置付けが明確化され、計画策定に伴う住民の気運醸成や、開発等に伴う歴史的風致の滅失を防ぐことが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3. 大仙堀環境整備事業
事業主体	湯浅町、和歌山県 等
事業手法 (支援事業名)	社会資本総合整備交付金事業 地域の観光資源充実のための環境整備促進事業 町(県)単独事業 等
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	大仙堀について、ヘドロ等の堆積により堀底が露出し、景観や環境に影響が出ていること、周辺に安全な眺望スポットがないことを踏まえて、大仙堀の美観向上を図り、周辺環境の整備とあわせて、その整備手法を、和歌山県等と連携して検討し実施する。  大仙堀
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大仙堀は、伝統的建造物群保存地区の象徴的なものであり、醤油醸造の歴史を色濃く伝える景観である。事業実施により、大仙堀周辺の景観が向上し、来訪者の立ち寄りスポットとして、湯浅の歴史を体感できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	4. 無電柱化推進計画事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	無電柱化推進計画事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	湯浅駅周辺地区と伝統的建造物群保存地区において、電線類の整備のための手法を検討し、無電柱化を行う。  湯浅駅周辺地区  伝統的建造物群保存地区
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的な市街地環境が広がる旧市街地の景観を阻害する電線類の整理を行うことにより、より魅力的な都市景観が生まれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

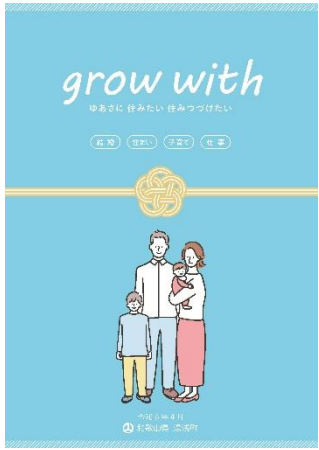
事業名	5. 道路美装化事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金事業 街なみ環境整備事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	伝統的建造物群保存地区周辺と熊野古道について、それぞれの道路環境に応じて、歩道の整備や、道路舗装面の美装化等を行い、市街地環境の保全整備を進める。  熊野古道の美装化  保存地区内の現状
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歩行者の安全性の確保、周遊性の向上が図れるとともに、歴史的な市街地環境が広がる旧市街地の環境整備によって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	6. まちなか散策拠点施設整備事業
事業主体	湯浅町、所有者等
事業手法 (支援事業名)	空き家対策総合支援事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	湯浅駅前から伝統的建造物群保存地区の間に点在する古民家等を活用し、町並みを散策する仕掛けを作る。  道町通り(熊野古道) (旧木下家)
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	事業により空き家等となっている歴史的建造物の活用が図られ、景観の向上が期待できる。また、保存修理事業が進んでいる伝統的建造物群保存地区と、第 1 期で整備が進んだ湯浅駅周辺との間における立ち寄りスポットができることにより、双方を行き来するルートができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	7. 来訪者便益施設整備・運営事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金事業 文化財多言語解説整備事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	重点区域を訪れる来訪者を受け入れるための駐車場やトイレ等について、適切に維持管理するとともに、必要に応じて新設も検討する。また、観光ルートの方角指示案内板や、文化財の解説板等を、インバウンドにも対応できる多言語対応で整備する。  観光用駐車場  文化財の解説板(多言語対応)
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	駐車場やトイレ、案内・解説板等の便益施設の整備や維持管理により、湯浅町を訪れる来訪者の増加に対応し、また来訪者の利便性向上が図られ、より多くの人に湯浅町の歴史的風致を知ってもらうことができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	8. 創業支援事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	民間事業者が新たに事業を起こす際に事業者に対して支援を行う。  歴史的建造物を活用した例
事業位置	
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	飲食店や物販店の新規参入を促すことにより、歴史的建造物が密集する重点区域内における賑わいの創出と、歴史的建造物を活用することによる景観の向上が期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	9. 特産品等開発奨励事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	醤油やみかん等の伝統的な特産品を活かした商品開発に対して支援を行うことにより、土産物商品の多様化を図る。  特産品を活かした例
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	新たな土産物開発により、来訪者の満足度を向上させるとともに、醤油や金山寺味噌、海産物、みかんといった伝統的な背景を持つ特産品の需要を維持することが期待できる。また、ふるさと納税返礼品との連携を進め、町外の湯浅ファン獲得に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	10. 移住・定住促進事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 地域少子化対策重点推進交付金
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	湯浅町で住宅を持つ等して定住する場合や、結婚する若年層に対して支援を行い、移住・定住を促進する。  転入者への案内(グローウィズ)
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	湯浅町への移住・定住を促進することで、漁業や農業などの歴史的風致に関係する伝統産業の担い手の確保や、歴史的建造物への移住、利活用を行う人材の確保に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	11. 農漁業担い手育成支援事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	新規就農者育成総合対策事業(県・国) 経営継承応援事業(県) 漁業担い手育成支援事業(県)
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	新たに農業や漁業をはじめようとする者や、農業者の世代交代について支援することで、農業や漁業の担い手を確保する。  農業の様子  漁業の様子
事業位置	
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	農業や漁業の担い手、特に若年層の就業を支援することで、伝統的な産業である漁業やみかんをはじめとする農業に携わる人材を確保・育成し、継続した産業に関わる景観を維持することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	12. 文化財保存活用地域計画推進事業
事業主体	湯浅町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 文化芸術振興費補助金
事業期間	令和 8 年度～令和 17 年度
事業概要	歴史的風致を構成する文化財や伝統的な活動について、湯浅町文化財保存活用地域計画に基づいて、調査や保存修理、普及啓発、伝統行事継承支援といった取組を進める。  顯國神社の三面獅子  文化財展示
事業位置	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の歴史や文化遺産を守り、活かすため作成された湯浅町文化財保存活用地域計画と連携し、歴史的風致を形成する建造物や活動の維持のための措置を推進することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

湯浅町ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定等を行って、保存、活用に取り組んできた。今後、湯浅町固有の歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域内において歴史的風致を形成している未指定等の歴史的建造物で、その価値を認められ、保全を図る必要があるものについて、歴史まちづくり法第 12 条第 1 項に基づき、「歴史的風致形成建造物」に指定する。

特に、保存地区外には、醤油・金山寺味噌に関するもの、熊野古道沿いの景観を構成するもの、旧市街地の景観を構成するものが多く残されている。これらの歴史的建造物のうち、民間所有の建造物については、所有者などの合意を得られた上で指定を検討する。なお、重点区域において、引き続き歴史的建造物の調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定基準及び指定方針に合致するものについては、随時追加指定を行う。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準

(1) 指定対象の要件

湯浅町の歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ア 文化財保護法に基づく登録有形文化財
- イ 和歌山県文化財保護条例に基づく指定等文化財
- ウ 湯浅町文化財保護条例に基づく指定文化財
- エ 湯浅町の歴史的風致の維持向上を図る上で特に町長が必要と認めたもの

(2) 指定基準

湯浅町の歴史的風致形成建造物は、以下のいずれかの基準に該当するものを指定することができる。

ア 意匠、形態、技術性が優れているもの

イ 地域の固有性、歴史性、希少性などの観点から保存が必要なもの

ウ 歴史的なまちなみの構成要素として重要なもの

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが前提となる。

- ・ 概ね築 50 年経過しているもの
- ・ 所有者又は管理者などにより、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
- ・ 所有者の同意が得られるもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

表 7-1 歴史的風致形成建造物の指定候補

番号	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する歴史的風致
1	旧堀田茶舗（立石茶屋） 	湯浅	湯浅町	江戸時代末期等	国登録有形文化財	2 熊野古道に見る歴史的風致
2	阿瀬家住宅 	湯浅	個人	江戸時代末期	国登録有形文化財	5 海辺の営みに見る歴史的風致

3	旧国鉄紀勢西線 紀伊湯浅駅本屋 	湯浅	湯浅町	昭和2年 (1927)	国登録 有形 文化財	2 熊野古道 に見る 歴史的 風致
4	玉井醬本舗大三 (北村家住宅) 	湯浅	個人	江戸末期	未指定	1 醤油・金山 寺味噌 醸造に 薫る 歴史的 風致

※第1期湯浅町歴史的風致維持向上計画から引き続き歴史的風致形成建造物に指定する建造物は、旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋のみ。

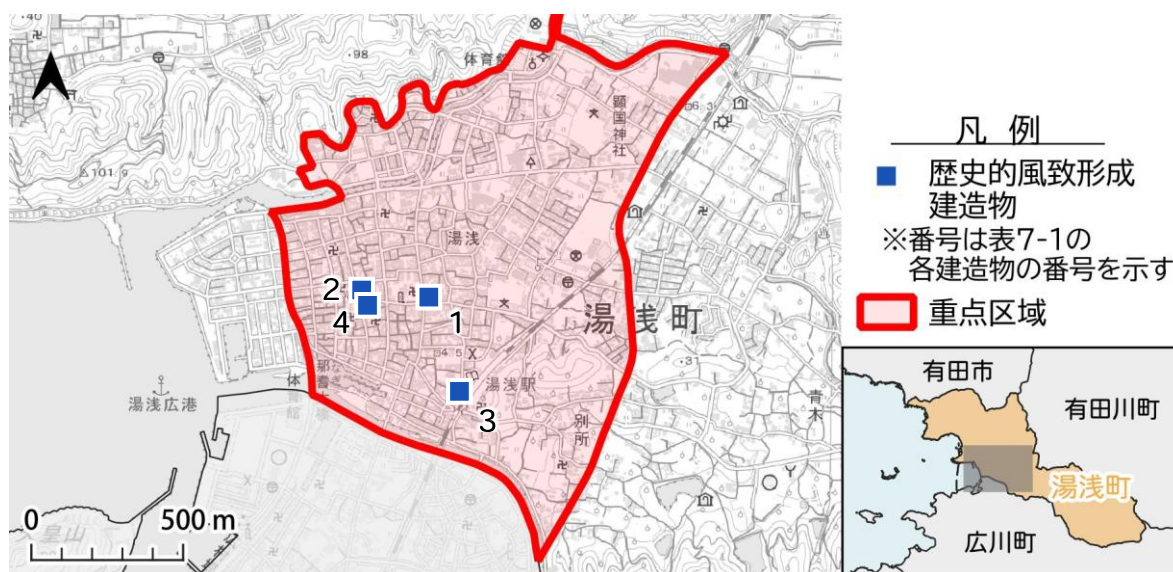


図 7-1 歴史的風致形成建造物の指定候補の位置

※下図は「国土数値情報(行政区域データ第 3.1 版)」、「地理院タイル(淡色地図)」(国土交通省)を加工して作成。

第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針 となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法等の法律や条例に基づいて指定等がなされているものは、当該関係法令に基づいて適正に維持管理を行うことを基本とする。また、それ以外の建造物については、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持管理を図る。その際、歴史的風致形成建造物の外観は歴史的風致を形成する特に重要な要素であるため、その変更については十分な検討と配慮が必要である。また内部についても、個々の建造物の価値や用途に応じて適正な維持管理に努める。

歴史的風致形成建造物の保存と復原に努めることとあわせて、それらが有効に活用されるよう、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動や町民歴史講座などによる啓発活動を継続的に実施する。また、可能であるものについては、一般公開や諸活動が行われるよう取り組む。ただし、公開・活用にあたっては、そこで営まれている生活への影響や、建造物の耐震性等の防災面への配慮のほか、毀損等により文化財的価値が損なわれることがないように十分配慮するものとする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、指定対象となった個々の文化財などの保護の指針に従うことを基本とする。

ア 国登録有形文化財

登録有形文化財については、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、通常望みできる範囲への変更行為は、できる限り行わないものとする。公開・活用に際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行う

ものとする。

イ 県指定等・町指定文化財

指定文化財については、条例により、現状維持、または保存修理、復原を基本とし、増改築などに関しては、当該建造物の保存上、やむを得ない場合を除き、原則認めない。また、公開・活用のために必要な防災上の措置などについて、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

ウ 歴史的建造物で町長が必要と認めたもの

適切な文化財指定・登録などに取組み、それぞれに対応する法令や条例に基づく保存に努める。外観については、本来の建造物の意匠を尊重した範囲で実施する小規模な改変のみ認めるものとする。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づき、以下の場合については届出を不要とする。

- ・文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ・和歌山県文化財保護条例第 2 条第 1 項に基づく和歌山県指定有形文化財(建造物)について、同条例第 11 条第 7 項の規定に基づく修理の届出及び同条例第 12 条第 1 項に基づく現状変更などの許可申請を行った場合。
- ・湯浅町文化財保護条例第 2 条第 1 項に基づく湯浅町指定有形文化財(建造物)について、同条例第 6 条第 7 項の規定に基づく修理の届出及び条例第 7 条に基づく現状変更などの許可申請を行った場合。

資料編

1. 主な参考文献

- 『湯浅町誌』湯浅町誌編纂委員会編 昭和 42 年(1967)
- 『湯浅町文化財保存活用地域計画』湯浅町教育委員会編 令和 3 年(2021)
- 『有田地方文化財目録』有田地方文化財保護審議委員連絡協議会 平成 9 年(1997)
- 『和歌山県文化財ガイドブック下巻』和歌山県教育委員会 平成 11 年(1999)
- 『和歌山県中世城館跡詳細分布調査報告書』和歌山県教育委員会 平成 10 年(1998)
- 『日本城郭大系第 10 巻 三重・奈良・和歌山』新人物往来社 昭和 55 年(1980)
- 『定本・和歌山県の城』「定本・和歌山県の城」刊行会編 平成 7 年(1995)
- 『湯浅党城館跡総合調査報告書』有田川町教育委員会編 令和 2 年(2020)
- 『みんなの町 湯浅』湯浅町教育委員会 平成 22 年(2010)
- 『湯浅の街見聞日記』和田 堅一 平成 10 年(1998)
- 『紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書』湯浅町教育委員会 平成 13 年(2001)
- 『湯浅町重要建造物調査報告書』奈良文化財研究所編 令和 2 年(2020)
- 『和歌山県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』奈良国立文化財研究所編 平成 3 年(1991)
- 『和歌山県指定文化財 深専寺本堂修理工事報告書』財団法人京都伝統建築技術協会編 平成 13 年(2001)
- 『歴史の道調査報告書(1)－熊野参詣道とその周辺－』和歌山県教育委員会編 昭和 54 年(1979)
- 『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」関連文化財指定促進事業報告書』和歌山県教育委員会編 平成 27 年(2015)
- 『湯浅・広川の熊野古道考』垣内 貞 平成 11 年(1999)
- 『湯浅荘別所勝楽寺考 一地方寺院と在地領主一』高橋 修 平成 15 年(2003)
- 『熊野古道と吉川遺蹟の考察』富上 譽秀 平成 17 年(2005)

- 『湯浅氏と湯浅町』 垣内 貞 平成 20 年(2008)
- 『明恵 故郷でみた夢』 和歌山県立博物館編(特別展図録) 平成 8 年(1996)
- 『明恵上人』 垣内 貞 平成 21 年(2009)
- 『紀州 明恵上人伝』 和歌山県立博物館編 令和 5 年(2023)
- 『信仰の中世武士団－湯浅一族と明恵－』 高橋修 平成 28 年(2016)
- 『中世武士団と地域社会』 高橋修 平成 12 年(2000)
- 『有田南部地域の獅子・田楽の芸能』 湯浅広川民俗文化財記録作成実行委員会 平成 23 年(2011)
- 『開拓の群像』 「開拓の群像」刊行委員会 平成 25 年(2013)
- 『田栖川村郷土誌』 田栖川村 編纂年不詳
- 『和歌山のかんきつ』 和歌山県果樹研究会 昭和 58 年(1983)
- 『紀州有田みかんの起源と発達史』 御前 明良 平成 11 年(1999)
- 『和歌山の三宝柑』(『果実日本』2003 年 12 月号) 金岡 晃司 平成 15 年(2003)
- 『和歌山の果樹 果樹農業の姿』 和歌山県 平成 27 年(2015)

2. 湯浅町内指定等文化財一覧

■国指定文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	角長(加納家住宅) 主屋、土蔵、穀蔵、麴室、仕込蔵、 醤油蔵、樽蔵、醤油蔵(北)、 醤油蔵(南)、角蔵、辰巳蔵 11 棟	湯浅町湯浅個人	令和 4 年 12 月 12 日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像 1 躯	湯浅町別所勝楽寺	大正 6 年 4 月 5 日
		木造薬師如来坐像 1 躯	湯浅町別所勝楽寺	大正 6 年 4 月 5 日
		木造釈迦如来坐像 1 躯	湯浅町別所勝楽寺	大正 6 年 4 月 5 日
		木造地藏菩薩坐像 1 躯	湯浅町別所勝楽寺	大正 6 年 4 月 5 日
		木造四天王立像 4 躯	湯浅町別所勝楽寺	大正 15 年 4 月 9 日
	古文書	紙本墨書施入状 1 巻	湯浅町栖原施無畏寺	明治 37 年 8 月 29 日
		紙本墨書置文 1 巻	湯浅町栖原施無畏寺	明治 37 年 8 月 29 日
記念物	史跡	明恵紀州遺跡率都婆 (西白上遺跡・東白上遺跡)	湯浅町栖原施無畏寺	昭和 6 年 6 月 3 日
		湯浅党城館跡(湯浅城跡)	湯浅町青木・山田 湯浅町・個人	令和 3 年 3 月 26 日
		熊野参詣道(逆川王子跡)	湯浅町吉川 吉川区・個人	令和 4 年 11 月 10 日

■国選定文化財

区 分	名称及び面積	所在地及び所有者	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区 約 6.3ha	湯浅町大字湯浅字北町、字濱町、字中町及び字鍛冶町の各一部	平成 18 年 12 月 19 日

■国登録文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	登録年月日
有形文化財	建造物	湯浅小学校講堂 1 棟	湯浅町湯浅湯浅町	平成 15 年 3 月 18 日

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	登録年月日
有形文化財	建造物	栖原角兵衛屋敷主屋 1 棟	湯浅町栖原個人	平成 16 年 11 月 8 日
		栖原角兵衛屋敷土蔵 1 棟	湯浅町栖原個人	平成 16 年 11 月 8 日
		栖原角兵衛屋敷土塀 1 棟	湯浅町栖原個人	平成 16 年 11 月 8 日
		旧堀田茶舗(立石茶屋)店舗 1 棟	湯浅町湯浅湯浅町	令和 4 年 10 月 31 日
		旧堀田茶舗(立石茶屋)座敷棟 1 棟	湯浅町湯浅湯浅町	令和 4 年 10 月 31 日
		旧堀田茶舗(立石茶屋)土蔵 1 棟	湯浅町湯浅湯浅町	令和 4 年 10 月 31 日
		阿瀬家住宅主屋 1 棟	湯浅町湯浅個人	令和 5 年 8 月 7 日
		阿瀬家住宅道具蔵 1 棟	湯浅町湯浅個人	令和 5 年 8 月 7 日
		阿瀬家住宅米蔵 1 棟	湯浅町湯浅個人	令和 5 年 8 月 7 日
		旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋 1 棟	湯浅町湯浅湯浅町	令和 6 年 3 月 6 日
		旧万忠金物店店舗 1 棟	湯浅町湯浅個人	令和 7 年 8 月 6 日
記念物	遺跡関係	菊池海荘宅跡	湯浅町栖原個人	令和 6 年 10 月 11 日

■県指定文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	石造宝篋印塔 1 基	湯浅町栖原施無畏寺	昭和 53 年 8 月 18 日
		施無畏寺 4 棟 本堂 (1 棟) 開山堂 (1 棟) 鐘楼 (1 棟) 鎮守社 (1 棟)	湯浅町栖原施無畏寺	平成 9 年 4 月 23 日
		深専寺本堂 1 棟	湯浅町湯浅深専寺	平成 10 年 4 月 15 日
		深専寺 3 棟 惣門 (1 棟) 庫裡及び玄関 (1 棟) 書院 (1 棟)	湯浅町湯浅深専寺	平成 21 年 3 月 17 日
		旧栖原家住宅 3 棟 主屋 (1 棟) 文庫蔵 (1 棟) 土蔵 (1 棟)	湯浅町湯浅湯浅町	令和 5 年 4 月 21 日

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	彫刻	木造明恵上人坐像 1 躯	湯浅町栖原施無畏寺	平成 17 年 5 月 31 日
		木造阿弥陀如来坐像 1 躯	湯浅町青木興福寺	平成 17 年 5 月 31 日
	典籍	貞元華嚴經 4 帖	湯浅町栖原施無畏寺	平成 27 年 1 月 15 日
	古文書	施無畏寺文書 37 通	湯浅町栖原施無畏寺	昭和 53 年 8 月 18 日
		崎山家文書 1 巻	湯浅町栖原施無畏寺	平成 14 年 5 月 21 日
		紙本淡彩施無畏寺境内絵図 附 紙本著色明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図 1 幅 1 枚	湯浅町栖原施無畏寺	平成 14 年 5 月 21 日
	書跡	高山寺明恵上人行状 4 冊	湯浅町栖原施無畏寺	昭和 53 年 8 月 18 日
記念物	史跡	深専寺「大地震津波心得の記」碑	湯浅町湯浅深専寺	昭和 49 年 12 月 9 日
		久米崎王子跡	湯浅町別所顯国神社	昭和 34 年 1 月 8 日
		明恵上人遺跡刈藻島	湯浅町栖原湯浅町	昭和 49 年 12 月 9 日
		糸我峠	湯浅町吉川湯浅町	平成 23 年 3 月 15 日
		勝楽寺境内	湯浅町別所勝楽寺	平成 24 年 7 月 20 日
民俗文化財	無形民俗文化財	顯國神社の三面獅子	湯浅町湯浅顯國神社三面保存会	平成 21 年 3 月 17 日

■町指定文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	本勝寺本堂 1 棟	湯浅町湯浅本勝寺	平成 8 年 3 月 29 日
		石造宝篋印塔 1 基	湯浅町吉川弥勒寺	平成 8 年 3 月 29 日
		深専寺鐘楼 1 棟	湯浅町湯浅深専寺	平成 11 年 1 月 22 日
		深専寺観音堂 1 棟	湯浅町湯浅深専寺	平成 11 年 1 月 22 日
		深専寺地藏堂 1 棟	湯浅町湯浅深専寺	平成 11 年 1 月 22 日
		深専寺鎮守堂 1 棟	湯浅町湯浅深専寺	平成 11 年 1 月 22 日

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	真楽寺本堂 1 棟	湯浅町湯浅真楽寺	平成 20 年 6 月 5 日
		極楽寺本堂 1 棟	湯浅町栖原極楽寺	平成 20 年 6 月 5 日
		極楽寺表門 1 棟	湯浅町栖原極楽寺	平成 20 年 6 月 5 日
		顯國神社 本殿 (1 棟) 祝詞殿 (1 棟) 拝殿 (1 棟)	湯浅町湯浅顯國神社	平成 21 年 6 月 9 日
	彫刻	大日如来坐像 1 躯	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		愛染明王坐像 1 躯	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		誕生釈迦仏 1 躯	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		春日明神立像 1 躯	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		住吉明神立像 1 躯	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		顯国神社手水鉢 1 躯	湯浅町湯浅顯国神社	平成 10 年 7 月 17 日
	絵画	文殊菩薩像 1 幅	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
	典籍	紺紙金銀泥阿毗曇五法行經 1 卷	湯浅町栖原施無畏寺	平成 8 年 3 月 29 日
		紙本墨書春日明神託宣記 1 卷	湯浅町栖原施無畏寺	平成 8 年 3 月 29 日
		如来遺跡講式 1 卷	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		十六羅漢講式 1 卷	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		紀州所々遺跡 1 卷	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
	歴史資料	白檉氏関係資料 2 点	湯浅町湯浅深専寺	平成 27 年 2 月 19 日
	工芸品	五鈷杵 1 基	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
		剣 1 口	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
	古文書	明恵上人書状写 5 通	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
	考古資料	石造板碑 1 基	湯浅町山田證大寺	平成 8 年 3 月 29 日
		宝篋印塔 1 基	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	考古資料	御墓堂跡中世墓石群 3 基	湯浅町栖原施無畏寺	平成 10 年 4 月 17 日
記念物	史跡	熊野街道道標 1 基	湯浅町湯浅湯浅町	平成 8 年 3 月 29 日
民俗文化財	有形民俗文化財	醤油醸造用具 甑 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 平釜 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 ぶんじ 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 足踏式小麦割碎機 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 麴蓋 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 仕込み樽 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 櫛 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 すくい 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 ならし棒 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 締木 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 三州釜 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 半役 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 本かすり(桶型) 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
		醤油醸造用具 平かすり(角型) 1 点	湯浅町湯浅個人	平成 15 年 9 月 5 日
	無形民俗文化財	國津神社三面獅子舞	湯浅町田國津神社三面獅子保存会	平成 13 年 3 月 16 日

湯浅町歴史の風致維持向上計画（第2期）

令和8年3月 認定

編集・発行

湯浅町

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1